

(仮称) 枚方市こども計画 中間整理案

目次

第1章 こども計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけと期間
3. 計画の対象
4. 計画の策定体制

第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況
2. 就労の状況
3. 生活に困難さを抱える子ども・若者の状況
4. 子ども・若者及び子育て世帯に対する行政サービス等の状況
5. 調査からみた子ども・若者、子育て家庭の実態
 - ・ニーズ調査および子どもの生活に関する実態調査
 - ・子ども・若者からの意見

第3章 これまでの取り組みの成果と課題

1. 各計画における取り組みの成果と課題

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 施策目標
3. 計画の体系

第5章 施策の推進方向

施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進
《子どもの成長過程全般》

施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに
成長できるまちづくりの推進
《子どもの誕生前から幼児期まで》

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進

《学童期・思春期》

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進

《青年期》

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進

《子育て当事者への支援施策》

第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理

2. 計画の実現に向けた数値目標

第1章 こども計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況において、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめ、待機児童問題、不登校件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として深刻な状況です。

そのようななか、本市では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年3月に、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。また、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者の自立に向けて、平成25年5月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画」を、令和5年3月には「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」を策定し、子ども・若者のひきこもり等の支援に関する取り組みを進めてきました。さらに、ひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることを目指して、平成18年3月に「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を、令和3年3月には「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策を推進してきました。

一方、国においては、令和5年4月に、「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。令和5年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が、幅広い「こども施策」を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、「こども基本法」10条において努力義務とされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされました。

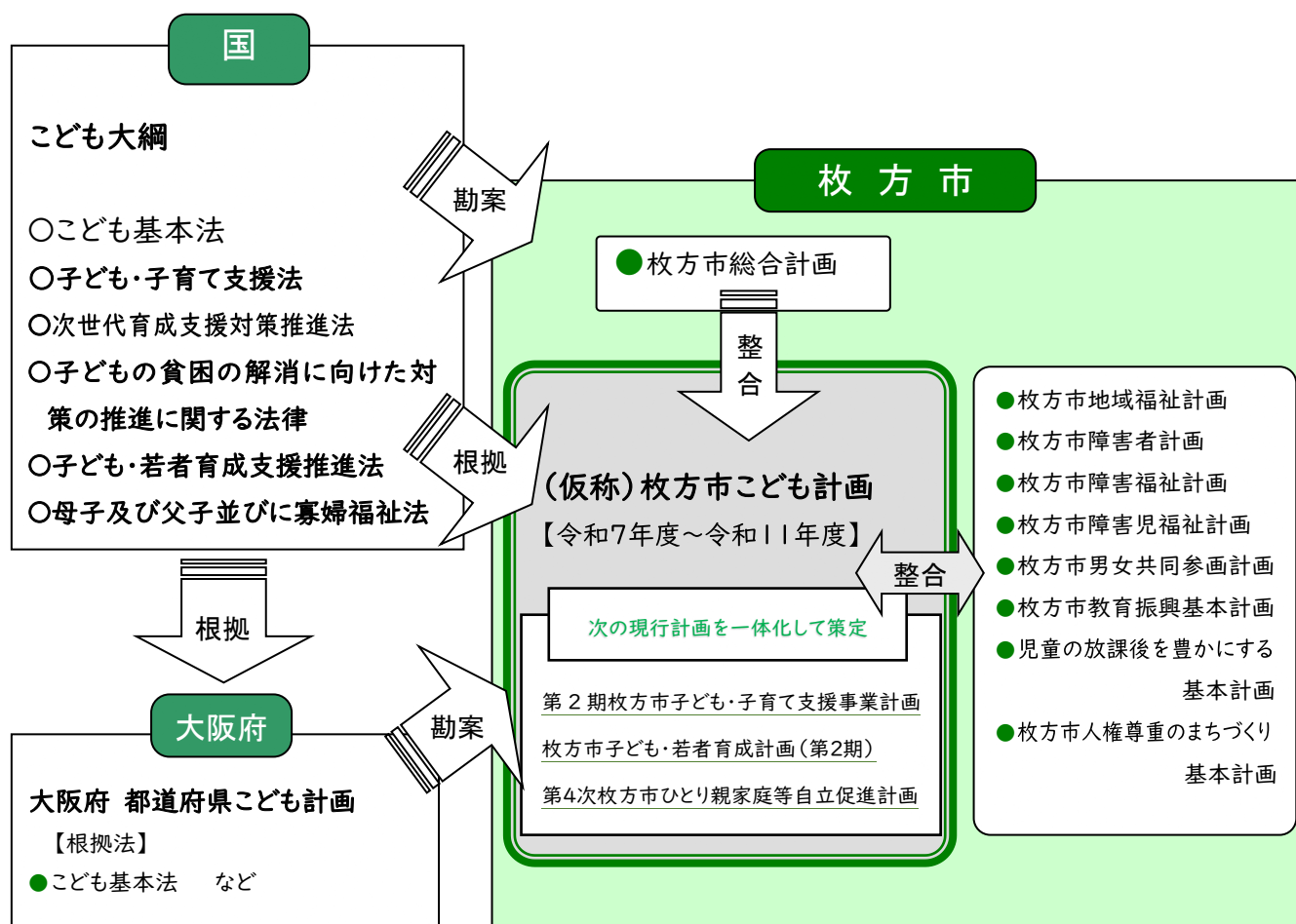
このような背景を踏まえ、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、こども大綱や大阪府が策定する都道府県こども計画のうち、本市の実情に沿った内容などを勘案した「（仮称）枚方市こども計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちづくりを進めるものです。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法における自立促進計画として、これらを一体化した「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定します。

また、大阪府が策定する「都道府県こども計画」との整合を図るとともに、「枚方市総合計画」や「枚方市地域福祉計画」のほか、他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援策を定めます。

■図表：各種計画等の関連図



計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、本計画の進捗状況を毎年度評価し、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象

本計画は、「こども」、若者及び子育て当事者を対象とします。

「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者をいい、「若者」については、おおむね39歳までとします。

「こども施策」に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

4. 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会による審議

「こども計画」の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第9条第3号及び枚方市社会福祉審議会規則（平成26年枚方市規則第26号）第2条第2項第4号に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する審議を行う機関である「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議し、計画（案）を答申いただきます。

また、「こども施策」に関する既存の計画と一体のものとして作成することから、市町村子ども・若者計画に関して審議いただいている機関である「枚方市青少年問題協議会」及び枚方市ひとり親家庭等の支援に関して審議いただいている機関である「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」など関連する他の審議会委員からもご意見を聴取してまいります。

本市庁内の検討体制としては、「枚方市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置しており、庁内での議論も重ねながら、子ども・子育て専門分科会に対し、計画策定に必要な調査結果等を提示するとともに、計画の策定作業を進めます。

(2) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、各種調査を実施し、審議に活用します。

①子どもの生活に関する実態調査

子どもが抱える課題に対する取り組みの充実や改善につなげていくため、大阪府との共同実施により、子どもの生活実態や学習環境などを把握する「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【調査対象】

- 小学5年生とその保護者
- 中学2年生とその保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数		有効回答率	調査期間
小学生 中学生	枚方市 3,758 件	合計 1,432 件	小学生 815 件 中学生 606 件 学年不明 11 件	38.1%	令和 5 年 7 月 12 日 ～7 月 31 日 (学校からの配布 ・郵送又はオンライン による回収)
保護者	枚方市 3,758 件	合計 1,527 件	小学生の保護者 800 件 中学生の保護者 593 件 学年不明 134 件	40.6%	令和 5 年 7 月 12 日 ～7 月 31 日 (学校からの配布 ・郵送又はオンライン による回収)

②ニーズ調査

子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査対象】

- 就学前児童（0歳～5歳）の保護者
- 小学生（1年生～6年生）の保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童	3,000 件	1,986 件	66.2%	令和 6 年 2 月 19 日～3 月 11 日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)
小学生	3,000 件	1,883 件	62.8%	令和 6 年 2 月 19 日～3 月 11 日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)

(3) こども・若者等からの意見聴取の実施

「こども基本法」第 11 条において、「こども施策」の策定等にあたり「こども」等の意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられています。

「こども」・若者、子育て当事者、その他の関係者の意見を聴き、政策に反映するため、「こども」・若者等からの意見聴取を実施しました。

後日記載

(4) 市民意見聴取の実施

子ども・子育て専門分科会での審議過程において、計画素案に対し市民の方々からご意見を伺うため、公共施設に設置する意見箱や市ホームページを活用したインターネットなどによるパブリックコメントのほか、市民意見聴取会を実施します。

後日記載

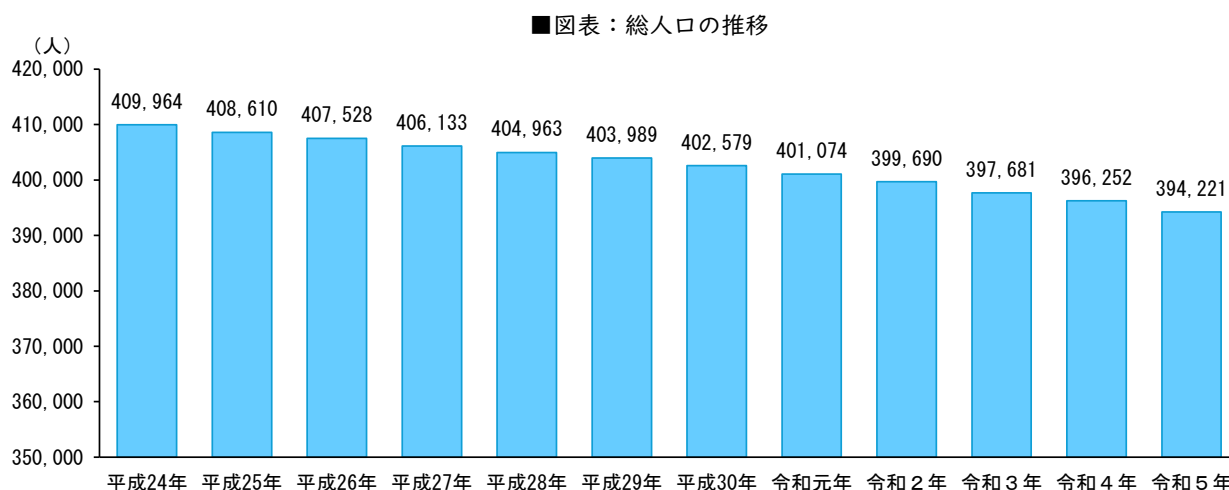
第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

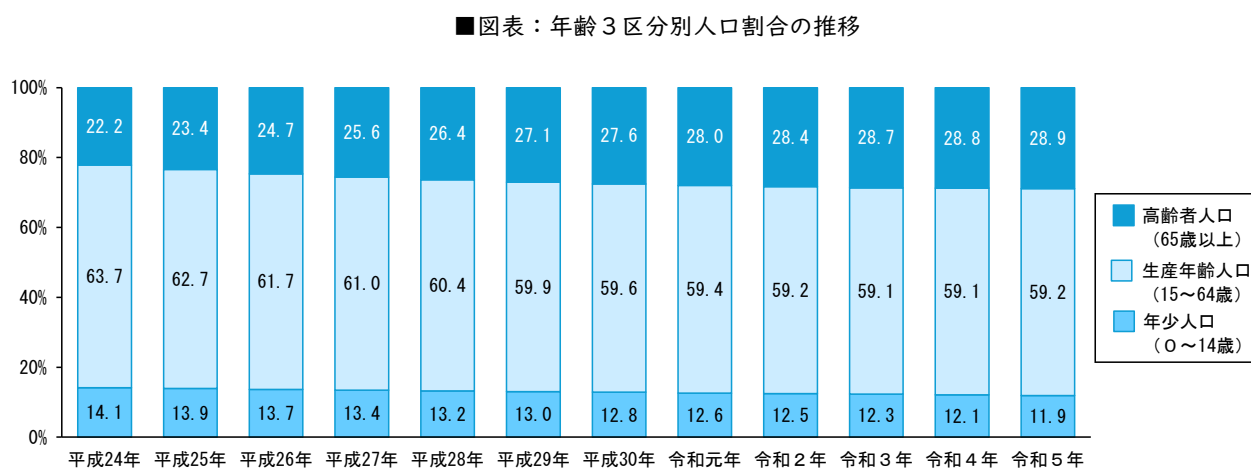
① 総人口の推移

本市における人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和5年12月末日現在で394,221人となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年12月末日）

本市の年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）はおおむね減少傾向にあるのに対して、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。

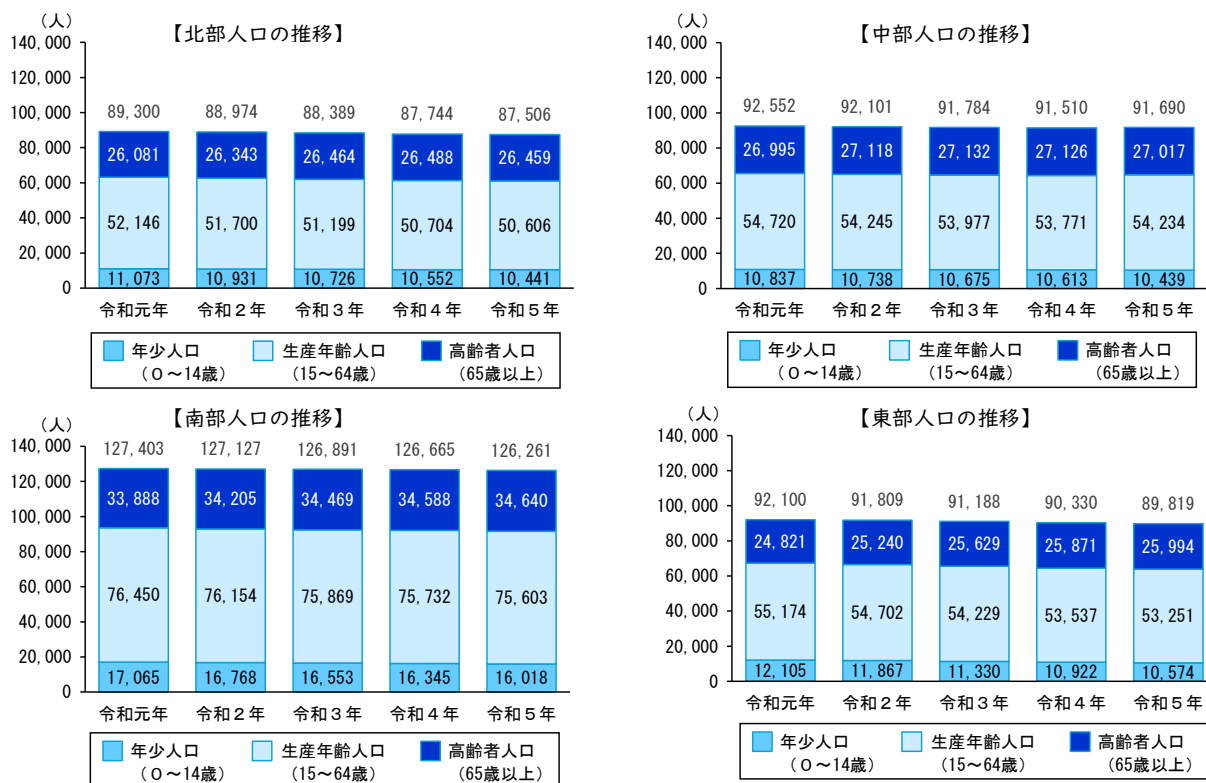


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

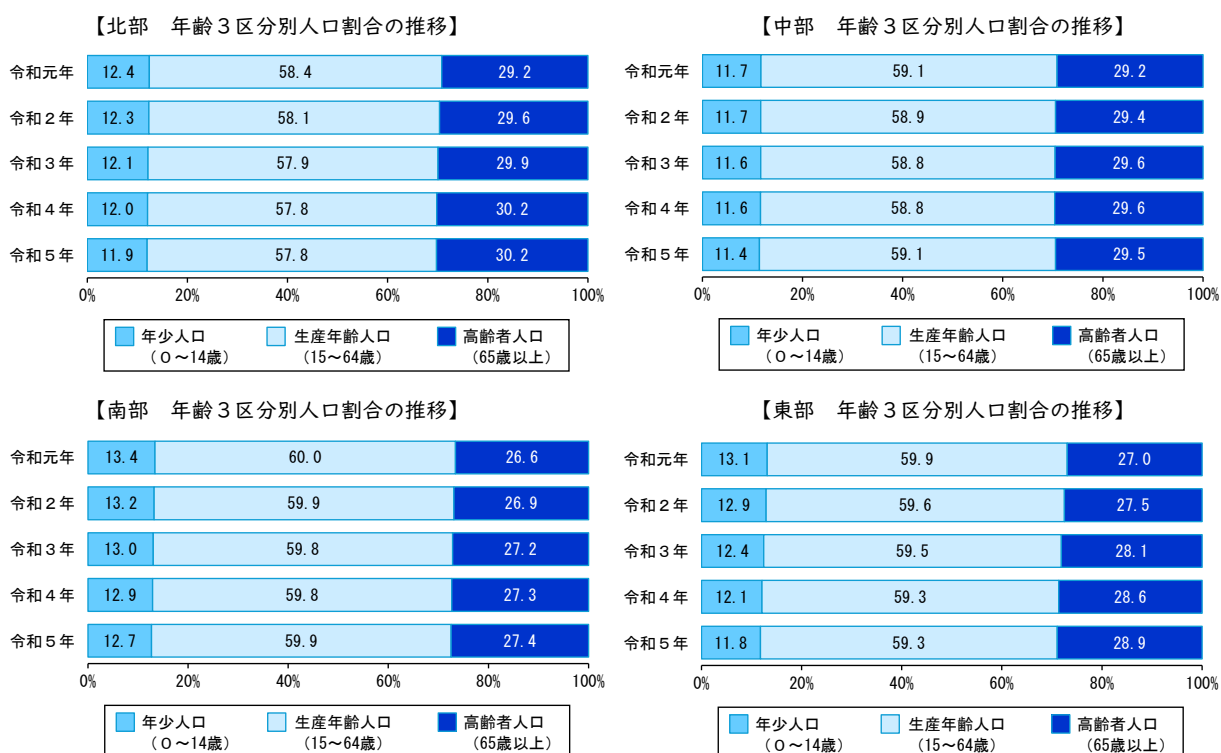
② 地域別人口の推移

本市の地域別人口の推移をみると、いずれの地域も年少人口（0～14歳）が減少傾向に対して、高齢者人口（65歳以上）が増えており、少子高齢化が進展しています。

■図表：地域別人口の推移



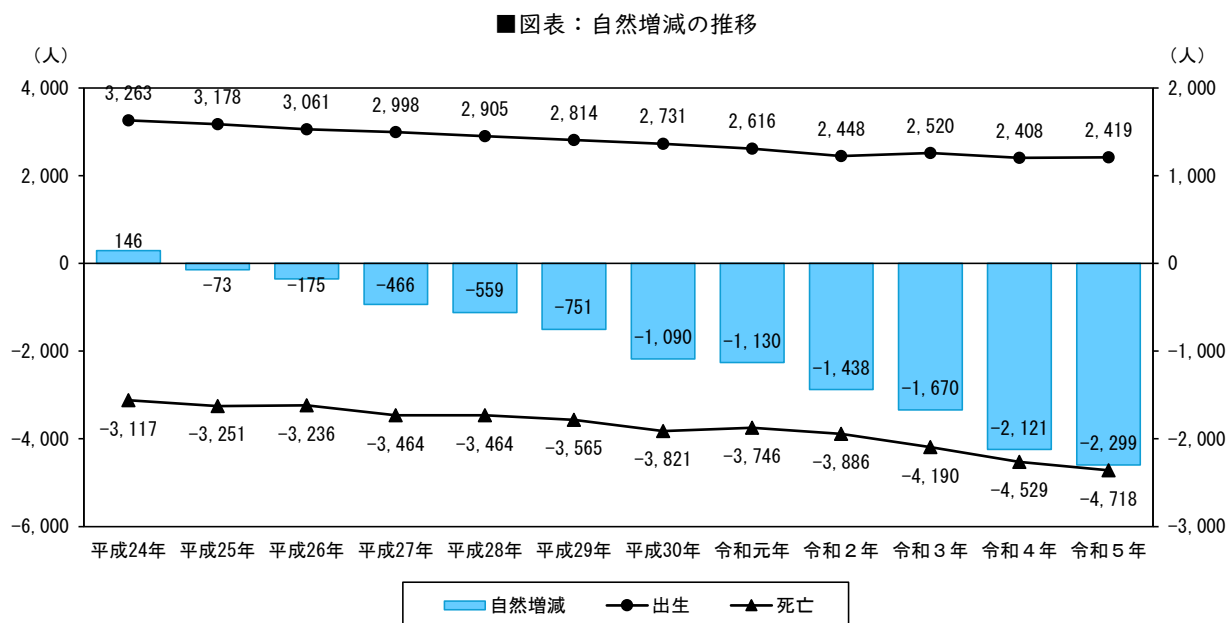
■図表：地域別年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然増減の推移

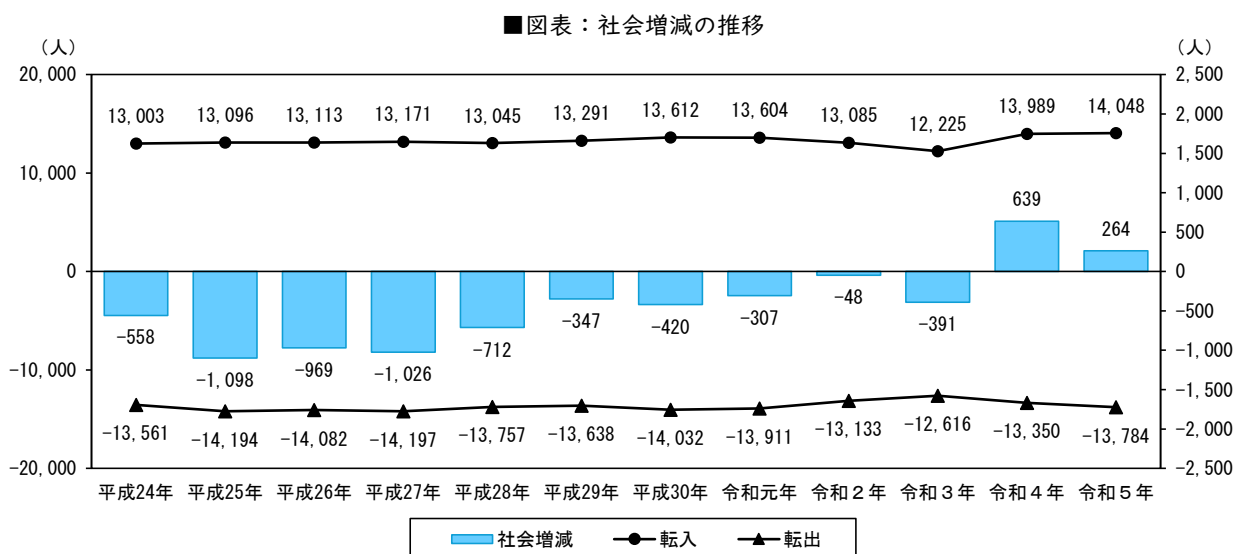
本市における出生と死亡による自然増減については、平成24年は出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、平成25年以降、死亡数が出生数を上回り、令和5年では2,299人の自然減となっています。



資料：枚方市統計書

(3) 社会増減の推移

本市における転入と転出による社会増減については、平成24年以降、転出数が転入数を上回る社会減の傾向が続いていましたが、令和4年以降転入数が転出数を上回り、令和5年では264人の社会増となっています。

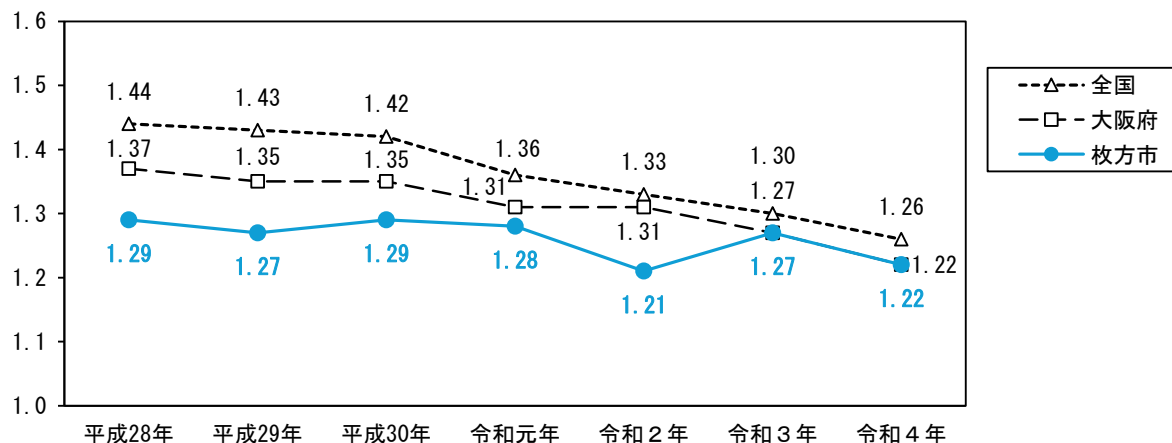


資料：枚方市統計書

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、令和4年には1.22となり、平成28年より0.07ポイント低下し全国の1.26よりも0.04ポイント低く、人口増減の分岐点である2.07を大きく下回っています。

■図表：合計特殊出生率の推移



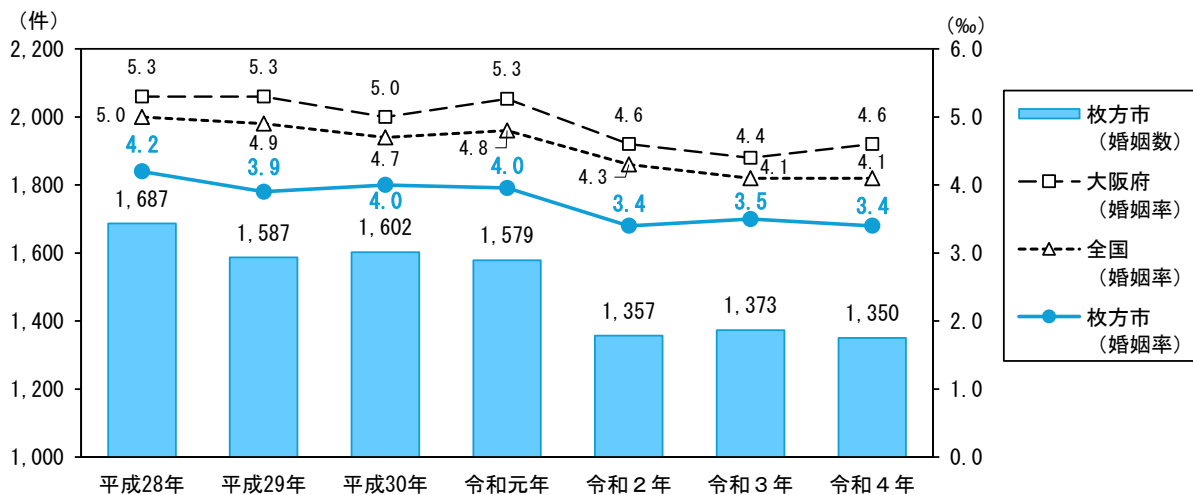
資料:全国・大阪府は人口動態調査、枚方市は枚方市統計書（総務部）

注記：合計特殊出生率とは、15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

(5) 婚姻数の推移

本市の婚姻数及び婚姻率をみると、いずれも減少傾向にあり、令和4年の婚姻数は1,350件、婚姻率は3.4となっています。婚姻率は大阪府の4.6よりも1.2ポイント、全国の4.1よりも0.7ポイント下回っています。

■図表：婚姻数・婚姻率の推移



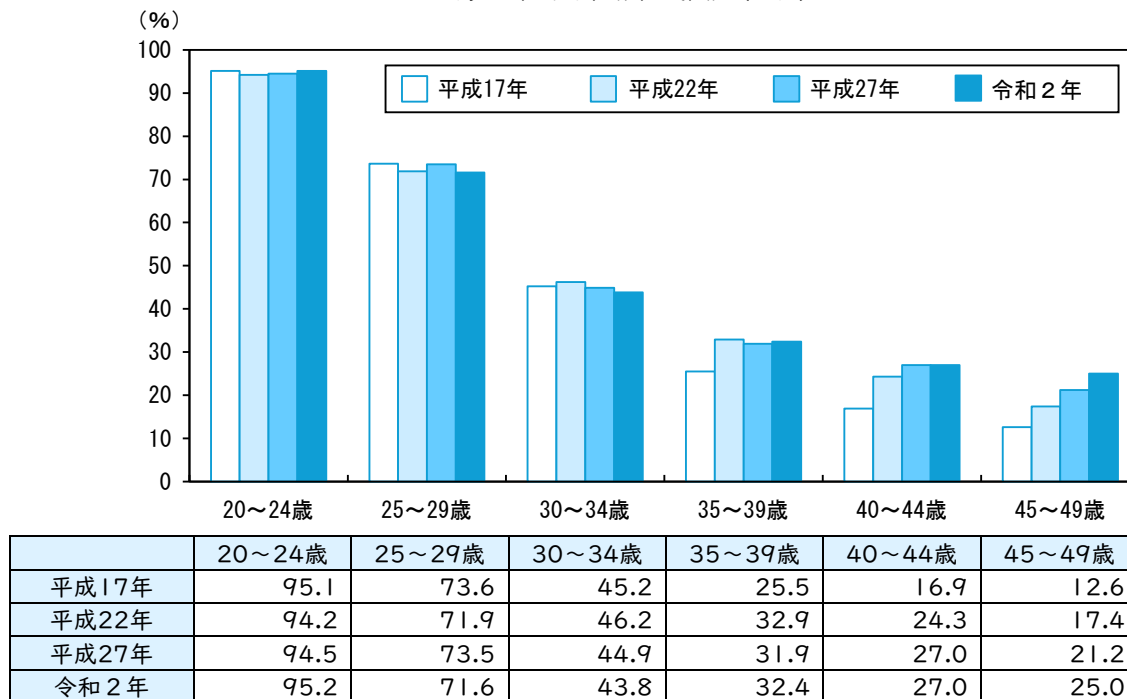
資料:人口動態調査

(6) 未婚率の推移

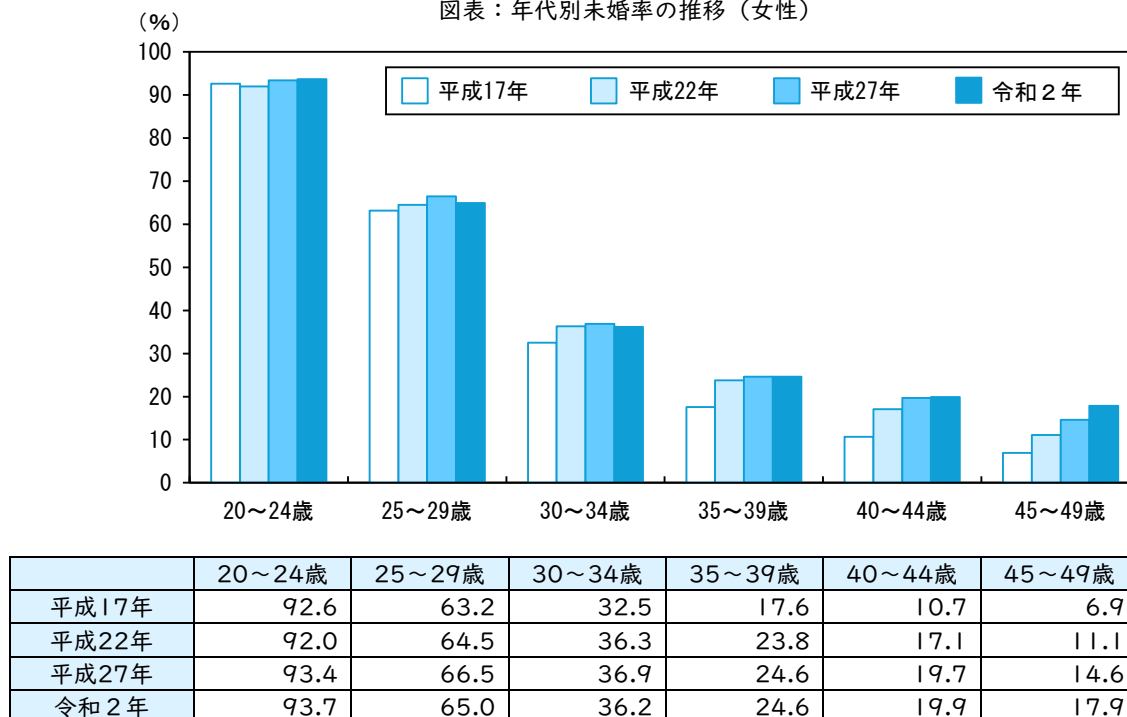
本市の年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性では40歳以降、女性では35歳以降で上昇傾向にあります。特に、男女とも、45～49歳の差が最も大きく、平成17年と令和2年を比べると、男性が12.4ポイント、女性が11.0ポイント上昇しています。

こうしたことから、晩婚化や結婚をしない傾向がうかがえ、少子化の進行にもつながっていると考えられます。

図表：年代別未婚率の推移（男性）



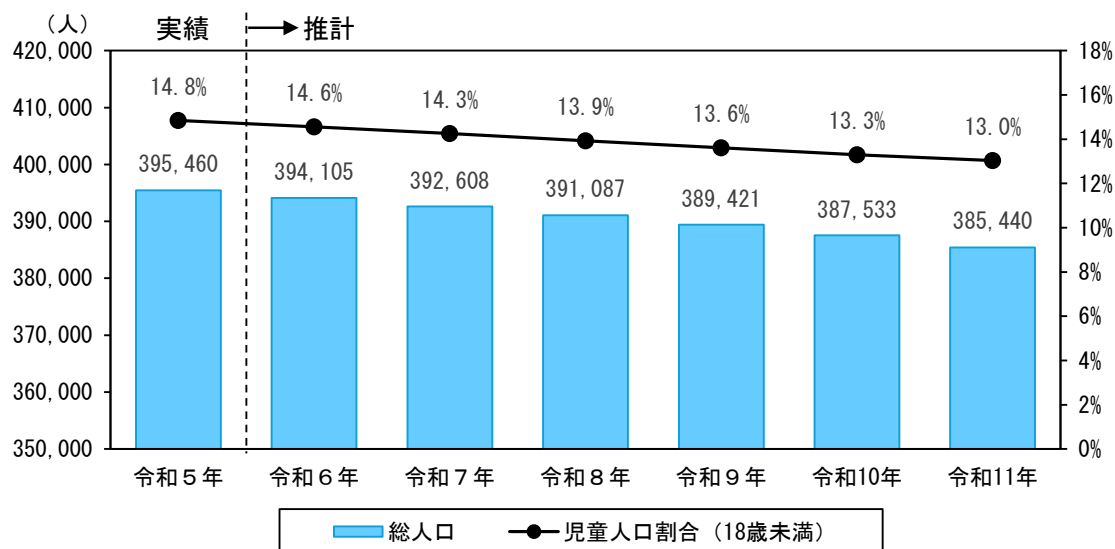
図表：年代別未婚率の推移（女性）



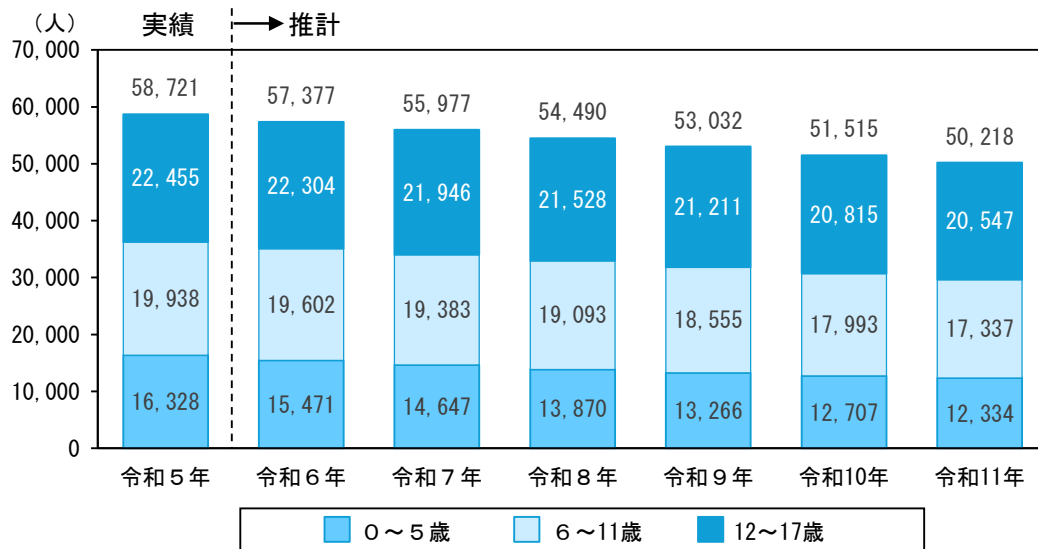
(7) 人口・児童数の将来予測

本市の人口や児童数の将来推計をみると、引き続き、人口は緩やかに減少する見込みです。また、児童人口（18歳未満）の推計をみても、今後、緩やかな減少が続く見込みとなっています。

図表：総人口の推計

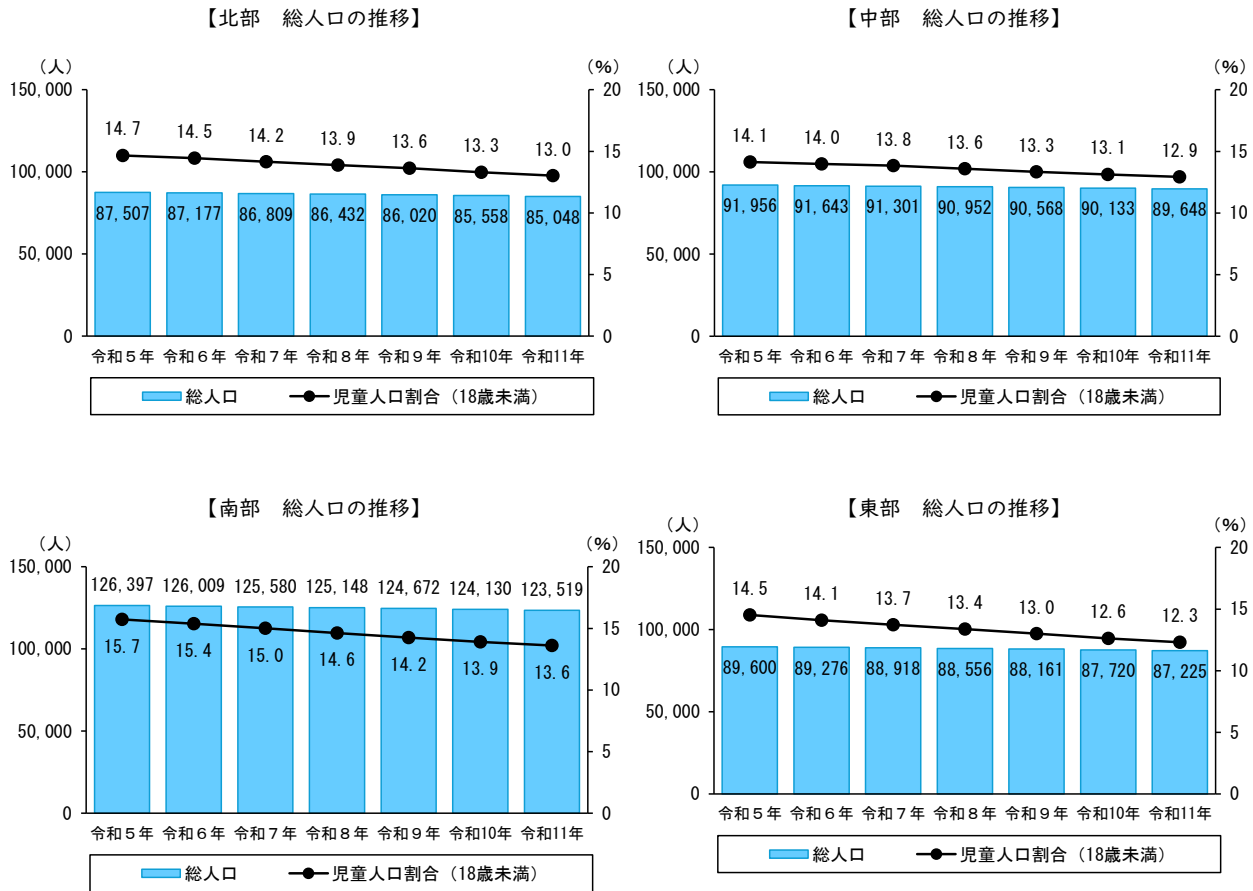


図表：児童人口の推計

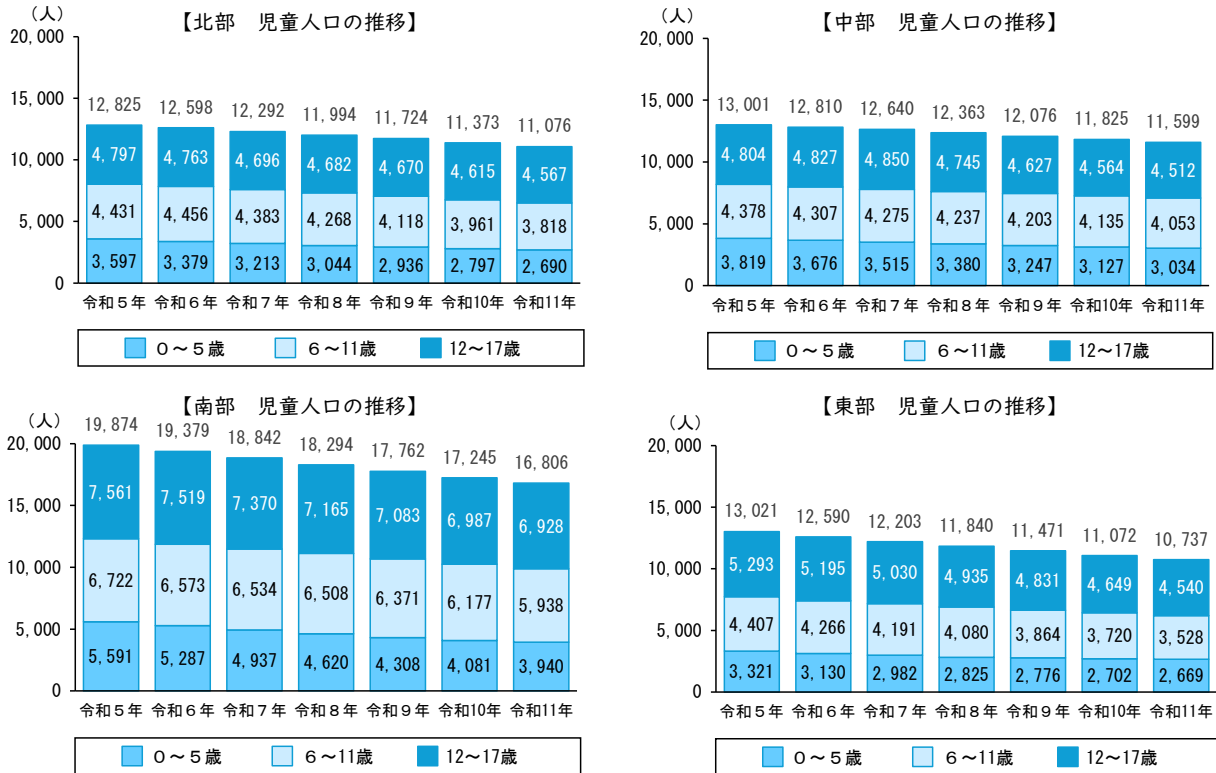


資料：令和5年における住民基本台帳人口（5月1日現在）を基にコーホート要因法にて推計（令和6年以降は推計）

図表：地域別総人口の推計



図表：地域別児童人口の推計



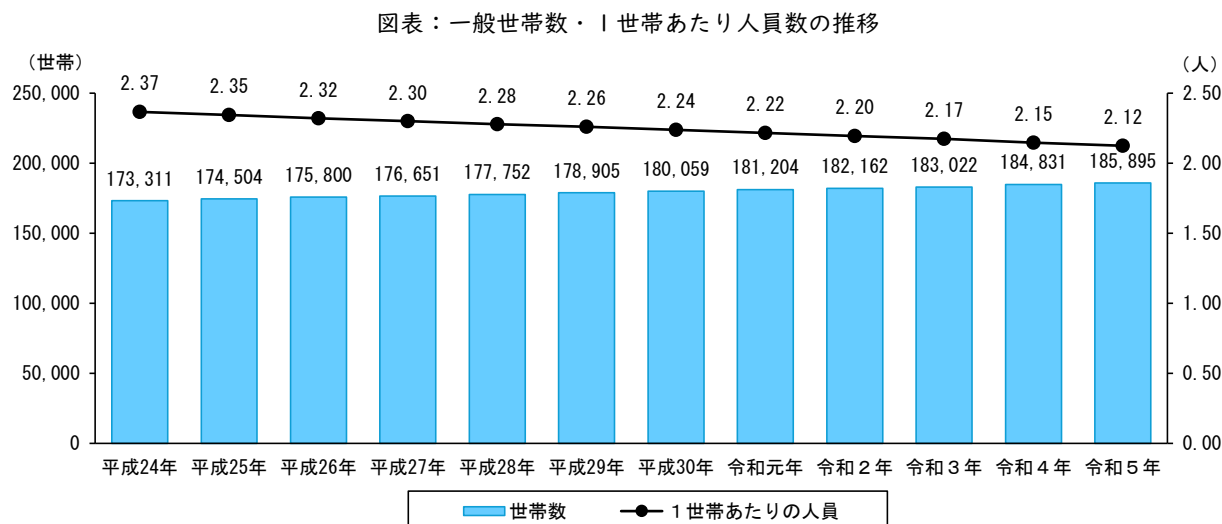
資料：令和5年における住民基本台帳人口（5月1日現在）を基にコーホート要因法にて推計（令和6年以降は推計）

(8) 世帯の状況

① 世帯の推移

本市の世帯数は、人口が減少している中であっても増加傾向にあり、令和5年には185,895世帯と平成24年と比較して12,584世帯の増加となっています。

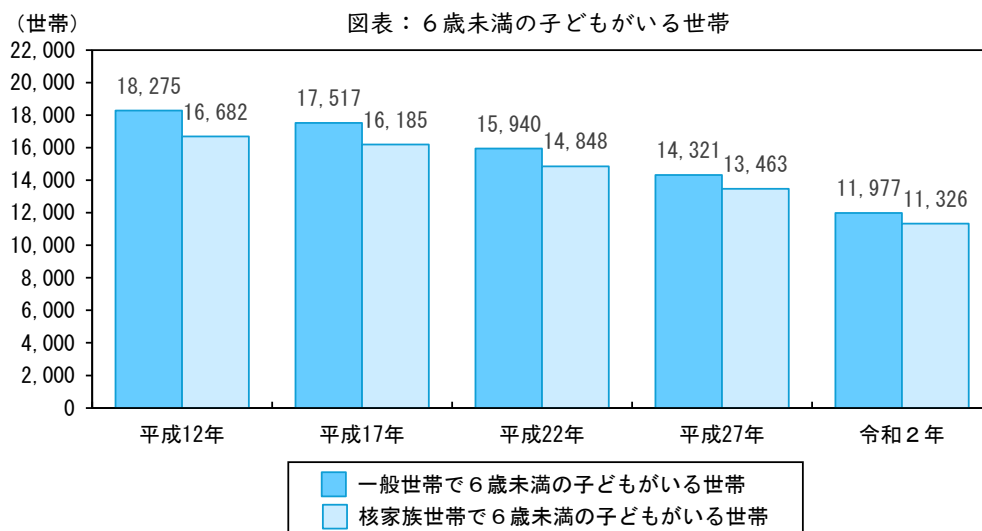
一方、1世帯あたりの人員は、年々減少傾向にあり、平成24年の2.37人から令和5年には2.12人と0.25人減少し、家族の少人数化が進んでいます。



資料：住民基本台帳人口（10月1日現在）

② 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯の推移

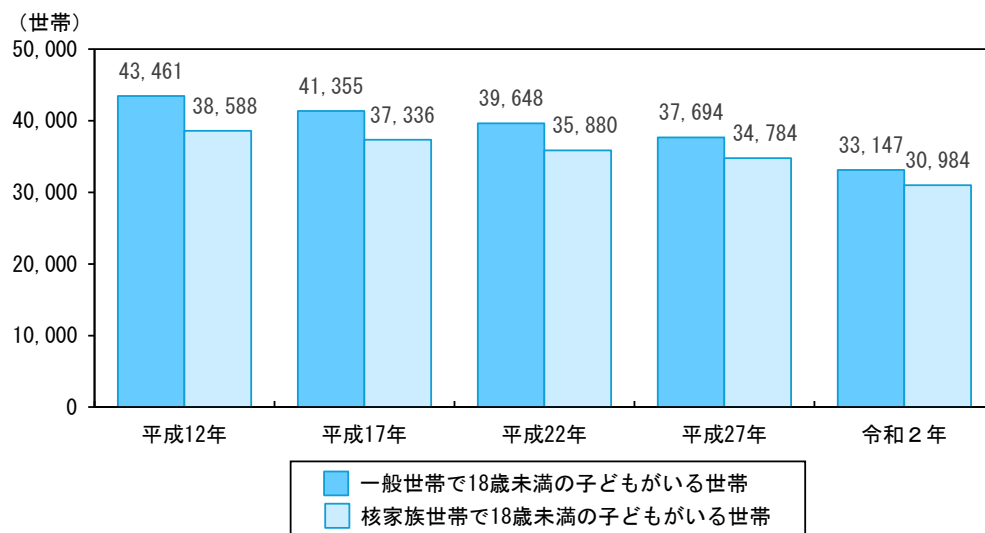
一般世帯で6歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年以降、減少傾向にあり、令和2年には11,977世帯となっています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。



資料：国勢調査

一般世帯で18歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年の43,461世帯から令和2年には33,147世帯と、大きく減少しています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。

図表：18歳未満の子どもがいる世帯

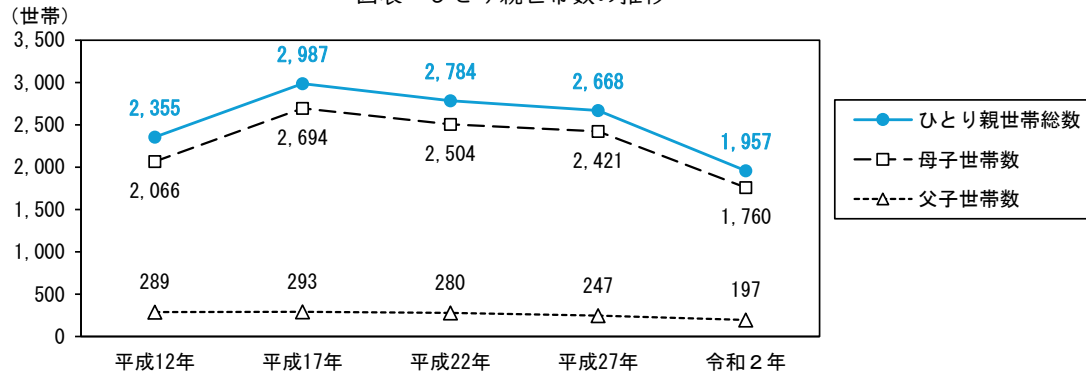


資料：国勢調査

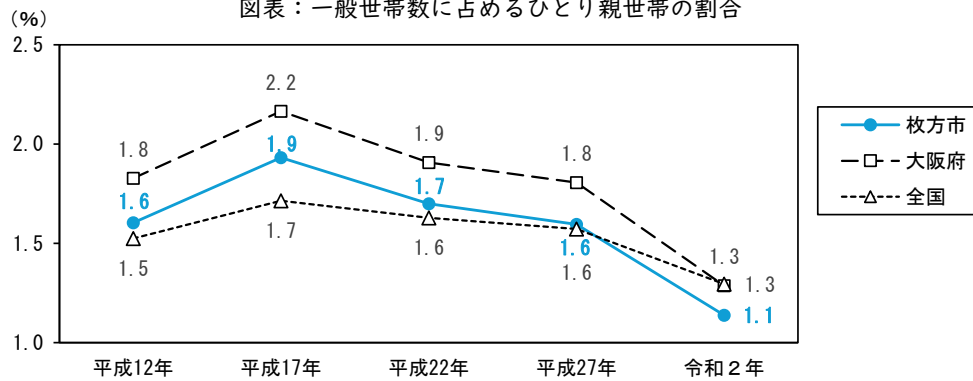
③ ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯の数は、緩やかな減少傾向にあります。また、一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成22年までは大阪府、枚方市ともに、全国よりも高い割合になっていましたが、令和2年は、全国、大阪府を下回り、1.1%となっています。

図表：ひとり親世帯数の推移



図表：一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合



資料：国勢調査

図表：ひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	一般世帯数	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727	721,290
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003	74,481
	一般世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6	1.3
大阪府	一般世帯数	3,454,840	3,590,593	3,823,279	3,918,441	4,126,995
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756	53,131
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842	48,627
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914	4,504
	一般世帯に占める割合	1.8	2.2	1.9	1.8	1.3
枚方市	一般世帯数	146,795	154,608	163,830	167,201	172,035
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668	1,957
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421	1,760
	うち父子世帯数	289	293	280	247	197
	一般世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6	1.1

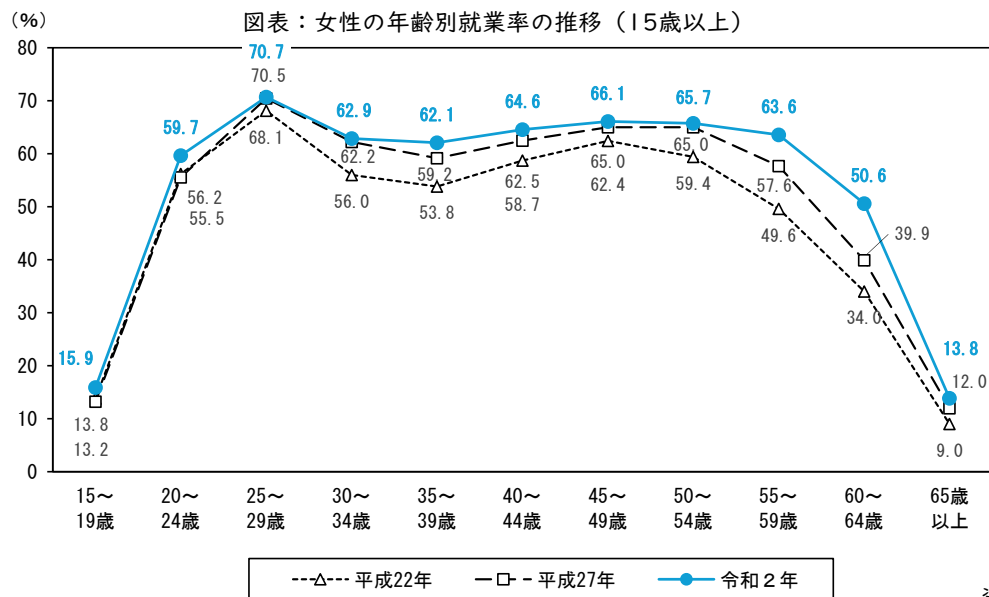
資料：国勢調査

2. 就労の状況

(1) 女性の就業率（年齢別就業率の推移）

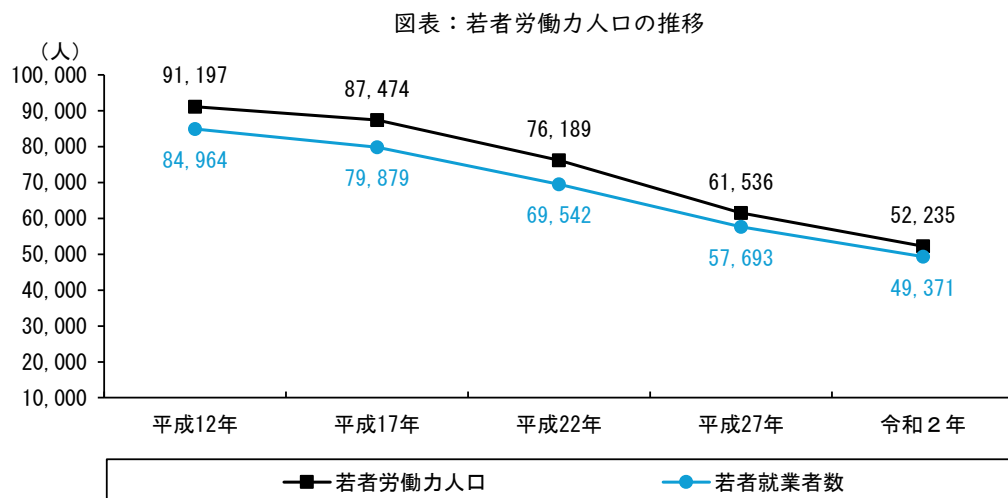
女性の年齢5歳階級別就業率をみると、どの年齢層も上昇傾向にあり、女性の就業が進んでいます。

また、晩婚化の進行や出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少していることなどが影響し、いわゆるM字型カーブの傾向が緩やかになっています。



(2) 若年労働力人口の状況

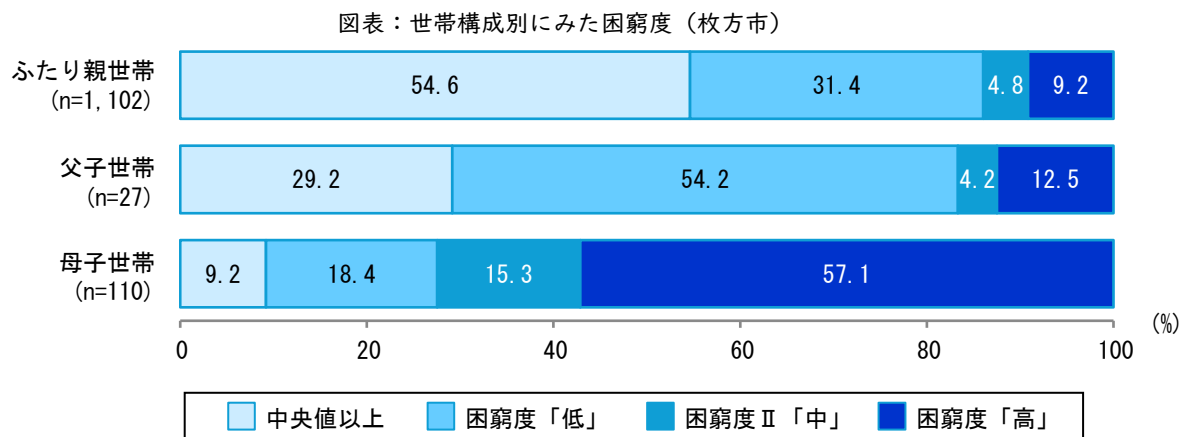
労働力人口とは15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた数値です。このうち、若者の労働力人口（15～39歳）は就業者数とあわせて減少しており、令和2年は平成12年と比べて約半数に減少しています。



3. 生活に困難さを抱える子ども・若者の状況

(1) 子どもの貧困の状況

本市が令和5年度に実施した「枚方市子どもの生活に関する実態調査」では、回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、家庭の経済状況に係る困窮の程度を4つに分類しました。その結果、ふたり親世帯に比べ、母子世帯、父子世帯の困窮度は高い傾向にあり、特に母子世帯においては、困窮度「高」の割合が57.1%あり、厳しい経済状況がうかがえる結果となりました。



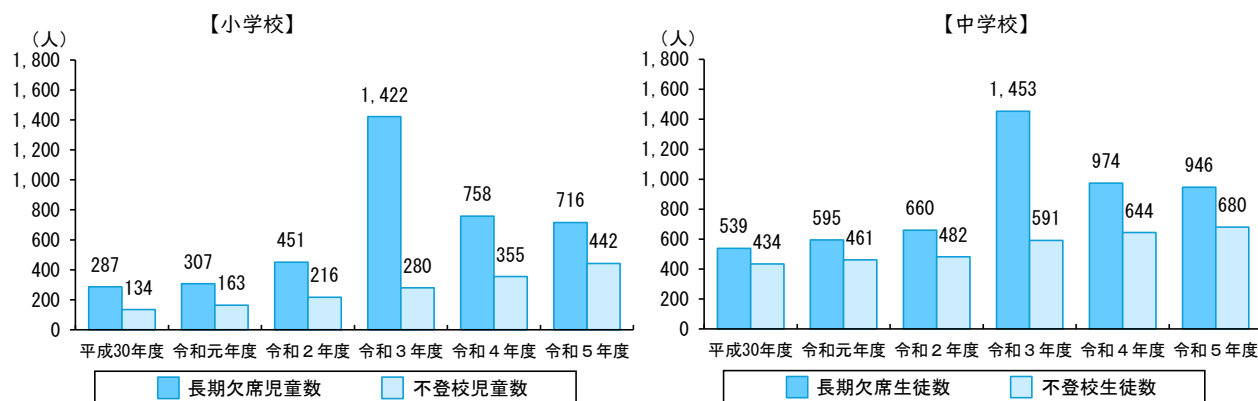
資料：「枚方市子どもの生活に関する実態調査」

注：等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる
手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得
困窮度「高」…等価可処分所得の中央値（本調査では303万円）の50%未満
困窮度「中」…等価可処分所得の中央値の50%以上～60%未満の範囲
困窮度「低」…等価可処分所得の中央値の60%以上～中央値未満の範囲
中央値以上 …等価可処分所得の中央値以上

(2) 不登校・いじめの状況

長期欠席児童・生徒数や不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに近年増加傾向となっています。小学校の不登校児童数は令和5年度で442人と前年度に比べ87人増加しています。また、中学校の不登校生徒数は令和5年度で680人と、前年度に比べ36人増加しています。

図表：不登校・長期欠席の児童・生徒数の推移



※長期欠席者数が令和3年度から大幅に増加している経緯については、令和3年度より、本調査の長期欠席者の定義が「欠席＋出席停止」となったためです。また、本市では令和3年度の1か月程度、学校で授業を受けるか、自宅でオンライン授業を受けるか選択できる「ハイブリッド授業」を実施しており、オンライン授業を選択した児童・生徒はすべて出席停止となります。

資料：枚方市教育委員会学校教育部児童生徒支援課

(3) ひきこもりの状況

令和5年度の内閣府の調査では、狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは全国でおよそ65万人（15～39歳）いると推計されており、本市においては、令和5年4月1日現在の15～39歳の総数をもとに算出すると1,988人と推計されます。

	有効回答率に 占める割合	枚方市の推計値(人) 【()内は全国の推計】	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.36%	349人 (11.5万人)	狭義の ひきこもり 1,067人 (35.1万人)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.74%	718人 (23.6万人)	
ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	0.95%	準ひきこもり 921人(30.3万人)	広義のひきこもり 1,988人(65.4万人)
計	2.05%		

枚方市の15～39歳の総数96,997人(令和5年4月1日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：2022年度 内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」

4 子ども・若者及び子育て世帯に対する行政サービス等の状況

(1) 相談事業の状況

① 家庭児童相談

まるっとこどもセンターでは、子育て、親子関係、友達関係のことなど18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもや親への面接のほか、必要に応じて遊戯療法や心理検査などを行っています。また、児童虐待防止に向けた家庭への支援なども行っています。家庭児童相談の延べ件数は、令和3年度にカウント方法が変更されたことにより激減していますが、令和4年度以降は7千件台で推移しています。

図表：家庭児童相談延べ件数

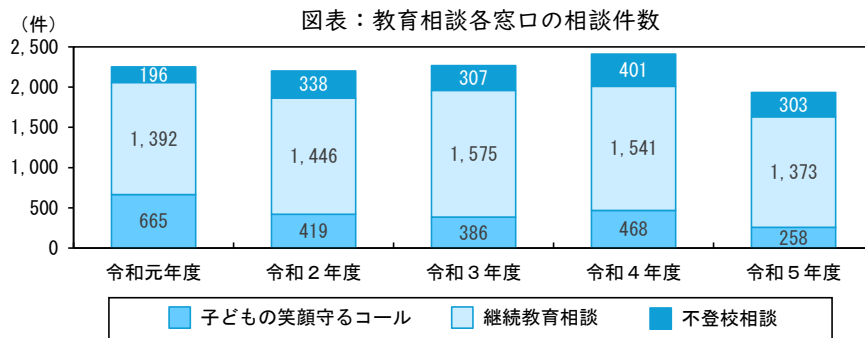
(単位：件)

	虐待	養護 その他	言語発達	知的障害 相談	自閉症等 相談	障害 その他	非行	性格行動	不登校	育成 その他	その他	合計
令和元年度	20,026	17	46	77	366	15	13	2,964	547	77	63	24,211
令和2年度	29,911	19	48	79	550	12	14	2,533	517	144	69	33,896
令和3年度	1,931	12	36	67	680	10	18	2,758	756	121	62	6,451
令和4年度	1,859	124	15	121	649	8	41	3,225	957	136	122	7,257
令和5年度	1,705	419	16	107	809	3	56	2,833	1,102	132	75	7,257

※令和3年度にカウント方法が変更

② 教育相談

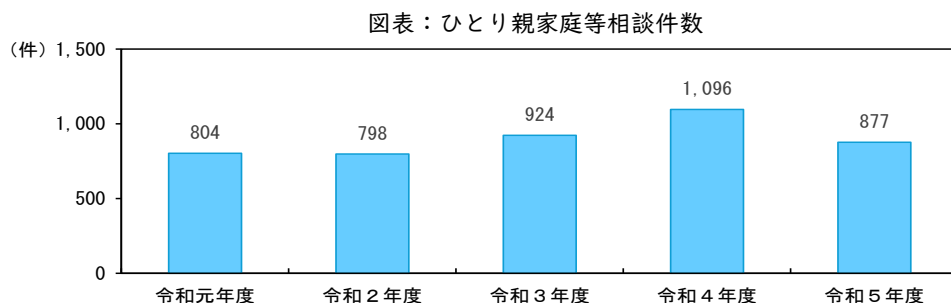
教育文化センターにおいて、保護者や児童・生徒、教職員等からの、教育や学校生活上の問題に関して電話や面談による相談を受け、アドバイスを行っています。また、相談者の依頼に応じて、面談による継続的なカウンセリングも実施しています。



資料：教育委員会

③ ひとり親家庭等相談

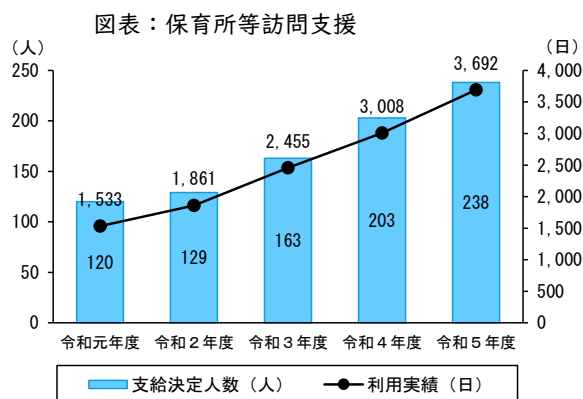
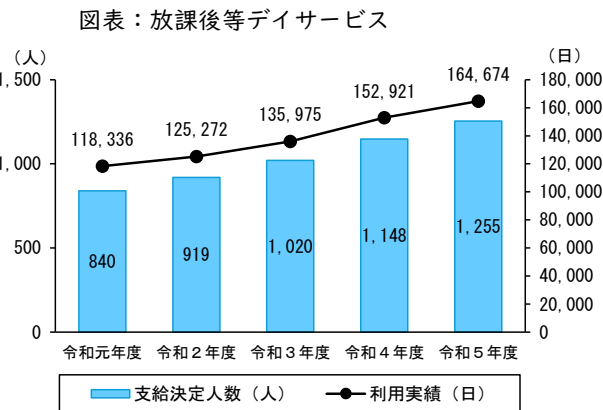
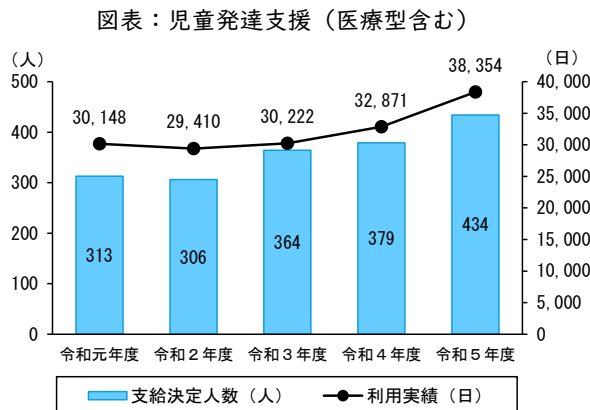
ひとり親家庭等などに対して、生活の安定、自立のために、福祉資金の貸付、就労支援など、各種施策の活用についての相談に、母子父子自立支援員が応じています。相談件数は令和4年度までは増加傾向にありましたが、令和5年度は877件となっています。



資料：子ども未来部

(2) 障害児支援の状況

障害児に対する支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）については、その支給決定人数や利用実績は増加傾向にあります。



資料：健康福祉部（各年度末現在）

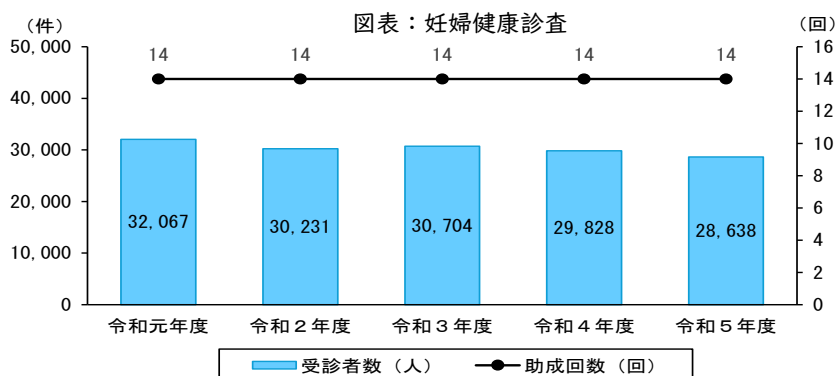
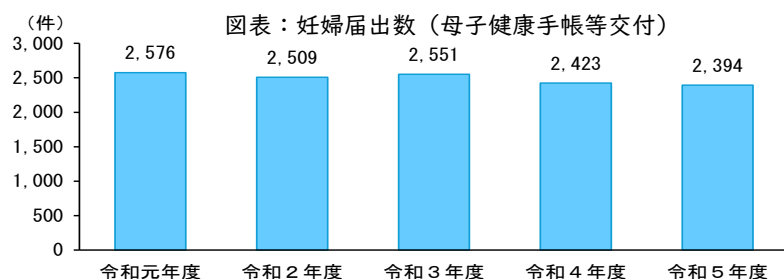
(3) 母子保健事業の状況

まるっとこどもセンターでは、妊娠・出産・育児をとおして母性・父性が育まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つことをめざして、さまざまな事業を実施しています。

妊娠届出時には、母子健康手帳と妊婦健康診査受診券、妊産婦歯科健康診査受付票、平成29年10月から開始した産婦健康診査にかかる費用助成に係る受診券を配付するとともに、保健師等による全数面接相談を実施し、母子の健康管理、安心・安全な出産と妊娠期の歯科保健に取り組んでいます。

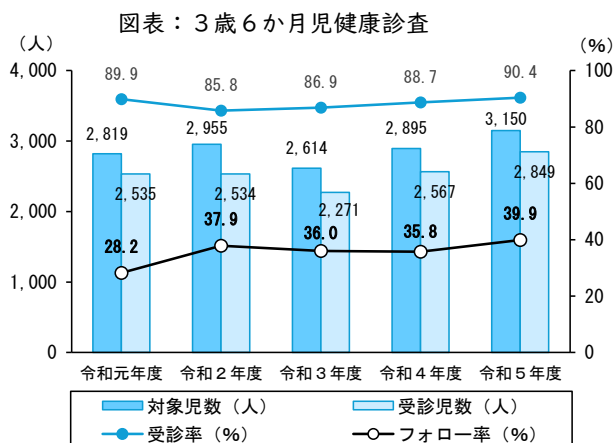
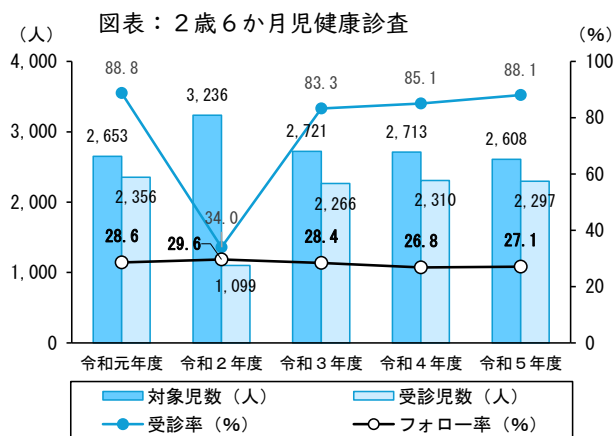
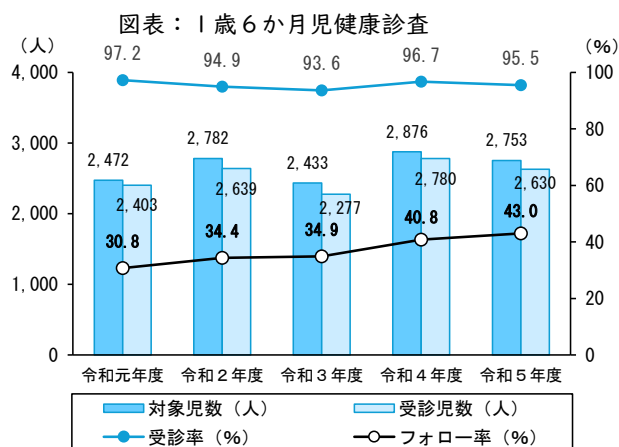
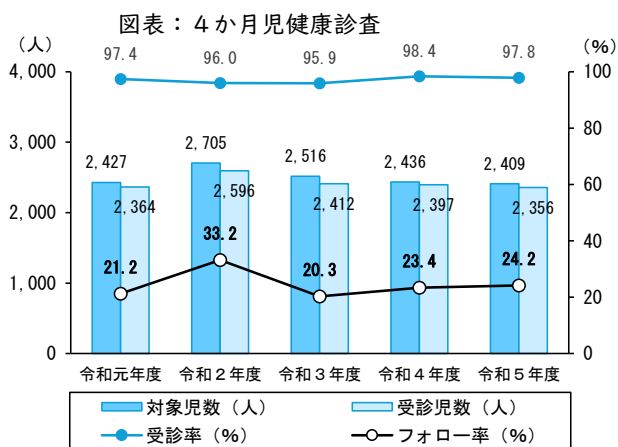
4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳6か月児を対象とした乳幼児健康診査、子育てコール、乳幼児健康相談といった健康相談事業やマタニティスクール、離乳食講習会等の子育てに関する健康教育事業も実施しています。

① 妊産婦の保健事業



資料：子ども未来部

② 乳幼児健康診査

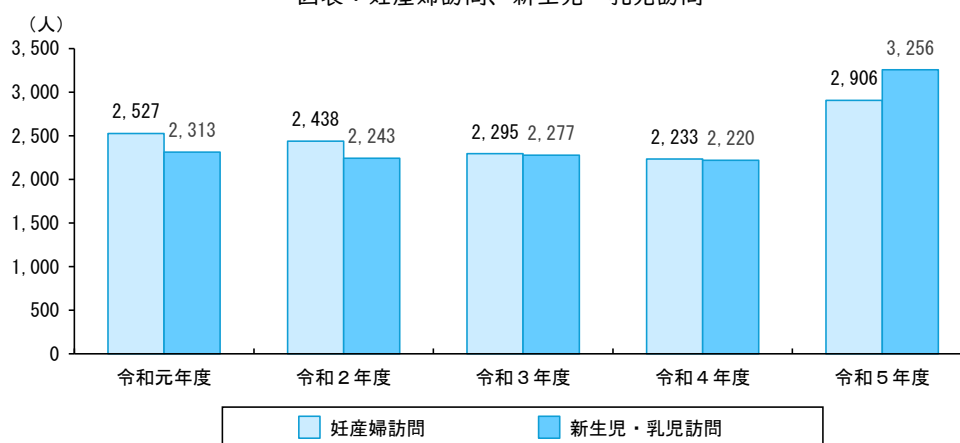


注記：フォロー率とは、健診後に経過観察を要する児童の比率

資料：子ども未来部

③ 訪問指導

図表：妊産婦訪問、新生児・乳児訪問



資料：子ども未来部

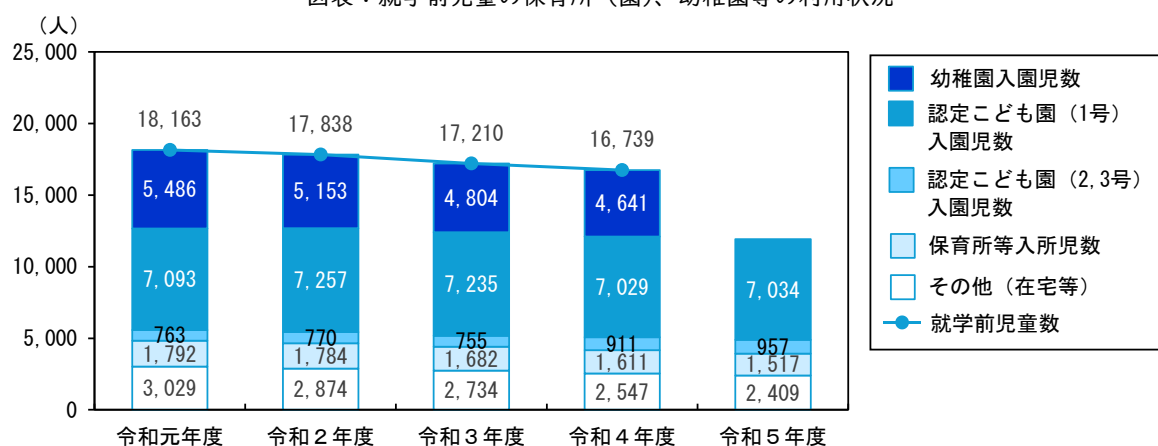
(4) 就学前児童の居所の状況

① 就学前児童の保育所（園）、幼稚園等の利用状況

本市における就学前児童数は、減少傾向が続いている中、認定こども園（２・３号）児童数については、近年の保育需要の高まりなどから年々増加し続けています。これに対して幼稚園入園児は減少してきています。

就学前児童の幼稚園、認定こども園（２・３号）の入園及び保育所（園）の入所を合わせた割合は年々増加しており、核家族化の進行、就労形態の多様化などを背景とした保育需要は、今後も一層高まることが予想されます。

図表：就学前児童の保育所（園）、幼稚園等の利用状況



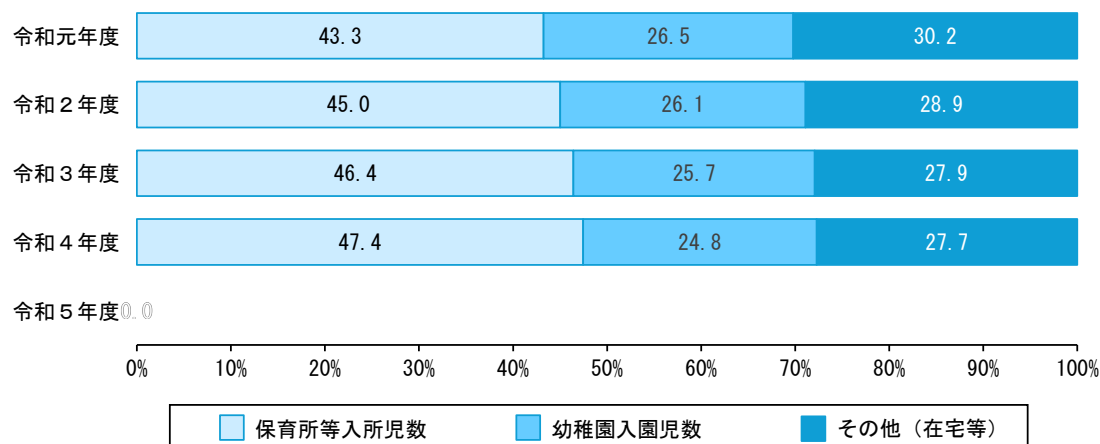
注記：「その他」には、主に在宅で子育てをされている児童や、認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

注記：「認定こども園（１号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満３歳以上で教育を希望される児童

「認定こども園（２号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満３歳以上で保育が必要な児童

「認定こども園（３号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満３歳未満で保育が必要な児童

図表：保育所（園）等、幼稚園等、在宅別児童の割合の推移

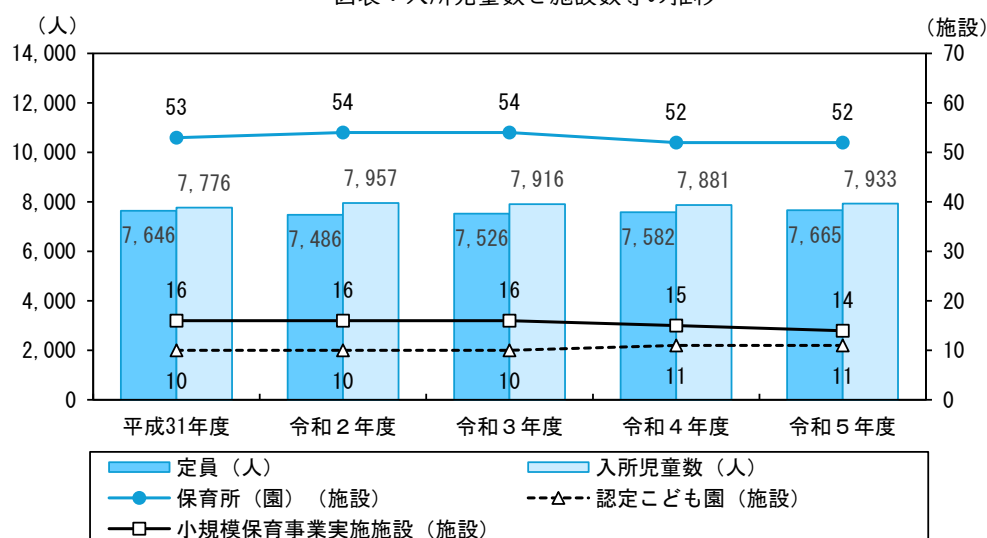


資料：子ども未来部・教育委員会（各年５月１日現在）

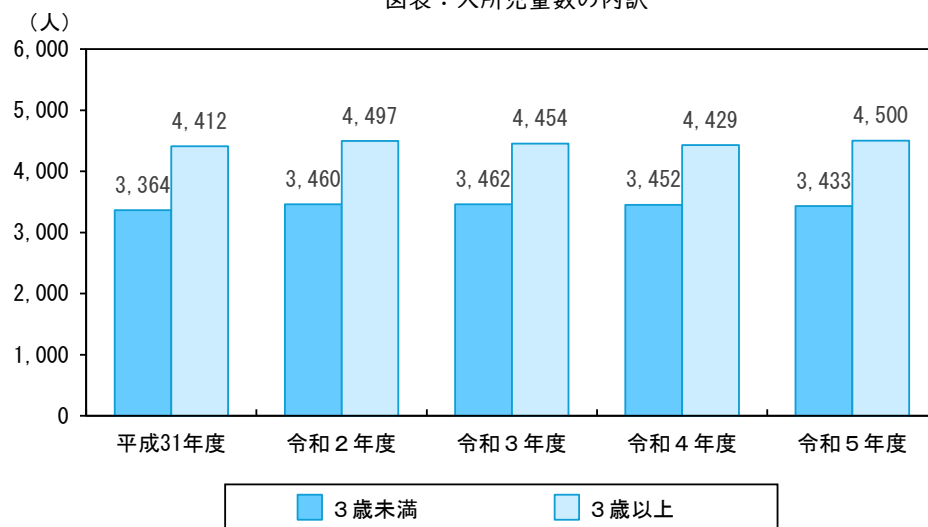
② 保育所（園）等の状況

本市には、公立保育所8か所、私立保育所（園）44か所と、私立認定こども園11か所、公立小規模保育施設5施設、私立小規模保育施設9施設（令和5年4月1日時点）があります。近年、待機児童対策で定員拡大を図っていますが、保育需要の増加に伴い、入所児童数も増加しており、令和5年4月1日現在、定員7,665人に対して、定員の弾力化により7,933人が入所しました。

図表：入所児童数と施設数等の推移



図表：入所児童数の内訳



資料：子ども未来部（各年4月1日現在）

注記：入所児童数は市外在住の児童及び市内在住で市外の施設を利用する児童の数を除きます。

<地域別にみた保育所（園）等 入所児童数及び待機児童数>

待機児童数については、定員増や定員の弾力化により、0人となりましたが、令和4年に、北部を中心に発生しています。

(単位：人)

	平成31年				令和2年				令和3年			
地域別	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)
北部	1,595	1,740	0	90	1,615	1,728	0	92	1,625	1,735	0	61
中部	1,759	1,831	0	60	1,759	1,860	0	45	1,779	1,883	0	36
南部	2,321	2,467	0	72	2,441	2,610	0	65	2,451	2,599	0	100
東部	1,671	1,738	0	59	1,671	1,759	0	60	1,671	1,699	0	62
合計	7,346	7,776	0	281	7,486	7,957	0	262	7,526	7,916	0	259
	令和4年				令和5年							
地域別	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)				
北部	1,660	1,713	9	77	1,667	1,733	0	55				
中部	1,789	1,849	0	54	1,789	1,825	0	40				
南部	2,442	2,624	0	117	2,432	2,618	0	71				
東部	1,691	1,695	0	40	1,777	1,757	0	28				
合計	7,582	7,881	9	288	7,665	7,933	0	194				

資料：子ども未来部（各年4月1日現在）

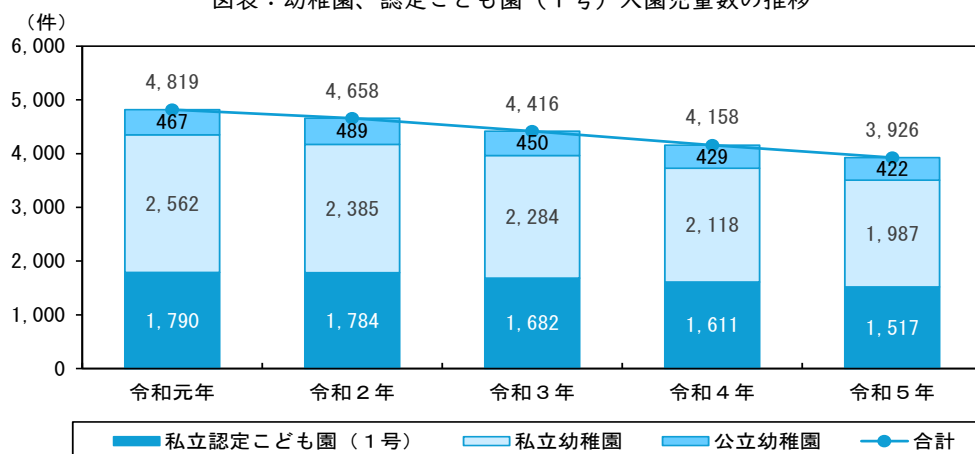
注記：待機児童数（国定義）・・・保育の必要性が認定され、保育所等の入所申込が出されているにもかかわらず、保育所（園）等に入所していない児童のうち、特定の保育所等を希望しているなど、一定の要件に該当する児童を除いた児童数。

待機児童数（市基準）・・・特定の保育所等を希望する場合などの潜在的な待機児童を含めた児童数。

③ 幼稚園等の状況

本市には、公立幼稚園6園、私立幼稚園9園があります。また、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園と保育所（園）の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う「認定こども園」が創設され、現在、市内に15園の私立認定こども園があります。

図表：幼稚園、認定こども園（1号）入園児童数の推移



資料：子ども未来部・教育委員会（各年5月1日現在）

注記：市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含みます。

<地域別にみた幼稚園・認定こども園（Ⅰ号）入園児童数の内訳（年齢区分別）>

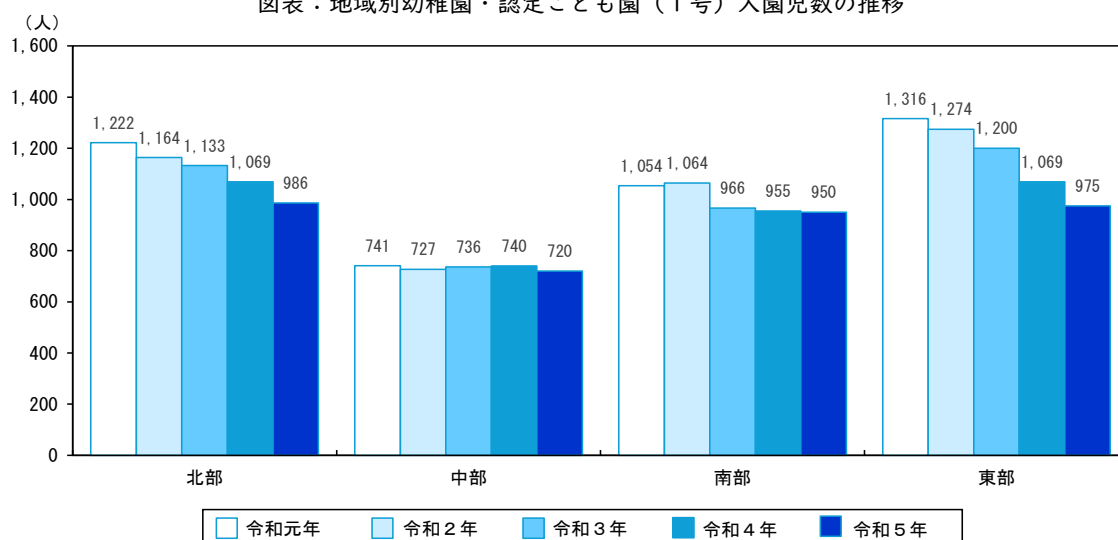
（単位：人）

地域別	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
北部	374	394	454	364	398	402	359	373	401	309	378	382	289	315	382
中部	246	232	263	241	251	235	238	246	252	253	247	240	221	251	248
南部	341	376	337	313	363	388	282	325	359	305	308	342	308	322	320
東部	403	444	469	383	434	457	355	405	440	323	345	401	314	317	344
合計	1,364	1,446	1,523	1,301	1,446	1,482	1,234	1,349	1,452	1,190	1,278	1,365	1,132	1,205	1,294

資料：子ども未来部・教育委員会（各年5月1日現在）

注記：地域別入園児童数は、施設の所在地別に集計した値であり、
市外在住の児童及び市内在住で市外の施設を利用する児童の数を除きます。

図表：地域別幼稚園・認定こども園（Ⅰ号）入園児童数の推移

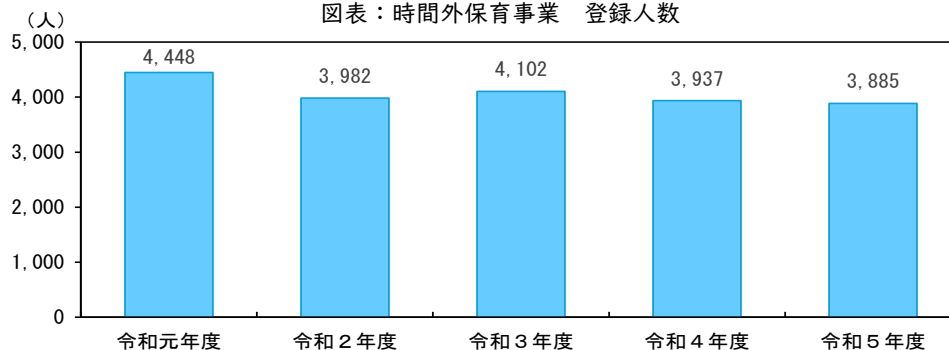


（５）地域の子ども・子育て支援の状況

① 時間外保育事業

すべての保育所（園）等で7時から19時までの保育を実施し、一部の園では20時までの延長保育を実施しています。保護者の夜間就労などに対応する夜間保育事業については、認定こども園1か所で実施しています。

図表：時間外保育事業 登録人数



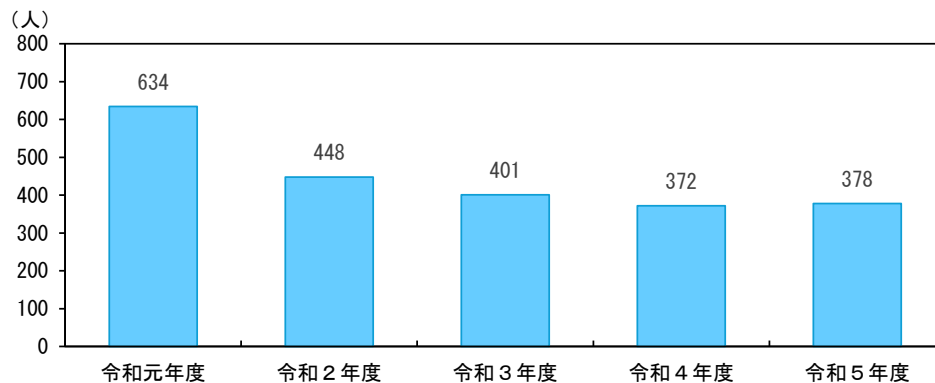
資料：子ども未来部

注記：登録人数とは、保育所（園）等において恒常的（月に半数以上）に時間外保育を利用している子どもの数

② 休日保育事業

保護者の就労形態が多様化している中、日曜、祝日等における保育需要に対応するため、保育所（園）等に入所し休日等にも保育が必要な乳幼児を対象とした休日保育事業を、私立保育園1か所で実施しており、令和5年度は、延べ378人の利用がありました。

図表：休日保育事業

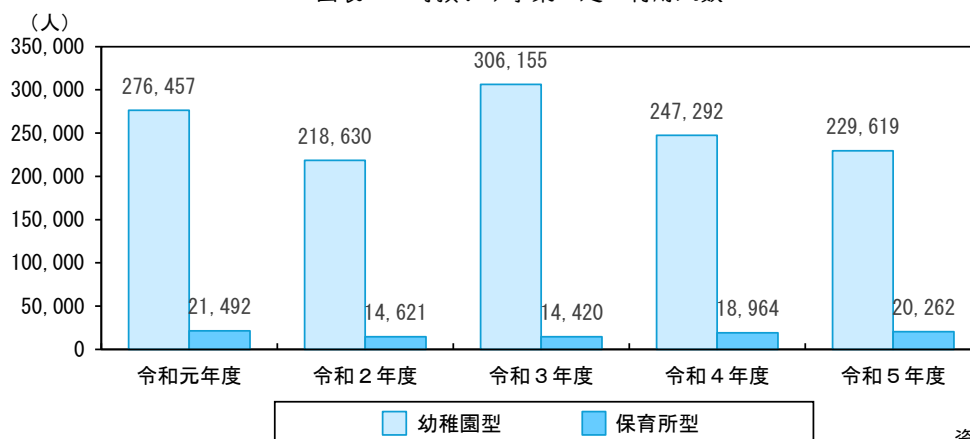


資料：子ども未来部

③ 一時預かり事業

保育所（園）等に入所していない児童を保護者の傷病や育児疲れの解消、短時間就労などを理由に一時的に預かる「一時預かり事業（保育所型）」を16か所の私立保育所（園）で実施しており、利用者数は令和4年度以降増加傾向にあります。一方、幼稚園等が在園児を対象に教育時間の前後や長期休業日等に保育を行う「一時預かり事業（幼稚園型）」については、令和4年度以降減少傾向となっていますが、令和5年度の延べ利用人数は229,619人となっており、高いニーズがうかがえます。

図表：一時預かり事業 延べ利用人数

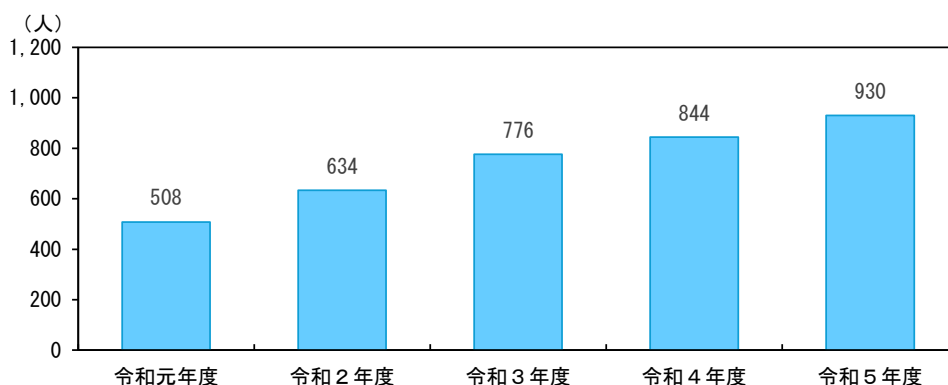


資料：子ども未来部

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合に一時的に子どもを養育する子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、市外の7か所の児童養護施設と市内1施設（ファミリーポートひらかた）に委託して実施しています。ショートステイは増加傾向にあるものの、トワイライトステイは、令和5年度の延べ利用人数は2人と近年減少しています。

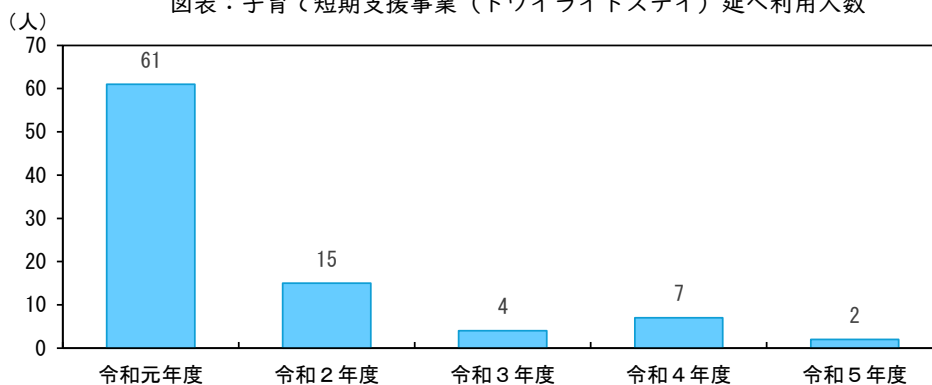
図表：子育て短期支援事業（ショートステイ）延べ利用人数



資料：子ども未来部

注記：「子育て短期支援事業（ショートステイ）」・・・保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、月7日までを限度に一時的に子どもを養育するサービス

図表：子育て短期支援事業（トワイライトステイ）延べ利用人数



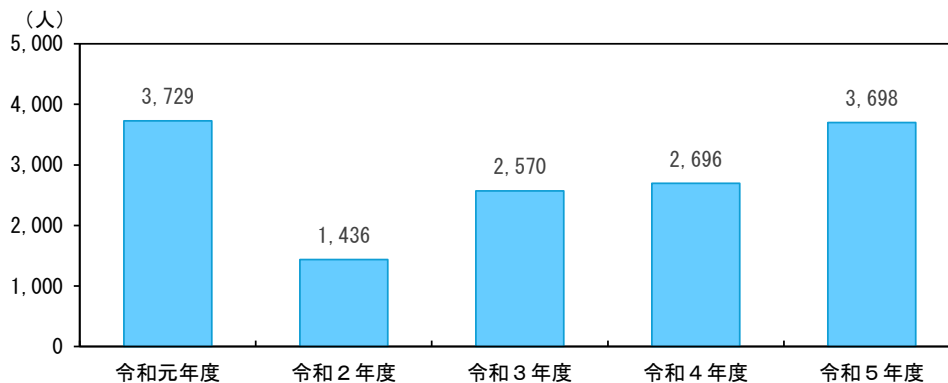
資料：子ども未来部

注記：「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」・・・保護者が仕事のため夜間等家庭での養育が困難な場合、一時的に子どもを預かるサービス（利用回数に制限あり）

⑤ 病児保育事業

病気やその回復期の児童の保育を行う病児保育事業を小児科のある市内4か所の医療機関で実施しており、令和5年度の延べ利用人数は3,698人となっています。

図表：病児保育事業 延べ利用人数

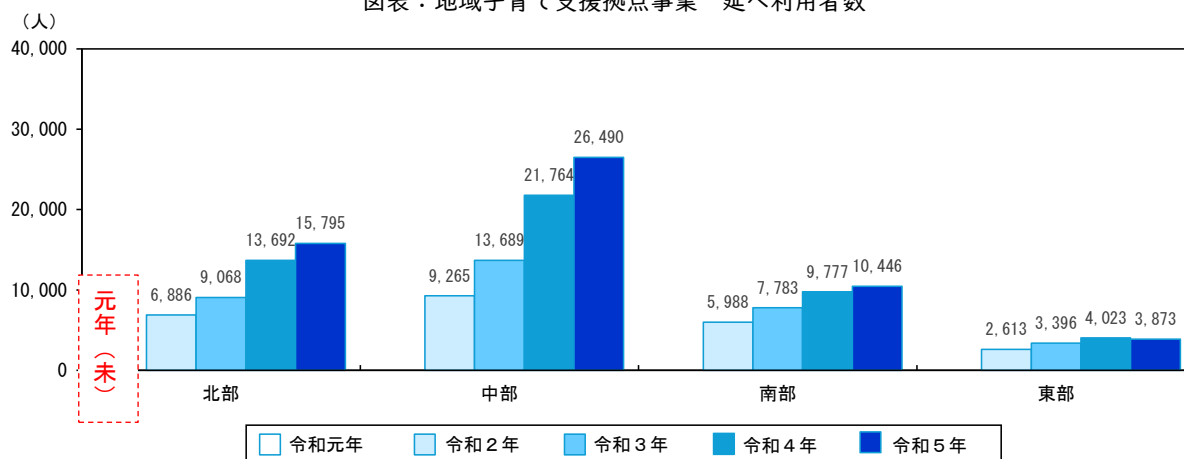


資料：子ども未来部

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の親子が自由に遊び、交流できる室内の遊び場として、市内の保育所（園）や公共施設13か所で地域子育て支援拠点事業を実施しており、親子で参加できるイベントや子育て講座、子育て情報の提供、育児相談の支援などを行っています。

図表：地域子育て支援拠点事業 延べ利用者数



資料：子ども未来部

⑦ ファミリーサポートセンター事業

援助の必要な子育て家庭と援助できる人を結ぶ有償ボランティアの会員組織である「ファミリーサポートセンター」では、保護者の用事、リフレッシュ等のための子どもの預かりや保育施設、学校等の子どもの送り迎えなどのサポートが受けられます。依頼会員数は増加傾向にあり、ニーズに対応するため、提供会員の養成にも取り組んでいます。平成30年1月から2歳未満の乳幼児の保護者を対象とした無料体験を開始しました。また、ひとり親家庭や多胎児を養育している家庭が、ファミリーサポートセンターを利用する際の利用料を補助しています（年齢や回数の制限あり）。

図表：ファミリーサポートセンター事業の会員数等

（単位：人、件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	2,112	2,195	2,380	2,713	2,998
提供会員	319	330	347	358	372
両方会員	84	71	67	65	75
合計	2,515	2,596	2,794	3,136	3,445
活動件数（件）	4,178	2,777	3,950	4,947	6,657

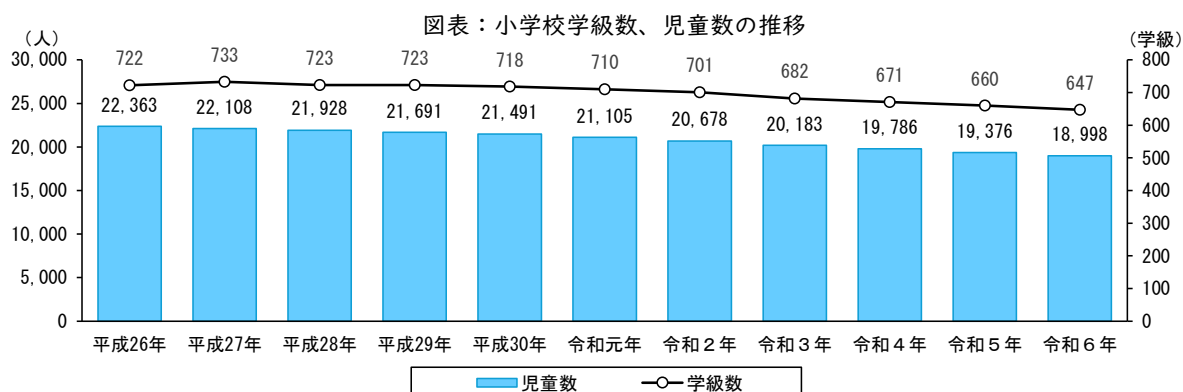
資料：子ども未来部

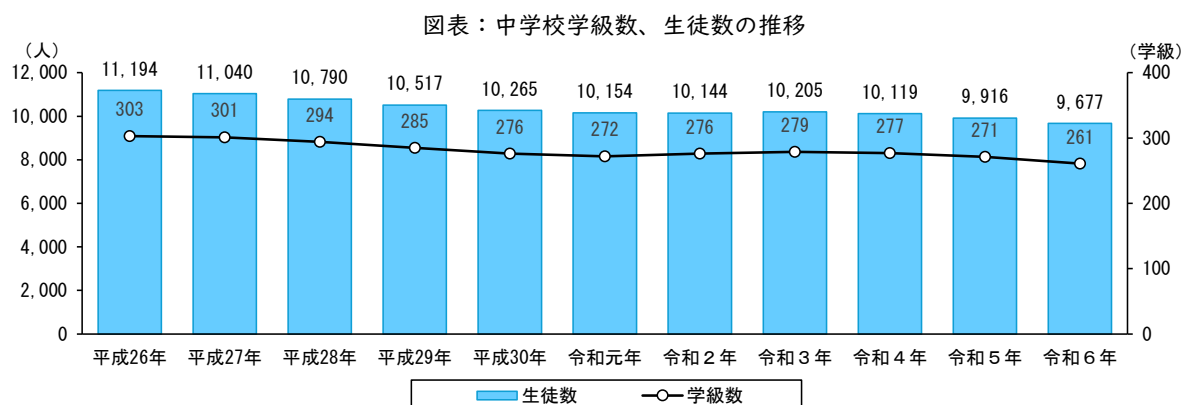
（6）小・中学校の状況

① 児童・生徒数の推移

令和6年5月1日現在、市内には、44の公立小学校があり、647学級、児童数は18,998人であり、児童数は減少傾向にあります。

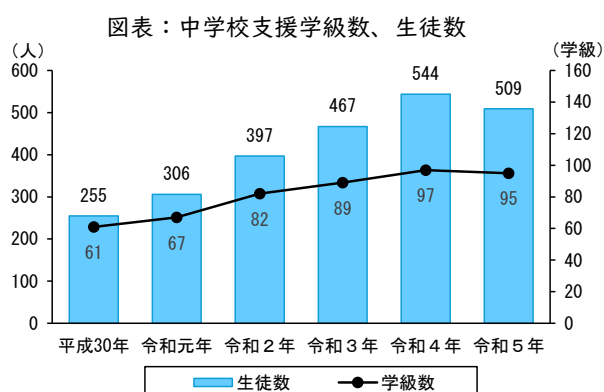
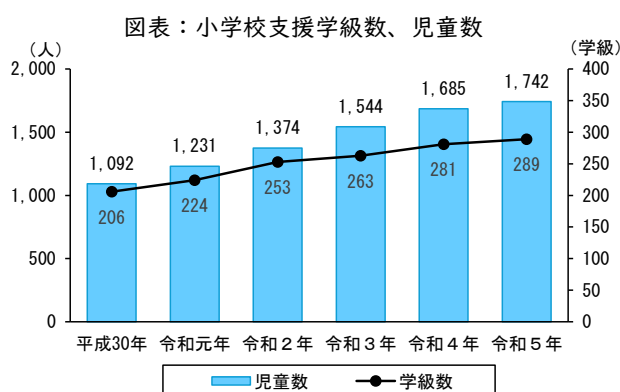
一方、公立中学校は19校、261学級、生徒数は9,677人であり、小学校と同様に減少傾向にあります。





② 支援学級数の推移

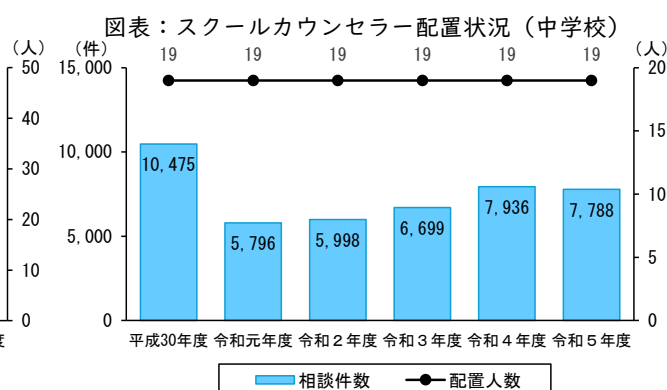
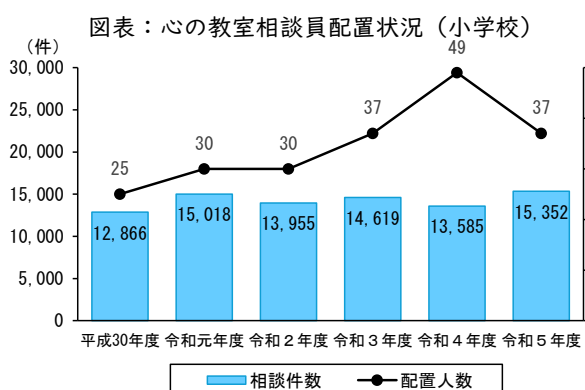
公立小学校、公立中学校における支援学級の学級数と児童・生徒数については、両者において、増加傾向にあります。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③ 心の教室相談員・スクールカウンセラー等の配置状況

小学校では、令和5年度現在、心の教室相談員37人を全小学校に配置し、児童に対する相談支援を行っています。心の教室相談員への相談件数は令和5年度で15,352件となっています。また、中学校には19校すべてに府からスクールカウンセラーを配置され、問題行動等の解決にあたっています。相談件数は令和5年度で7,788件となっています。

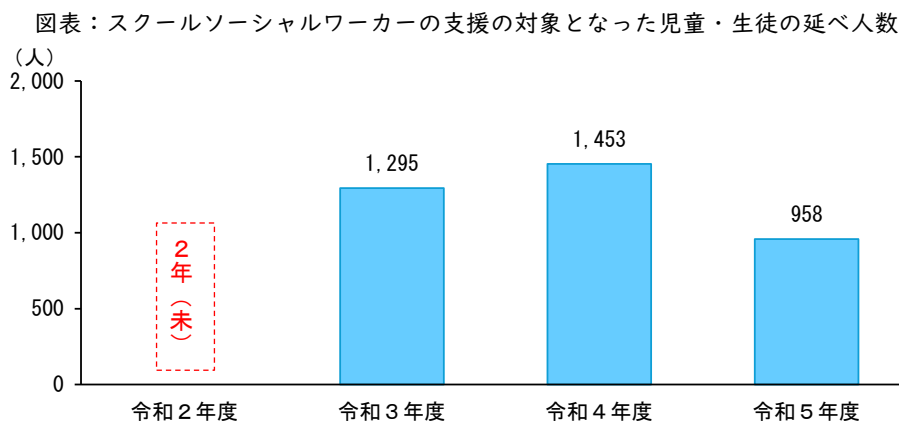


資料：教育委員会

④ スクールソーシャルワーカーの配置状況

令和6年4月現在、社会福祉士の資格を有し、スクールソーシャルワーカー等に指導助言を行うスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー17人の配置に加え、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー12人を19中学校区に配置し、児童・生徒の置かれた環境に働きかけ、学校生活の充実や家庭の教育力の向上の支援に努めています。

支援の対象となった児童・生徒数は、令和5年度で958人となっています。

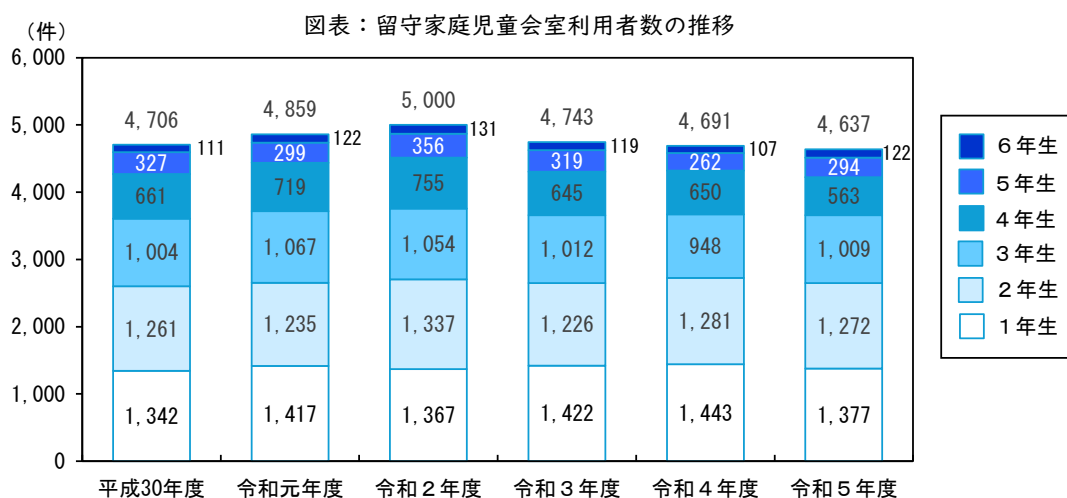


資料：教育委員会

⑤ 留守家庭児童会室（放課後児童健全育成事業）の状況

保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の小学生児童に放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業として留守家庭児童会室を44の公立小学校全校に設置しています。利用者数は増加傾向にあります。

なお、平成29年度からは第5学年、平成30年度から第6学年にも拡充し、現在、全学年の児童の受け入れを行っています。

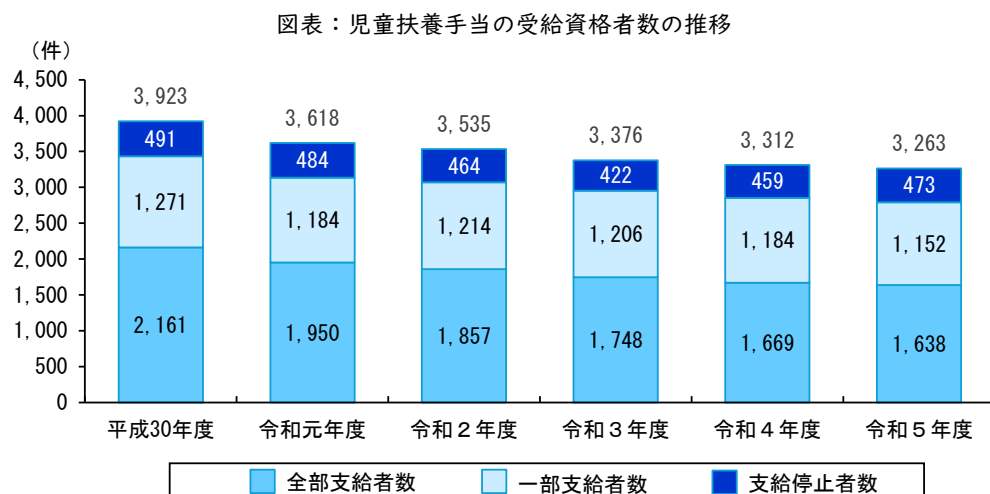


資料：教育委員会（各年4月1日現在）

(7) 経済的支援の状況

① 児童扶養手当受給者数

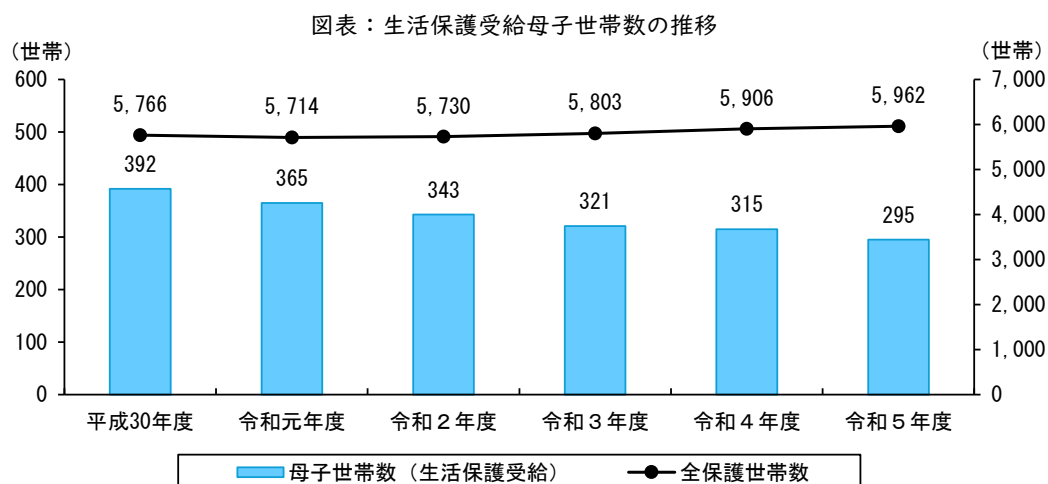
児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあります。内訳では、児童扶養手当の受給者（全部支給者と一部支給者の合計）は減少している一方で、支給停止者数は令和3年度までは減少傾向でしたが、令和4年度以降増加に転じています。



資料：市民生活部（各年度3月末日現在、平成30年度のみ12月末現在）

② 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、令和5年度末時点で295世帯となっており、全保護世帯数が緩やかに増加しているなかにおいて、減少傾向となっています。



資料：健康福祉部（各年度3月末日現在）

第3章 これまでの子ども・若者と子育て支援に関する施策の成果と課題

(1) 子ども・若者と子育て家庭の人権擁護に関する主な取り組み

【人権教育・啓発の推進】

子どもを守る条例の周知と啓発を目的に、イベントや講演会の開催など周知・啓発に努めるとともに、市内の小学校、中学校においては「DV予防教育プログラム」を実施しました。また、人権や男女共同参画に関する各講座、セミナーなどの実施を通じて、ひとり親家庭等が差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、啓発活動を行うとともに、講演会や法律相談の開催、情報誌「モアメイム」などの発行を通じて、男女共同参画啓発、DV防止啓発に取り組みました。

【児童虐待対策の推進】

支援や見守りの裾野を広げ、制度の狭間に陥らないよう、子どもとその家庭を見守るための連携会議として「子ども家庭支援部会」を設置しました。また、里親登録へのきっかけとなる事業として、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する協力家庭において宿泊を伴う子どもの預かりを行う「ショートステイ協力家庭事業」を新たに開始しました。

【いじめ・不登校・問題行動対策の推進】

学校においては、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、一人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的に対応するとともに市長部局においても、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組むため、「枚方市いじめ相談窓口」を設置しました。

また、不登校状態にある児童・生徒を対象に、教育文化センターに設置している教育支援センター「ルポ」で学習支援、グループ活動、カウンセリングなどを実施するとともに、保護者と指導員との連携や保護者間での交流、情報交換を行いました。また、不登校支援協力員により校内教育支援ルームなどを活用して教育相談や学習支援等を行いました。

【課題】

- 家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子ども・若者の権利が保障されるためには、子ども・若者に関わる大人一人ひとりが子ども・若者の最善の利益を考え、その権利について一層理解を深めるための教育・啓発を一層推進することが必要です。
- 児童虐待の防止に向けて、関係機関が連携するネットワークを強化し、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し適切な対策を講じるとともに、地域の見守り活動の推進や子育てに負担を感じる保護者への支援など、地域における虐待防止のための支援体制の強化が一層必要です。
- いじめや不登校の問題については、それらの未然防止、早期解決に努める一方、児童・生徒が生きづらさを感じたり、不登校になり自宅にひきこもったりすることがないように支援するとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ることが必要です。

(2) 経済的困窮や生きづらさ等の問題を抱える子ども・若者及び子育て家庭に関する主な取り組み

【子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備】

「子どもの未来応援コーディネーター」が学校や子ども食堂等への巡回を通じて生活習慣の乱れ等の環境にある子どもを早期に発見し、福祉等の支援制度や関係機関へのつなぎを行いました。また、子ども見守りシステムを運用し、迅速かつ適切なアセスメントに活用するとともに、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯に家事援助等を行う「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を開始するなどの取り組みを行いました。

【ひきこもり等困難を有する子ども・若者に対する支援ネットワークの推進】

ひきこもり等地域支援ネットワーク会議の開催を通じ、関係者間のネットワークの充実に努めました。また、内閣府「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の指定を受け、中高生へのひきこもり支援が将来の孤独を防ぐ一助となるとの考えから、定時制や通信制高等学校等関係機関との連携体制構築に取り組みしました。

【子ども・若者の心身の健康の確保】

正しい生活習慣を身につけることができるよう多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、保健師、栄養士などが健康相談を実施するなど、食事や健康面についても相談支援を行いました。

【子どもの学習と就学の支援】

経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行いました。また、教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行いました。

【課題】

- 支援が必要な子ども・若者やその保護者を早期に発見し必要な支援につなげ、地域で孤立させないよう、庁内の関係部署間での十分な連携に加え、民間団体や当事者団体等とも連携・協働した相談支援体制を一層強化することが必要です。
- 全ての子ども・若者が生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるよう、学びの機会を充実するとともに、学習面・経済面で配慮が必要な子ども・若者の学習を支援することが重要です。
- ヤングケアラーは、家庭内の問題ということで表面化しにくく、支援が十分届きにくいのが現状です。令和6年度に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正が行われました。今後は、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、本人やその家族の心情に寄り添いながら関係機関・団体と連携して切れ目のない支援体制の充実を図るなど、ヤングケアラーへの支援を一層強化することが必要です。

(3) 子ども・若者の生きる力と個性を育むための主な取り組み

【就学前環境の整備】

少子化や保育需要の動向を踏まえ、公立保育所・幼稚園の運営・配置のあり方を検討し、就学前の教育・保育施設に係るひらかたプランにおける後期プランを策定しました。令和4年4月には、渚西保育所の統合・民営化、令和5年4月には阪保育所、令和6年4月には、桜丘北保育所の民営化を行いました。

【小学校教育への円滑な接続】

文部科学省が実施する調査研究事業「幼保小架け橋プログラム事業」に実施モデル地域として採択されたことを受け、幼保小それぞれの関係者の連携強化に取り組んできた実績を踏まえ、実践的カリキュラムの開発に向けた研究に取り組みました。また、小学校生活への滑らかな接続を目指して、学校の授業や給食の体験、小学生や教職員との交流など、子どもたちが期待をもって就学できるように努めました

【豊かな心の育成及び確かな学力と健やかな身体を育む教育環境の充実】

一部の保育所（園）等では近隣の中学校や高等学校との交流の取り組みを行い、保育所（園）等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を提供しました。また、枚方版ICT教育モデルや国のGIGAスクール構想により、1人1台端末等のICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進したり、不登校など様々な理由で登校できない児童・生徒に対しタブレット端末を活用してオンライン授業を行ったりなど、子どもたちの学びを止めないための取り組みを行いました。

【食育の推進】

幼児用から大人用までライフステージごとの「ひらかた食育Q&A」や、「食育リーフレット」を作成し、市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校等での活用や、各地域への回覧等、幅広く啓発を行いました。

【障害のある子ども等への支援の充実】

保育所（園）等で障害児を受け入れる統合保育の実施に加え、市立ひらかた子ども発達支援センターでは、公私立の保育所（園）並びに幼稚園等にも障害児保育にかかる巡回相談・保育相談を拡充しています。加えて、通所支援（すぎの木・なのはな）や地域子育て支援（すくすく）を実施するとともに、成長段階に合わせた支援のコーディネートを行う相談支援や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いたリハビリテーションを実施しました。

医療的ケア児等の通所先である市内3事業所に看護師配置に係る費用助成を行うなど、医療的ケア児の受け入れにつなげました。

【若者の就労支援・自立支援の推進】

枚方市地域就労支援センターではオンライン就労相談の試行実施をするなど、北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方でも、一人ひとりに合った就労支援が行われました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、多様な就労支援や体験プログラムを実施する各機関と連携し、就労への支援を行いました。

健康福祉総合相談課内の自立相談支援センターではハローワーク枚方と連携し安定的な就労のための支援に取り組みました。北河内地域若者サポートステーションでは、就職後、希望する人を対象に、定期的な個別相談を実施し、障害者就業・生活支援センターでは、職場訪問やサロン等の実施、市内の就労定着支援事業所では就労した障害者本人や勤務先を訪問するなど、職場への定着支援が行われました。

【課題】

- 保育所(園)や幼稚園、認定こども園等が保護者の就学前教育に対する期待に応え、その専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりに心身ともに健全に成長できる就学前教育・保育を提供することが必要です。また、小学校教育が円滑に行われるよう、子どもの生活や発達の連続性に配慮し、教科等への学びにつなげる教育の提供体制の充実が引き続き求められます。
- 子ども一人ひとりの発達には特性があり、発達を含めた障害や子どもの育ちについて正しく理解し、支援を必要としている子どもがその特性を生かしながら、住み慣れた地域で、必要な時に、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくことが必要です。
- 若者が就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労などにチャレンジし自立できるよう支援することが重要です。

(4) 居場所づくりと多様な体験活動の提供に関する主な取り組み

【子ども・若者の居場所づくり】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に、社会に参加するきっかけとするためのスモールステップとしての居場所支援事業「ひらば」を実施しました。

また、枚方子どもいきいき広場事業や地域教育協議会の取り組みを通して、地域の人々の特色や多様性を活かして、子どもがさまざまな体験やさまざまな人との交流ができる機会と場づくりを行いました。枚方公園青少年センター青年文化事業や生涯学習市民センター学習支援事業を通して、子ども・若者の交流の場や自主的な活動ができる場など、さまざまな学びの機会を提供しました。

【子ども・若者のスポーツや文化芸術活動】

青少年がスポーツを通じて心身両面で健全な育成が図れるよう、スポーツ少年団によるスポーツ活動を支援しました。陸上競技だけではなく他のスポーツ種目にも触れ合える場として「枚方市スポーツCarnival」の開催や地元スポーツチームと連携し、公式戦での市民応援デーや幼稚園・小学校等での交流事業などを実施しました。文化活動として、枚方市少年少女合唱団を支援し定期発表会を開催したり、子ども向けに定期的なおはなし会や各種行事を開催したりしました。

【子ども・若者の社会的活動やキャリア形成への支援】

市内5大学と連携して、市内の小学生(高学年)を対象に大学の施設見学や講義体験を行いました。各中学校区では小・中学校が連携して作成したキャリア教育全体指導計画に基づき、キャリア教育の視点に立った指導を行いました。また、大学と行政との連携によるまちづくりを目指し、若者の活力をまちづくりに活かすとともに、将来の就職先として関心を持ってもらうこと等を目的として、大学生等のインターンシップ受入れを行いました。

【課題】

- 共働き家庭の増加に伴い、放課後に子どもだけで過ごす家庭も増え、子どもが安心・安全に過ごせる居場所をはじめ、いじめや不登校・ひきこもり、生活困窮など、生きづらさや様々な悩みを抱えながら生活している子ども・若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所の確保・充実が課題となっています。
- 子ども・若者の自主性や社会性、正義感、協調性などの資質を培い、積極的にチャレンジし、様々な経験を通じて自己肯定感が高まるよう、遊びや体験活動、学びの機会や場について、参加しやすさを含め一層充実することが必要です。

(5) 安全・安心なまちづくりに関する主な取り組み

【妊娠・出産・子育て期の健康づくりや子どもへの医療対策】

妊婦健診・産婦健診・妊産婦歯科健診の費用助成を行うとともに、産後の心身ともに不安定な時期に支援が必要な母子を対象に、枚方市産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）を実施しました。また、枚方市子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」で子育てイベント、予防接種及び健康診断等の子育て支援情報を発信しました。

医療体制については、枚方休日急病診療所を枚方市医師会に委託し、土曜の夜間・休日に診療を実施するとともに、北河内こども夜間救急センターにおける診療を実施することで、365日、24時間体制で小児救急搬送と二次後送の受け入れを行いました。

【ひとり親家庭の自立支援】

簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」や、ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接LINEで悩みを相談できる「ひとり親相談LINE」など、ICTを活用したシステム運用を始めています。

ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、自立支援教育訓練給付金などの相談、申請受付を行いました。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）により、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行うことで就職につながるよう支援をしています。

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司

法書士による法律相談、母子・父子自立支援員による養育費相談を実施するとともに、相談や手続きのサポート、費用の補助などを行う、ひとり親家庭養育費確保サポート事業により、「取り決め支援」を実施しました。

【安全・安心に子育てできる生活環境の整備】

通学路や未就学児の移動経路などの交通安全対策として、区画線、道路反射鏡などの交通安全施設の整備をはじめ、信号交差点の歩道への車両乗り上げ防止対策や、保育園2園の周辺にキッズ・ゾーンを設置し車両の運転者に注意喚起を行い、外活動中の児童の安全確保などに取り組みました。

【外国籍の子ども等への支援】

帰国児童等に対し、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談を行う教育指導員を派遣しました。また、日常生活において、日本語の読み書きや会話に困っている方を対象に、学習の場を提供することを目的として、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」を開催しました。

【課題】

- 安心して妊娠し出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の健康を保持・増進する取り組みが必要です。また、子どもに対しては、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めるなど、その健やかな成長を支援する必要があります。
- ひとり親家庭等の支援は、子育てをはじめ、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など幅広い分野にわたります。引き続き関係機関と連携した総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、就労支援や経済的支援など、日常生活の自立を支え、生活の安定を図る支援を引き続き推進することが必要です。
- 外国にルーツのある子ども・若者は、言語の問題だけでなく、文化や習慣、外見の違いによるいじめや、それによるアイデンティティの問題など、自らの力だけでは解決することが難しい問題を抱えている場合があります。外国籍の子ども・若者や帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施することが重要です。

（６）相談・情報発信及び支援に関する主な取り組み

【子育てに関する相談・情報提供】

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての世帯を訪問し、子育て支援サービス等の情報を提供しました。また、１８歳までの子どもと家族のさまざまな相談に対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行いました。

情報提供については、自分の住んでいる住所地を担当する保健師の名前や、妊娠や出産、子育て

てに関する相談先の情報が一目でわかるマグネットの配付や出生直後から就学までの子育て支援情報を掲載する「ひらかた子育て応援ナビ」を新生児家庭及び就学前の転入家庭に配布しました。

【困難を有する子ども・若者に関する相談・情報提供】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて相談支援を実施するとともに、枚方公園青少年センターの青少年相談では、青少年の悩みや青少年問題全般についての相談支援を実施しました。また、月に1回、相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として家族の会を実施し、家族同士がつながる場づくりに努めました。

情報提供については、小中学生や保護者に対し、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む子どもや若者の相談窓口をまとめたリーフレットやポスターを作成・配布し周知するとともに、施設等へ掲示を行うなど、より早い段階での情報発信に努めました。

【子ども・若者及び子育て家庭に対する支援体制の充実】

地域子育て支援拠点事業を市内13か所で実施し、子育て親子の交流の場を提供するとともに、相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等を実施しました。また、保護者の疾病など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施しました。

【課題】

- 結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目なく連続した支援の強化を図っていくとともに、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を充実することが必要です。
- 困難を有する子ども・若者やその家族に対しては、SNSを活用するなど、相談窓口がより身近なものとなるよう相談体制の充実が必要です。また、求める支援に関する情報についても、対象者により届きやすい発信方法や提供方法について検討することが重要です。
- 子ども・若者や子育て支援に取り組む地域の関係団体・機関の連携を充実し、地域の子育て力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え助け合えるネットワークを充実することが重要です。

（7）子育てと仕事の両立支援に関する主な取り組み

【多様な保育サービスの充実】

通年での待機児童解消に向け、閉園した公立保育所や幼稚園を臨時保育室として活用するとともに、私立保育園における遊戯室の一部を活用した臨時保育室を市内で3か所開設しました。また、病児・病後児保育事業を、市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で実施するとともに、日曜、祝日にも保育を行う休日保育や、夜10時まで保育を行う夜間保育を引き続き実施しました。

【放課後児童対策の充実】

留守家庭児童会室の待機児童の解消を図るため、令和5年度から利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択を可能とする「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施しました。

【男女共同子育ての推進】

枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供、相談事業を実施しています。男女共同参画週間事業では、講座の動画配信及び動画上映会を開催しました。また、女性の再就業を支援するため、男女共生フロア・ウィルにおいては、起業セミナーを実施するとともに、図書情報コーナーにおいて「仕事と生活の調和」に関する資料を配架し、情報提供を行いました。

【課題】

- 仕事だけでなく、生涯学習活動や社会貢献活動への参加など、子育てと様々な活動との両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 男女がともに仕事や余暇活動等と子育てを両立しながら、ゆとりある家庭生活を実現できるよう、企業や雇用者に対し、育児休業の取得促進をはじめ、働き方の見直しや多様な働き方等の重要性について、引き続き啓発や働きかけを行うことが重要です。
- 家庭では、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援するための取り組みが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方

子ども・若者が抱える課題が複雑化、複合化し、子ども・子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりのこども・若者が等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、「子ども・若者育成支援計画（第2期）」、「第4次ひとり親家庭等自立促進計画」の理念も踏まえつつ、「こども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまち、子どもを安心して生み、楽しく育てることができるまち、子どもの生きる力や個性を育むまち、若者の社会性を育み、自立を支援するまち、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。

2. 施策目標

施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進
《子どもの成長過程全般》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに子ども施策を進めていきます。また、子ども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取り組みなどを進めます。また、幼児期の教育・保育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を推進します。

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進
《学童期・思春期》

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。また、地域における子どもたちの遊び場などが減少しているなかで、学校園施設の活用なども含め、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進
《青年期》

青年期の若者は大学等への進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、夢や希望を持ち、自身の可能性を広げる重要な時期ですが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある時期でもあります。若者を取り巻くさまざまな課題に対して、社会全体で取り組むとともに、自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進
《子育て当事者に対する支援》

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、保護者の子育てに伴う負担感や不安感、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き家庭の増加や就労形態が多様化しています。子育てをしている誰もが、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、妊娠、出産から子育てまでの育児と仕事の両立ができるなど、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境をつくります。

3. 計画の体系

施策目標Ⅰ すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 ≪子どもの成長過程全般≫

推進方向	取り組み内容
1.人権教育の推進	(1) 子どもの権利の啓発・普及 (2) 保育所(園)や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進
2.子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実	(1) 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実
3.切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進	(1) まるっとこどもセンターによる支援の推進
4.子どもへの虐待のないまちづくりの推進	(1) 児童虐待防止体制の充実 (2) 地域における見守り体制の充実 (3) 児童虐待に関する啓発活動の推進 (4) 里親制度の普及・啓発の推進 (5) 児童相談所等の設置に向けた取り組み
5.ヤングケアラーへの支援の推進	(1) ヤングケアラーへの支援の推進
6.子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進
7.非行等の問題行動対策の推進	(1) 有害環境に起因した非行等への対策の推進
8.子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり (2) 子どもの学習支援 (3) 子ども・若者の就学支援 (4) 子ども・若者の心身の成長の確保
9.子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実	(1) 子ども・若者の自殺対策の取り組み (2) 子ども・若者が悩みを相談できる体制づくり
10.障害のある子ども・若者等への支援の充実	(1) 関係機関等の連携による支援の推進 (2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実 (3) 障害のある子ども等への在宅生活支援 (4) 障害のある子ども等や家庭に対する援助 (5) 配慮が必要な子ども等への支援 (6) 障害のある子ども等の早期発見・早期支援

11.外国籍の子ども等への支援	(1) 外国籍の子どもや保護者等への支援
12.食育の推進	(1) 家庭における規則正しい食生活の啓発 (2) 子ども・若者の食への関心の醸成 (3) 給食の充実
13.子ども・若者のスポーツ活動の推進	(1) 地域におけるスポーツ活動の推進 (2) スポーツ指導者の確保、育成 (3) 子どものスポーツ大会、教室等の開催
14.子ども・若者の文化芸術活動の支援	(1) 文化芸術の親しめる機会の提供 (2) 自主的な活動、発表機会の提供 (3) 読書活動の推進
15.子ども・若者の国内外交流の推進	(1) 友好都市交流の推進 (2) 国際化に対応できる子どもの育成
16.子ども・若者の社会的活動の推進	(1) 地域活動の支援 (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進 (3) 子ども・若者の夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供
17.子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進	(1) 地域における自然環境の保全 (2) 環境教育の推進

施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》

推進方向	取り組み内容
1.妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	(1) 安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保 (2) 不妊・不育治療に対する支援 (3) 子育て講座・講習会等を通じた育児に関する知識の普及 (4) 疾病等の予防・早期発見の促進 (5) 乳幼児健康診査の推進 (6) 乳幼児健康審査事後指導事業の推進
2.幼児期の教育・保育の質の向上	(1) 就学前環境の整備 (2) 計画的、効果的な質の向上の実践
3.小学校教育への円滑な接続の推進	(1) 幼保こ小のネットワーク化の推進 (2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進《学童期・思春期》

推進方向	取り組み内容
1.居場所づくりの推進	(1) 学校園施設の活用 (2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 (3) 生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進 (4) 異年齢間、世代交流の推進 (5) 地域で子どもを育てる環境の整備
2.不登校対策、中退予防の推進	(1) 義務教育期間における不登校対策の推進 (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進
3.いじめに対する取り組みの推進	(1) いじめ問題に対する支援体制の整備 (2) いじめを受けた子どもなどへの支援 (3) 情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進
4.豊かな心の育成の推進	(1) 中・高校生等と乳幼児の交流体験の推進 (2) 豊かな心の育成 (3) 相談体制の充実
5.確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	(1) 確かな学力と健やかな身体の育成 (2) 家庭での教育の支援 (3) 地域とともにある学校づくりの推進 (4) 心身の健康に関する啓発・学習の推進

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進 《青年期》

推進方向	取り組み内容
1.若者の居場所づくりの推進	(1) 若者がつながる居場所づくりの推進
2.相談体制の充実	(1) 相談体制の構築 (2) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化 (3) メンタルヘルスケアの必要性の啓発
3.結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(1) 結婚支援等の実施
4.就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 安定的就労のための継続的な支援の推進

5.若者への経済的支援	(1) 経済的支援等の実施
6.ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援	(1) 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立やひきこもり等への正しい理解の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 若者や家族等の居場所づくりの推進 (4) 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実 (5) 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進
《子育て当事者への支援施策》

推進方向	取り組み内容
1. 子育てに対する経済的支援や負担軽減	(1) 子どもの養育に対する援助 (2) 助産制度 (3) 保育所（園）・幼稚園等への就園に対する援助 (4) 小中学校等への就学に対する援助 (5) 生活困窮者自立支援制度による支援
2.子どもへの医療対策の充実	(1) 医療体制の整備と連携強化 (2) 子ども・若者の医療費の助成
3.ひとり親家庭等の自立支援	(1) 子ども・子育て支援、生活支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 養育費の確保及び面会交流の支援 (4) 経済的支援の充実 (5) ひとり親家庭等を支える環境の充実
4.安全・安心に子育てできる生活環境の整備	(1) バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり (2) 子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進 (3) 安全施設等の設置 (4) 交通安全教育の推進 (5) 防犯活動等の推進 (6) 不慮の事故等防止対策の推進
5.子育てに関する相談体制の充実	(1) 身近な地域における相談体制の充実 (2) 育児相談の推進 (3) 妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実 (4) 家庭児童相談等の充実 (5) 教育相談の充実 (6) 青少年相談事業の充実 (7) 障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

6. 子育てに関する支援体制の充実	(1) こども誰でも通園制度の導入に向けた検討 (2) 地域における子育て支援の推進 (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実 (4) 保育所（園）における子育て支援の推進 (5) 幼稚園における子育て支援の推進 (6) 認定こども園における子育て支援の推進 (7) 一時預かり事業の実施 (8) 子育て短期支援事業の充実 (9) 保護者の交流の場の設定 (10) 地域のネットワークによる子育て支援の推進 (11) 多胎児家庭に対する支援の推進
7. 子育てに関する適切な情報提供の推進	(1) 子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供 (2) 妊娠及び就学前の総合的な子育て情報の提供
8. 子育て中の社会参加支援	(1) 保育つきイベントの推進 (2) 相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実
9. 多様な保育サービスの充実	(1) 保育体制の確保 (2) 認定こども園の普及 (3) 満3歳未満の児童の保育枠の拡大 (4) 待機児童対策 (5) 延長・夜間・休日保育の実施 (6) 病児・病後児保育の充実 (7) 弾力的な就労支援 (8) 保育士等確保の支援 (9) 利用者支援事業の推進 (10) 保育サービス等利用にかかる負担軽減の充実
10. 放課後児童対策の充実	(1) 保護者ニーズに合った事業の充実 (2) 総合型放課後事業の制度等の周知 (3) 児童の放課後の居場所づくりの推進
11. 男女共同子育ての推進	(1) 男女がともに参加する子育ての推進 (2) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

第5章 施策の推進方向

施策目標Ⅰ すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 《子どもの成長過程全般》

■推進方向Ⅰ 人権教育の推進

(1) 子ども・若者の権利の啓発・普及

子ども・若者は社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持っています。子ども・若者の生存と発達が保障されるよう、「児童の権利に関する条約」並びに「こども基本法」の基本理念を踏まえ、生まれ育った場所や環境に左右されることなく、子ども・若者を一人の人間として尊重し、その権利や自由が最大限、守られなければなりません。本市においても、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」及び「枚方市男女共同参画推進条例」に基づき、子ども・若者を含めたすべての人の人権が尊重されるまちづくりをより効果的・総合的に推進しています。人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利です。すべての人が人権について正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合い、子ども・若者の大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権に関する講座や映画会等の開催及び、平和啓発事業、小・中学生に対するDV予防教育に取り組むほか、人権擁護委員による人権教室や人権の花運動の活動を支援するなど、あらゆる機会をとらえて子ども・若者の人権に関する啓発を推進します。

また、虐待やいじめなどは、子ども・若者への重大な権利侵害であり、その心身の健やかな成長を阻害する深刻な問題です。令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」では、市などの責務や役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり、子ども・子育て支援に関する基本事項を定め、「一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現に向けて取り組みを推進しています。

さらに、本市では、平成31年3月に行った「ひらかた・にじいろ宣言（性的マイノリティ支援宣言）」に基づき、一方または双方が性的マイノリティであるカップルがお互いを人生のパートナー関係であると宣誓されたことを公に証明する「枚方市パートナーシップ宣誓制度」を導入しており、性的マイノリティに関する電話等による相談支援を行うとともに、子ども・若者の性の多様性への理解が育まれるよう引き続き取り組みます。

(2) 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進

保育所（園）等では、保育士等へ人権研修を実施し、各学校園においては、人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、子ども・若者が知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的な場面に直面したときに、行動できる態度や技術・技能を身につけられるよう指導・支援に努めます。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育を推進します。

留守家庭児童会室において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、子どもの生活や遊びに影響のある事柄に関して子どもが気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放課後支援員等が受け止めるよう配慮します。また、子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ子どもと保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

【主な取り組み】

- 子どもを守る条例に係る取り組み
- 人権啓発事業
- 平和啓発事業
- 性的マイノリティ支援事業
- DV 予防教育
- 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室における人権教育

■推進方向2 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実（新規）

（1）子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実

子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明と自己決定を行う、いわば権利の主体です。子ども・若者を次代の担い手というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」としてとらえ、その意見を聴きながらともに社会を作るパートナーという認識を共有することが重要です。本市で制定した「子どもを守る条例」では、「一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること」「一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと」「一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること」の3つの基本理念のもと、子どもを守る体制づくり及び子ども・子育て支援に関する施策を推進しており、同条例第12条では、子どもの社会参加や意見表明の機会の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとしています。今後さらに、自分のまちに関心を持ち、子ども・若者が権利の主体としてまちづくりのさまざまな分野において積極的に参画し意見を表明できる機会や場を充実させ、こども基本法第11条及び国が策定したガイドライン等を踏まえ、子ども・若者の自由な視点、感性に基づく意見をまちづくりに反映させるよう努めます。

【主な取り組み】

- 子ども・若者の意見表明の場の創出
- 子ども・若者から意見聴取するしくみづくり

■推進方向3 切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進（新規）

（1）まるっとこどもセンターによる支援の推進

すべての妊産婦・子育て世帯・子ども・若者に対し、母子保健・児童福祉の両分野が、切れ目のない一体的な相談支援を行う「まるっとこどもセンター」（こども家庭センター）により、これまでから進めてきた様々な支援策をさらに充実させます。

また、今後利用するサポートやサービスの頻度や時期等を記載したサポートプランの作成を通じて、支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て家庭へ確実に届けるとともに、4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報提供や相談に応じる乳児家庭全戸訪問事業においては、助産師や保健師が伴走型相談支援として実施している新生児・乳児訪問と合わせて行うことにより、子どもの発育発達状況や産婦の心身状況に応じた専門的な支援に努めます。

さらに子育て家庭の不安解消や状況把握の機会を増加させるため、子育て家庭との接点があり、物理的にも近距離にある地域子育て支援拠点に地域子育て相談機関の機能を加えるとともに、学齢期の子どもの居場所として、学習のサポートや食事を継続的に提供できる児童育成支援拠点を設置し、いずれもまるっとこどもセンターと連携しながら必要な支援を包括的に提供します。また、公立の全小中学校に導入しているタブレットを活用し実施しているSNS相談「ぽーち」の対象年齢を、市内在住、在学、在勤の18歳までに拡大することで、気軽に相談できる環境を整えます。

自宅や庁内各部署とオンラインでつないだ相談機能の充実とあわせて、ICTを活用できない方や対面での支援が必要な方については、アウトリーチによる支援を引き続き行います。

全国的に子どもの貧困やいじめ、虐待など子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、子どもと家庭への支援を迅速化するため、支援に必要な情報を一元的に集約する「子ども見守りシステム」を運用し、引き続き、新たな課題の早期発見・早期対応や予防支援に取り組むとともに、全中学校区へのスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を目指し、児童・生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を行います。

【主な取り組み】

- サポートプランの作成
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 伴走型相談支援
- 地域子育て相談機関
- 児童育成支援拠点
- アウトリーチによる支援
- 子ども見守りシステム
- SNS相談（ぽーち）の拡充
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡大

■推進方向４ 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

（１）児童虐待防止体制の充実

児童虐待は、夫婦関係の不和など家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、子どもや保護者の健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生します。そのため、関係機関が連携し、そのネットワークのもと、家族の抱えるさまざまな課題について、包括的に支援することが大切です。

児童虐待の早期発見や予防及び適切な支援が効果的に行われるよう、まるっとこどもセンターや大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）などの子どもに関係する機関で構成する子どもの育ち見守り連携会議（要保護児童対策地域協議会）の一層の連携強化を図ります。また、複雑化する虐待問題に対応する職員等については専門知識のさらなる習得のため、各種研修会や事例検討を行うなど、引き続き資質の向上を図ります。

一方、乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等においては、日常業務を通じ子どもと保護者の支援の視点を持ちながら、虐待への気づき、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。妊娠期から支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。

さらに、保護者を対象とした親支援プログラムを実施し、子育てスキルを得て良好な子どもと保護者関係をつくり、虐待の予防や防止等に努めるとともに、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に引き続き取り組みます。

（２）地域における見守り体制の充実

子育てに関する相談相手がいない、周囲からの支援を受けられないなど、子育ての孤立化は虐待の要因の一つとなり得ることから、保護者同士が交流できる場づくりや子育て家庭を地域で見守っていく環境づくりが求められます。

子育てへの不安や困りごと等があった場合に気軽に相談できる窓口や支援機関、「地域子育て支援拠点」をはじめとした、親子が気軽に集い、相互に交流できる場等に関し、プッシュ型で情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化し、身近な生活の場における虐待等の早期発見や見守り体制の充実を図ります。

（３）児童虐待に関する啓発活動の推進

毎年１１月の児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象とした講演会等の啓発活動を積極的に行うなど、児童虐待問題に対する理解の向上を図るとともに、保育所（園）や認定こども園、学校園、PTA、民生委員・児童委員など子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動にも引き続き取り組みます。

(4) 里親制度の普及・啓発の推進

市における里親数については、人口の割合で他府県や府内他市と比較しても低い水準にあります。子どもが成長する過程においては、特定の信頼できる大人との間での愛着形成が大変重要であり、様々な事情で親と暮らすことができない子どもたちが、一般の家庭と同じような環境で生活することができる里親による養育を推進することが必要なことから、大阪府や里親支援機関との連携による里親推進の講演会の実施や、担い手の裾野をさらに広げるため、ショートステイ協力家庭事業を実施しています。また、保育所（園）等を優先的に利用できるよう利用調整における指数を見直すなど、里親制度のさらなる理解促進や里親の普及拡大に引き続き取り組みます。

(5) 児童相談所等の設置に向けた取り組み

児童虐待をはじめ、子どもやその家庭が抱える諸問題が、年々より複雑化、複合化している社会状況に対応するため、本市において緊急かつ一貫した支援を行うことができるよう、児童相談所の設置に向けた準備を進めるとともに、あわせて、社会福祉法人による児童養護施設の設置について検討を進めます。

【主な取り組み】

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
- 出産・子育て応援事業
- 乳幼児健康診査
- 親支援プログラムの実施
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）
- 虐待防止のための育児支援
- 子どもの相談窓口の充実
- 里親制度の普及・啓発
- ショートステイ協力家庭事業
- 児童相談所の設置に向けた取り組み

■推進方向5 ヤングケアラーへの支援の推進（新規）

(1) ヤングケアラーへの支援の推進

ヤングケアラーは、これまで家族のケアは家庭内の問題と捉えられ、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、加えて本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であることから、学校生活や友だち関係、将来の進路などに大きな影響を与えるなど、子どもが本来守られるべき権利が十分に守られていないことに課題があります。そのため、周囲が正しい理解・認識のもとでそうした状況に気づき、関係機関等が連携して対応していくことが重要です。令和6年6月に

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正・施行し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記し、その支援を強化することとなりました。

本市においても、令和４年度に実施したヤングケアラーに関する調査において、実態把握に努めており、その結果を踏まえ、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯への家事援助事業や周囲の気づきの大切さ、また研修の充実という意見もあったことから、学校や民生委員・児童委員向けに啓発ツールを作成・配布し、周知・啓発に取り組んでいます。

ヤングケアラーの支援については、多機関が参画する重層的支援会議において、本人やその家族の心情に寄り添いながら、引き続き、包括的・計画的な支援について検討していきます。

【主な取り組み】

- ヤングケアラー等世帯訪問支援事業
- ヤングケアラーの支援に関する周知・啓発

■推進方向６ 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進（新規）

（１）性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害として決して許されるものではありません。被害者に適切な支援が届けられるとともに、加害者はもちろんのこと、傍観者にもならないよう、社会全体で関心を高め、性犯罪・性暴力をなくしていく必要があります。

国は、令和５年７月に「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を公表し、「加害を防止する強化策」「相談・被害申告をしやすくする強化策」「被害者支援の強化策」の３つの強化策をまとめ、子ども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶に向けて取り組むこととしています。また、令和６年６月には「こども性暴力防止法」が成立し、子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度「日本版DBS」が導入され、義務付けられることになりました。このような国の対策を踏まえ、本市においても、保育所（園）等の現場に周知を図るほか、留守家庭児童会室について性暴力等の防止措置の国の認定を受けるなど、性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 日本版DBSに関する現場への周知
- 留守家庭児童会室の性暴力等の防止措置

■推進方向 7 非行等の問題行動対策の推進

(1) 有害環境に起因した非行等への対策の推進

近年、SNS の普及に伴い、それに起因するトラブルや性犯罪などに子ども・若者が巻き込まれる事案が増加しています。また、過度にスマートフォン等のゲームやインターネットにのめり込む「ゲーム依存」や「ネット依存」、さらにはオーバードーズや不法薬物の乱用などの問題も発生しています。こうしたトラブル・犯罪や依存症などから子ども・若者を守るため、家庭・地域が連携して、犯罪・非行の防止に関する意識向上に努めるとともに、学校教育においてもインターネットとの適切な付き合い方に関する指導や規範意識の醸成を図っていくことが重要です。加えて、学校や職場での人間関係や家族などで悩みや生きづらさを抱えている子ども・若者に寄り添った相談体制の充実も必要です。

小・中学校においては、児童・生徒の健全育成のため、関係機関などと連携して、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の乱用だけでなく、誰でも入手しやすい市販薬の過剰摂取がもたらす悪影響や薬物乱用と関連性が高い喫煙及び、飲酒防止の指導等を徹底します。また、保護者に対しては、非行や犯罪被害、さらには深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童・生徒を保護し、教育するよう努めなければならないことを周知します。加えて、PTA や青少年育成指導員などとの連携を強化して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組むとともに指導の充実にも努めます。

【主な取り組み】

- 生徒指導充実事業
- 青少年の健全育成事業
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室

■推進方向 8 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進

(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり

貧困問題をはじめ、子ども・若者やその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。子ども・若者やその家庭と接するさまざまな関係機関、関係団体が連携することで、養育環境等に問題を抱える子ども・若者やその家庭を積極的に把握するとともに、子ども見守りシステムやさまざまな支援制度を効果的に活用し、早期から切れ目ない支援につなげられる体制の整備に向けて引き続き取り組みます。その一環として、妊娠期からのさまざまな機会を捉え、経済面も含め、支援を必要とする妊産婦や乳幼児期の子どもを把握し、早い段階から支援するとともに、関係機関と連携し、継続的なフォローに努めます。また、就園、就学している児童・生徒に対しては、学校園等への巡回のほか、福祉等のさまざまな支援制度や関係機関へのつなぎを行うための専門家を配置するなど、問題を抱える児童・生徒を早期に把握し、学校園等の教育現場と各福祉施策を扱う市の福祉部門との連携強化を図ります。さらに、三季休業期に昼食を食べられない児童への支援についても検討する必要があると

す。

なお、子ども・若者の貧困対策の推進にあたっては、国が策定した「こども大綱」に掲げる「こどもの貧困対策」の内容等を踏まえながら、子ども・若者やその家庭の生活実態の把握に努め、効果的・効率的な対策を進めます。

（２）子どもの学習支援

令和５年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、生活が困窮している家庭の子どもほど、勉強時間が少なく学習に影響が生じていることから、学習習慣を定着できるよう対策を進める必要があります。子どもが生まれ育った場所や環境にかかわらず、自分の能力、可能性を伸ばせるよう、学校または学校以外の場において、学習意欲や基礎学力の向上に向けた学習支援に取り組むとともに、家庭の経済状況により、学びたい、習いたいという想いを諦めることがないよう、塾や習い事にかかる支援策を検討します。

（３）子ども・若者の就学支援

経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、高等学校等への就学が困難な方へ奨学金を支給し、希望する進路を歩めるよう支援します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を通じて、ひとり親家庭等の子ども・若者が経済的に安心して進学、就学できるよう支援します。さらに、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度の周知を図り、学習意欲のある子ども・若者の進学を促します。

（４）子ども・若者の心身の成長の確保

令和５年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、暮らし向きが苦しいと回答した家庭の子どもほど、食事をしっかりとれない、起床・就寝時間が定まらないなど、生活習慣が安定しない傾向がみられました。

多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、育児相談や母子訪問指導の際に保健師や管理栄養士等が食事や健康面についても相談支援を行うことで、乳幼児期から正しい生活習慣を身につけ、成長過程において心身の健康の確保や日常生活の充実につながるよう支援します。

また、子ども食堂に取り組む団体と連携し、貧困の状況にある家庭など、さまざまな事情を抱える子ども・若者を支援し、地域で子ども・若者の健やかな成長を見守る環境の充実を推進します。

【主な取り組み】

- スクールソーシャルワーカーの配置
- 子どもの未来応援コーディネーターの配置

- 生活困窮者自立支援制度に係る子どもの学習支援事業
- 放課後自習教室事業
- 就学援助制度
- 支援学級等就学奨励費制度
- 枚方市奨学金制度
- 食育推進事業
- 健康づくり推進事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 育児相談事業
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業

■推進方向 9 子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実

（１）子ども・若者の自殺対策の取り組み（新規）

本市では、「第２期枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることなく安心して生きることができる社会をめざしています。

子ども・若者が悩みを抱えているときに、安心して悩みを打ち明けられるよう、ＳＯＳの出し方に関する教育の具体的な方法を検討し、実施します。あわせて教職員等子ども・若者に接する人に対して研修などを行い、子どもたちが安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりをめざします。

（２）子ども・若者が悩みを相談できる体制づくり

中学校においてはスクールカウンセラーが、小学校では心の教室相談員・スクールカウンセラーが、児童・生徒の悩みに寄り添った相談に応じるとともに、学校以外の相談窓口として、教育文化センターでは、電話や面談により、幼児・児童・生徒の教育に関するカウンセリングを実施しています。また、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、子どもの笑顔を守るコールにより、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく対応できる相談支援体制を推進します。

まるっとこどもセンターの家庭児童相談、ひきこもり等子ども・若者相談においては、家族や友だちとの関係、いじめや不登校・ひきこもりなどについて、安心して悩みを相談できる体制を整え、適切な支援につなげます。さらに、公立の全小中学校に導入している「人」台端末を活用し実施している SNS 相談「ぼーち」の対象者を市内在住、在学、在勤の 18 歳までに拡大することで、気軽に相談できる環境を整えます。

枚方公園青少年センターの青少年相談においては、現在、概ね 26 歳までの子ども・若者及びそ

の保護者や家族を対象に、子ども・若者の悩みについての相談を行っていますが、今後、より多くの子どもの若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

【主な取り組み】

- 子どもの SOS の出し方教育
- 心の教室相談員配置事業（小学校）
- スクールカウンセラーの配置
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- SNS 相談（ぼーち）の拡充（再掲）
- 青少年相談の拡充

■推進方向 10 障害のある子ども・若者等への支援の充実

（１）関係機関等の連携による支援の推進

障害のある子ども・若者や配慮が必要な子ども・若者を支援するため、市の関係機関のほか、大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）、支援学校等で構成する枚方市障害児等関係機関連絡会議の連携をきめ細かく行い、子ども・若者にとって最善の手だてを講じます。また、医療的ケア児支援のため、関係機関の協議の場を通じ、支援の充実に努めます。

（２）障害のある子ども等への教育・保育の充実

障害のある子ども等が地域のなかで健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、子どもと保護者の意向を尊重し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育・保育を行うよう努めます。

発達上支援が必要な子どものための、地域における中核的な支援機関と位置付けられる市立ひらかた子ども発達支援センターでは、通所支援・相談支援・リハビリテーションの提供とともに、地域支援機能として保育所等への支援の充実に図ります。保育所（園）等や認定こども園、学校園における必要な人材の配置を行うとともに、専門の相談員等による子どもとその保護者、保育所（園）等に対する相談や集団生活への適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進を図ります。さらに、支援教育を推進し、学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。また、学校園では、支援教育コーディネーターが中心となり、支援体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成し、個の教育的ニーズに応じた支援を充実します。学校においては、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ための環境を充実させるため、通常の学級における基礎的な環境整備を充

実させるとともに、合理的配慮をはじめとした個に応じた支援の充実を図ります。教職員研修等を積み重ねながら、社会的自立につながる継続した支援を行うため、福祉との連携や教育相談を通じた就学指導及び進路指導の充実を図ります。

総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）においては、障害の有無に関わらず子ども同士が遊びを通して共に成長できるよう、障害のある子ども等への適切な配慮及び環境整備を行うなど、支援に努めます。

（３）障害のある子ども等への在宅生活支援

障害のある子ども等とその保護者等が安心して生活できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、放課後等デイサービス、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。保育の必要性の認定を受けない障害や疾病等のある子どもの家庭を訪問して行う新たな一時預かりについて、検討を行います。

また、障害のある児童の健全な育成と子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実を図ります。さらに、身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行うとともに、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。療育相談や機能訓練など、市立ひらかた子ども発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある児童と保護者の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進や保護者支援のための研修等の充実、また居宅訪問支援の実施など、障害児の在宅支援の充実に努めます。

（４）障害のある子ども・若者等や家庭に対する援助

障害のある子ども・若者等や保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

（５）配慮が必要な子どもへの支援

発達障害のある子ども等の特性に応じた支援や配慮が求められています。配慮が必要な子どもの教育・集団保育を行う上で、保育所（園）や認定こども園、学校園に必要な人材の配置や相談体制の充実を図るとともに、小・中学校においては一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。また、留守家庭児童会室においても必要な人材の配置を推進します。

発達上の課題を抱える子ども等の健やかな成長のためには、安定した親子関係のなかで育まれることが大切であることから、発達上の悩みや育児の不安を抱える保護者に対し、関係機関も含め、医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子ども等との遊び方や接し方の指導等を通じて、よりよい親子の関係づくりを支援します。さらに、発達障害等に関する講演会等を開催するなど、社会的な理解の促進にも努めます。

(6) 障害のある子ども等の早期発見・早期支援

乳幼児健康診査や母子健康相談事業等を行うにあたっては障害の早期発見に留意し、障害の疑いがある場合には継続的な相談を行うとともに、早期の発達支援を受けることができるよう情報提供及び助言を行います。

また、切れ目なくフォローができるよう、まるっとこどもセンターや大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）、また、保育所（園）や学校などの関係機関が連携しながら継続した支援に取り組めます。

【主な取り組み】

- 障害児等関係機関連絡会議
- 医療的ケア児等支援連絡会議
- 障害児保育
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 支援教育学校園支援事業（幼稚園巡回相談等）
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育
- 居宅介護
- 短期入所
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 重度障害者医療費助成事業
- 障害児通所支援事業（児童福祉法に基づく児童通所支援給付）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室事業）
- 母子健康相談事業（再掲）

■推進方向Ⅱ 外国籍の子ども等[※]への支援

(1) 外国籍の子どもや保護者等への支援

グローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に在留する外国人は年々増加しており、留学生や技能研修生の受け入れなどにより、本市に居住する外国人についても増加が見込まれま

す。こうした状況のなか、外国籍や外国から帰国した子どもなど、日本と異なる文化・言語で育った子どもやその家庭に対し、日本語習得のための機会や、出産・子育て・教育の場における支援の充実が求められています。このため、小・中学校においては、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談などを行う教育指導員の派遣や、一人一台端末を利用した日本語指導における支援、文字や図形等を拡大した教科用拡大図書の活用など、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、国際化の進展に伴う支援ニーズの増大についても適切に対応します。あわせて、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、国等の財源の活用を含め、幼児教育・保育現場における現状の把握に努め、外国籍の子どもや保護者等のニーズに応じた支援に努めます。

また、日常生活において日本語の読み書きや会話に困っている保護者等に対し、子育て窓口に翻訳用のタブレットを配置するとともに、日本語・多文化共生教室「よみかき」を実施するなど、保護者支援の充実やより幅広い学びの機会の提供を図ります。

※「外国籍の子ども等」…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

【主な取り組み】

- 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業
- 多文化共生教育研究事業
- 日本語・多文化共生教室「よみかき」

■推進方向 12 食育の推進

(1) 家庭における規則正しい食生活の啓発

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。家庭や地域と連携した食育の推進を、市をあげた取り組みとして積極的に進めていく必要があることから子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるよう、第4次枚方市食育推進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人、特に子育て世代が、食に関する知識を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することはもちろん、適切な食習慣を子どもに伝えていくことが求められます。

そこで、ひらかた食育カーニバル等での普及啓発を通じて、栄養バランスや食生活の改善について、楽しく学べる機会を充実させるとともに、コミュニケーションを図りながら食の知識やマナーの享受が期待できる「共食」を推進します。また、乳幼児健康診査や家庭訪問、離乳食講習会など、保健師や管理栄養士による、具体的な相談や適切な食生活の啓発などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を習得するための啓発、指導を行います。

(2) 子ども・若者の食への関心の醸成

欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れることにより、子ども・若者の健康問題が懸念されることから、子どもの発達段階に応じた望ましい食習慣やマナーを身につけ、心身の発達に必要な知識を深めるための取り組みが必要です。幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園での昼食時間等を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めるとともに、小・中学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。また、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践されるような体験学習の機会を提供します。

(3) 給食の充実

給食の時間を重要な食育活動の場として位置付け、保育所（園）では、野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物の大切さや成り立ちを知る機会の提供を図るとともに、学校給食では、地元で収穫された旬の野菜の使用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について関心をもち、理解を深めることができるよう努めます。あわせて、給食のレシピ等を市や保育所（園）、認定こども園、小学校のホームページ等で紹介し、子どもと保護者が給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます。

なお、小学校給食については、令和6年度2学期から無償化を開始するとともに、引き続き、安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組めます。また、中学校給食については、平成28年度から選択制による提供を行っていますが、「今後の中学校給食に関する方針」等に沿って、全員給食の実現に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 食育推進事業（再掲）
- ひらかた食育カーニバルの開催
- 健康づくり推進事業（再掲）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 公私立保育所（園）等・幼稚園における食育の推進
- 小学校給食無償化
- 学校給食充実事業

■推進方向 13 子ども・若者のスポーツ活動の推進

(1) 地域におけるスポーツ活動の推進

子ども・若者がスポーツを楽しむことは、体や精神を鍛え、仲間や指導者との交流を通じて、コミュニケーション能力や他人に対する思いやりの心、規範意識を育む効果があり、子ども・若者の人格の形成に大きな影響を及ぼしています。

保育所（園）や認定こども園、学校園における取り組みに加え、スポーツ少年団活動のほか、スポーツ推進委員等を中心とした活動や総合型地域スポーツクラブの活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援し、家庭や身近な地域において子ども・若者の興味、関心に応じて楽しみながら多様なスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

(2) スポーツ指導者の確保、育成

子ども・若者がスポーツに親しむ環境を整えるには、各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等、スポーツの企画や運営を支える人材の確保が重要です。（公財）枚方市スポーツ協会のスポーツサポーターズバンク制度の活用を図るとともに、スポーツ団体等との連携を深めながら、各種スポーツの講習会を開催し、子ども・若者のスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる高い専門的知識と指導力を持つ有資格者の確保、育成を支援します。

(3) 子ども・若者のスポーツ大会、教室等の開催

各種スポーツ大会や教室の開催により、子ども・若者がスポーツに気軽に親しみ、スポーツの楽しさを体験できる機会を充実します。また、子ども・若者のスポーツへの関心を高めるため、トップレベルの選手との交流や、プレーを間近に観る機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

- スポーツ少年団活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員の活動支援
- スポーツサポーターズバンク制度の活用
- スポーツ指導者の育成
- スポーツ大会・教室等の開催
- 小学校体育施設開放事業
- トップアスリートとのふれあい事業

■推進方向 14 子ども・若者の文化芸術活動の支援

(1) 文化芸術に親しめる機会の提供

子ども・若者が生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、文化に接する機会はもとより、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。保育所（園）等においては、市の花である「菊」を栽培し、菊フェスティバルへ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。また、枚方市総合文化芸術センターを拠点に、子ども・若者の団体鑑賞や学校に芸術家が出向いて実演するアウトリーチ、ワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組みます。

(2) 自主的な活動、発表機会の提供

子ども・若者の自主性、創造性を育むため、文化芸術鑑賞の機会に加え、子ども・若者が自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。また、枚方公園青少年センターや枚方市総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーなどにおいて、音楽、ダンス、演劇等の自主上演や創作作品の発表の機会の提供に努めるとともに、市内の小学校が合同で行う音楽会など、地域間や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みを進めます。

(3) 読書活動の推進

乳幼児期からの読書活動は、言葉を学び、想像力を豊かなものにし、読書の楽しみを知るとともに、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない大切なものです。また、グローバル化やICTなどの技術革新が進む中、知識の習得だけではなく、判断力や表現力の重要性は増しており、その素養を培うために読書は非常に有効な手段と言えます。乳幼児期の子どもが本に興味を持つ機会として、おはなし会などの各種行事を充実するとともに、読書ボランティアの養成講座やスキルアップ講座の実施などにより、ボランティアへの支援にも努めます。さらに、年代層別の絵本リストの提供や展示などを通して、子どもの読書活動にかかわる大人への支援を図ります。

保育所（園）等において、1歳の誕生月に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う枚方版ブックスタートを行うとともに、地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。また、市民グループの運営により、本とふれあいながら子どもと保護者の交流ができるふれあいルームなど、子どもと保護者が乳幼児期から読書に親しめる環境を整えます。

市立図書館では、子ども・若者の成長やニーズに応じた本に出会えるよう、図書の充実を図ります。あわせて、小・中学校図書館の充実に向けて支援を行い、障害等の有無に関わらず読書が楽しめるよう、読書のバリアフリー化にも取り組みます。

【主な取り組み】

- 鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- 小学校合同音楽会
- 小・中学生絵画コンクール
- 子ども読書活動推進事業
- 保育所（園）ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業
- ふれあいルーム事業
- 学校図書館支援事業
- 子どもに本を届ける事業

■推進方向 15 子ども・若者の国内外交流の推進

（１）友好都市交流の推進

本市は、国内に加え、海外の都市とも友好交流を行っています。異なる風土、文化等に接することは、子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育み、また多文化共生への理解を深める上で有意義であることから、友好都市の学校園間の交流を、引き続き進めます。

（２）国際化に対応できる子どもの育成

日本を訪れる外国人や、日本に定着居住する外国人が増加するなど、グローバル化が一層進んでいることから、子ども・若者がライフステージの早い段階から身近に国際感覚を身につけ、国際化に対応したコミュニケーション能力を育成するための取り組みが求められます。

中学校では、英語教育指導助手の配置や、英語４技能学習アプリの導入、市内大学との連携などにより、英語教育の充実を図り、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。また、文化芸術等を通じて海外の学校園との交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。さらに、本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する知識を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業
- 英語教育指導助手の配置
- 英語４技能学習アプリの活用

■推進方向 16 子ども・若者の社会的活動の推進

(1) 地域活動の支援

少子高齢化や核家族世帯の増加、また、生活環境の変化や多様化などにより、住民同士のコミュニケーションが希薄化しています。子どもの見守り活動や声かけ運動、また、地域広報誌の発行や地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

(2) 地域との連携による多様な体験活動の推進

子ども・若者が地域活動や防災活動、自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組むさまざまな体験活動に参加し、子ども・若者が自分の住む地域に関心を持ち、活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。地域での祭りや運動会、また、自主防災訓練など、子ども・若者が参加できる行事などの活動を支援するとともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。また、地域の大人たちが子ども・若者に対し、学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを地域の実情に応じて、支援するとともに、保育所(園)や認定こども園においては、世代間交流ができる取り組みを進めます。

(3) 子ども・若者の夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供

子ども・若者に芸術、自然、スポーツ、伝統文化などのさまざまな分野で活躍しているプロや、未来に向かってチャレンジしている人たちの体験談を聴いたり交流したりする場を提供し、子ども・若者の視野を広げるとともに、困難なことに果敢に挑戦する意欲が高まるよう取り組みを進めます。

また、本市には特色ある複数の大学が立地しており、各大学と連携しながら、大学の有する専門的な知識や施設を活かし、学習・体験機会の提供に取り組めます。

【主な取り組み】

- 枚方子どもいきいき広場事業
- 保育所(園)・幼稚園における世代間交流事業
- 枚方市こども夢基金
- 青少年健全育成市民啓発事業
- 子ども大学探検隊

■推進方向 17 子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進

(1) 地域における自然環境の保全

子ども・若者に森林、河川、農地など、豊かな自然を継承し、自然環境を大切にする心を育むためには、自然や生き物とふれあう取り組みが必要です。

そのため、四季を通じた自然体験などの野外活動を通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる機会づくりに取り組みます。

(2) 環境教育の推進

地球温暖化防止やごみの減量、省エネルギー・省CO₂などの環境保全への取り組みは、一人ひとりの行動の積み重ねが重要です。そのため、子どもと保護者で参加できるエコライフ推進事業の充実を図り、子どもたちが自主的に行う環境学習や実践活動を支援します。あわせて、各家庭において地球温暖化の問題を身近に学び関心を持ってもらうため、子ども版環境家計簿の普及に努めます。

また、環境にやさしい生活を推進するため、要望に応じて、小学校ではごみとりサイクルをはじめ、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所（園）や幼稚園等では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などの環境学習を実施します。さらに、環境について関心と理解を深めてもらうため、小・中学生も対象にした、「環境サステナブルアワード」として実施し、環境に関する「自由研究」、「自由工作」等を実施します。

【主な取り組み】

- 野外活動センター利用促進事業（学校キャンプなど）
- エコライフ推進事業
- 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）
- 子ども版環境家計簿
- 環境学習
- 環境サステナブルアワード

施策目標２ 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、 子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進

《子どもの誕生前から幼児期まで》

■推進方向Ⅰ 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援

（１）安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるために、母性の保護と心身の健康を保持、増進するとともに、出産・育児に対する不安感の解消を図りながら、出産前から育児に至る連続性のなかで母親の心に寄り添い、切れ目のない支援を提供することが重要です。

まるとこどもセンターにおいては、早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対する普及啓発に取り組むとともに、妊娠届出時にすべての妊婦を対象とした、保健師等による面接を実施し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう必要な支援につなげます。また、妊産婦訪問や新生児・乳児訪問等を通じ、妊娠期から母子の健康と育児環境を整えるための具体的な助言や育児支援を行うなど、妊産婦の気持ちに寄り添いながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、切れ目のない支援を行います。また、妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査の費用助成、新生児聴覚検査費用の助成、困窮世帯に対して初回の産科受診費用の補助や出産にかかる費用を援助する助産制度、出産・子育て応援ギフトの支給等の取り組みなどを通じて、妊娠・出産に対する経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる体制を確保します。あわせて、マタニティスクール等を通じ、出産や育児に関する正しい知識を普及させ、健全な母性の育成を支援します。

産前産後の時期は母親の心身に特に負担が生じやすく、産後うつ予防など、保健師、助産師等の専門職や医療機関等の連携によるきめ細かな支援が重要です。このため、医療機関等と連携を図りながら、産婦健康診査の費用助成等により、産後の初期段階における支援を行うとともに、育児に不安や疲れを感じている場合には、市内産科医療機関と助産所での宿泊や日帰り心身のケア・休養や育児に関する相談支援を提供する「産後ママ安心ケアサービス」を実施するなど、産前産後の時期における多様なニーズに対応し、安心して生み育てられる支援体制の充実をめざします。

（２）不妊・不育治療に対する支援

子どもを望むご夫婦を対象に、夫婦そろって不妊症の検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊症の検査に要する費用の一部を助成します。また、妊娠はするが、流産や死産を繰り返す等の不育症でお悩みのご夫婦に対し、不育症の原因検索のために受けた検査費用や治療費の一部を助成し、早期に適切な治療を受けられるよう支援します。

（３）子育て講座・講習会等を通じた育児に関する知識の普及

離乳食・幼児食講習会や子育て講演会、地域の子育て支援の場等の機会などを通して、育児に必要な正しい知識の普及を図ります。

(4) 疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上をめざします。さらに、予防接種のスケジュールを自動管理し、接種日が近づくとお知らせする機能を有した、子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の普及に取り組み、予防接種にかかる負担感の軽減や、適切な時期の接種を支援します。

また、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨による早期対応を促進します。

(5) 乳幼児健康診査の推進

乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見・早期対応に取り組みます。また、乳幼児健康診査の機会を捉え、健康状態や生活・育児状況などを把握し、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援します。また、関係機関連携や家庭訪問を通じて、すべての乳幼児とその保護者に保健サービスと子育て情報の提供ができるよう、健康診査の未受診者の把握に努めます。

さらに、児童虐待の予防と早期発見の観点から、必要に応じて関係機関と連携し、子どもと保護者に寄り添った支援を行います。

(6) 乳幼児健康診査事後指導事業の推進

乳幼児健診や個別発達相談等の母子健康相談から把握される、継続した支援の必要な乳幼児と保護者に対して、小集団の乳幼児と保護者での保育を実施する乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を行います。その事業の中で、乳幼児と保護者がともに育ちあう場の提供や、保護者に対する適切な保育指導、また助言等を行い、乳幼児の健やかな成長、発達を促します。

【主な取り組み】

- 妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（再掲）
- 助産制度
- 出産・子育て応援事業（再掲）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 不妊治療ペア検査費用助成事業
- 不育症治療費補助（助成）事業

- 不育症検査費用助成事業
- 予防接種事業
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信
- ひらかた健康ほっとライン 24
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 成人歯科保健事業（1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時）
- 母子保健推進連絡会運営事務
- 乳幼児健康診査事後指導等事業（親子教室事業）（再掲）

■推進方向2 幼児期の教育・保育の質の向上

（1）就学前環境の整備

子どもたちが安全・安心な環境で教育・保育を受けるためには、地震等の大規模災害に強い施設等の整備が必要です。本市が設置する保育所や幼稚園等は建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設も少なくないことから、施設の状況等を踏まえ、計画的に施設環境の整備や設備の充実等を引き続き進めていきます。私立の保育所（園）や幼稚園、認定こども園等に対しても、引き続き、国等の財源も活用しながら、施設環境の充実を支援していきます。

また、令和4年度に策定した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に基づき、公立保育所・幼稚園等の今後のあり方については、引き続き、教育・保育の量的ニーズの減少傾向が明らかになった際に詳細を検討するとともに、公立施設が担うべき役割を具体化した上で、取り組みを進め、私立施設とさらなる連携を図りながら、子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進していきます。

（2）計画的、効果的な質の向上の実践

乳幼児期においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育所（園）や幼稚園、認定こども園等において子どもたちが集団生活を行い、異年齢間で遊んだりする中で道徳性や社会性を育む取り組みを推進します。幼児期の児童に対する教育・保育のみならず、地域の子育て機能や家庭への子育て支援を充実させていくには、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等の保育士、教員などの資質、専門性を高めることが重要です。さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教員の資質や専門性を高めるための取り組みを進めるとともに、メンタル面のケアや食育、また多様な研修や実践の機会を一層設けるなど、計画的、効果的な人材育成に取り組み、教育・保育の質の向上を図ります。

また、食中毒や散歩コースなどでの不慮の事故などが起こらないよう、子どもの健康及び安全を確保するため施設の機能を高め、保健・衛生面の管理に万全を期するとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

【主な取り組み】

- 保育所（園）や幼稚園の老朽化対策
- 公立施設の整理・集約
- 「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に基づく
公立施設の役割の推進
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）合同研修会の推進

■推進方向3 小学校教育への円滑な接続の推進

（1）幼保こ小のネットワーク化の推進

幼児期の教育と小学校教育では、子どもの発達特性から教育内容や指導方法が異なります。そのため、幼児並びに児童の実態や指導方法等についての理解を深め、一貫性・連続性のある教育をめざして、接続を図っていくことが重要です。幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ることは、幼稚園・保育所（園）等と小学校の教職員同士の相互理解が不可欠であり、そのためには、実際に相手の幼稚園・保育所（園）や小学校に出向き、幼児の生活や児童の学習の様子などに直接ふれ、話し合いをもつことが必要です。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる小1プロブレムに対応できるよう、就学前児童やその保護者の不安や緊張を和らげ、小学校生活に円滑に接続できるようにすることも重要です。

これらの解消に向けて、本市においては、「幼保こ小の架け橋プログラム」として、枚方市内の各校区において、校区版のカリキュラムを作成し、効果的に幼保こ小連携が図られるよう、学びや発達の連続性を踏まえた教育・保育を行うとともに、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における子どもの生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、ネットワークの構築、強化を図ります。

さらに、小学校入学体験や教員による就学前施設への保育参観等を通して、子どもや保護者の不安を解消するよう努めるとともに、配慮が必要な子どもに対しては、支援学級等の見学や学校生活における教育的な配慮等について相談を行うなど、児童や保護者に寄り添いながら取り組みを進めます。

（2）就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援（新規）

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行うため、幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすること等を示している「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月閣議決定）に基づき、新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、子どもの状況について就学前施設と連携を図ります。また、就学前施設児童と留守家庭児童会室の子ども同士の交流、職員同士の交流を行います。

【主な取り組み】

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会
- 幼保こ小架け橋プログラム

施策目標３ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進

《学童期・思春期》

■推進方向Ⅰ 居場所づくりの推進

（１）学校園施設の活用

近年、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、子どもどうしが遊び、育ち、学び合う機会が減少し、子どもが地域コミュニティの中で育ちにくい状況となっています。特に、いじめや虐待、不登校、生きづらさを抱えるなど、厳しい環境で育つ子どもは居場所を持ちにくく、また失いやすいと考えられることから、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが一層重要となっています。そこで、地域での身近な施設である学校の運動場や体育館、また幼稚園の園庭や保育室、遊戯室などにおいて、体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。

また、登校できない、あるいは登校しにくい子どもを含む全ての児童・生徒に学びの機会を提供するため、全中学校及び一部の小学校に不登校支援協力員を配置しています。小学校においては「校内教育支援ルーム」の設置と不登校支援協力員の増員を進めています。さらに、外出が難しい児童・生徒に向けて、仮想現実（メタバース）を活用した不登校支援を展開します。

（２）総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

子どもの成長に必要な要素として自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「３間（さんま）」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通じて、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められており、家庭や学校以外の第３の居場所として、学校敷地で実施している、すべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化します。

①総合型放課後事業（留守家庭児童会室と放課後オープンスクエア）の事業の質の向上と連携

配慮を必要とする児童も含めたすべての児童が発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や自立性が発揮できるよう事業の質の向上を目指します。

子どもにとってより良い居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、持続的、安定的な事業運営を行うことができる実施主体のあり方を検証します。

②職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、豊かな人間性と倫理観を有し、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたり、引き続き人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努めます。

③施設等の環境整備

枚方市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童１人あたりおおむね 1.65 ㎡）や支援単位あたりの児童数（おおむね 40 人以下）の基準に沿った運営となるよう必要な環境の整備を行います。留守家庭児童会室が、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時には静養することができる遊びや生活の場として、子どもにとってより良い居場所として環境整備を行います。

留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の余裕教室や特別教室等の有効活用を前提に学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数の推移を見極めながら、改修が必要な場合は整備計画に位置づけ、計画的に環境整備を進めます。

④学校施設の有効活用

総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたる必要があることから、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在など明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。子どもの放課後の居場所を豊かにする観点から、子どもの要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

⑤枚方子どもいきいき広場

子どもが自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組むさまざまな体験活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることは重要です。学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する「枚方子どもいきいき広場」の取り組みを地域の実情に応じて支援します。

（３）生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

幅広い年代の子どもが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーを開放するとともに、18 歳以下の団体利用に対する利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。

また、同年代や異世代とのコミュニケーションを図りながら授業ではできない遊びや体験学習を身近な場所で行えるよう、わくわくするような公園の整備、安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。

さらに、ラポールひらかたに、学齢期の子どもの常設の居場所を設置し、学習のサポートや食事を継続的に提供できる児童育成支援拠点を設置しているところですが、引き続き、課題を抱える子どもたちのさらなる居場所について、検討を進めます。

（４）異年齢間、世代間交流の推進

幅広い年代の子どもが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センターや枚方公園青少年センター等における事業や地域の子ども会活動などで、年齢の異なる子ども同士の交流の場や友だちづくりの場を設けることで、体験から得る協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

また、保育所（園）や認定こども園、学校園の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努め、地域の幅広い世代の人たちとふれあう中で、より豊かで望ましい発達につながるよう、子どもの自己肯定感や自己有用感を育みます。

（５）地域で子どもを育てる環境の整備

学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力や思いやりの心などの「生きる力」を養うための取り組みを進めます。また、子どもたちの活動を支援する指導者が減少する中、地域での活動を通じて、指導者の確保と育成に努めるとともに、困難を有する子どもに対する理解の共有を地域に広げ、包摂する社会の醸成を促します。

さらに、地域における団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む団体への支援を引き続き行うなど、地域における子どもたちの身近な居場所が充実するよう、子どもの居場所づくりを推進していきます。

【主な取り組み】

- 学校園施設の提供
- わくわくするような公園の整備（遊具設置等）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 子どもコーナーやロビーの開放
- 枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業
- 子ども会活動への支援
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）

■推進方向２ 不登校対策、中退予防の推進

（１）義務教育期間における不登校対策の推進

① 各種計画等における取り組みの推進

義務教育期間における不登校の子どもに対する支援については、子ども未来部や教育委員会など関係機関が連携し、さまざまな取り組みを行っています。特に、長期にわたって学校へ行けていない不登校の子どもに対しては、教育分野の取り組みだけではなく、福祉分野における支援制度や関係

機関につなげることが重要です。子どもの未来応援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と細やかな連携を図るとともに、子ども見守りシステムを活用しながら、困難を有する子どもの問題の早期把握や、それぞれの環境に合わせた問題の解決に資するよう取り組みます。

また、教育委員会において策定した「子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」や「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」には、登校できない、あるいは登校しにくい子どもの相談窓口や民間施設との連携の在り方などを示しています。これらのガイド等を広く周知し、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施していきます。

今後は、仮想現実（メタバース）を活用するとともに、フリースクールを利用する不登校の小中学生を対象とした支援を検討するなど、不登校児童・生徒の居場所の拡充に努めてまいります。

② 進学等、環境の変化時における円滑な移行や長期的な視野を持った細やかな支援

義務教育9年間を見据えた指導を行うため、小中学校が連携し、授業や行事における交流等を通じて小学校生活から中学校生活へ円滑に移行できるよう支援しています。

また、小学校や中学校と連携し、児童・生徒全体に相談先等に関する情報発信を行うとともに、市内中学校と高等学校との連携による情報交換や課題の共有化を図り、高等学校までの連続性を考慮した支援をしています。さらに、小学校や中学校と連携し、児童・生徒全体に相談先等に関する情報発信を行うとともに、公的機関やNPO等の相談窓口・支援団体の情報を中学校や高等学校に提供し、情報が届くように努めます。

本市が令和4年度に実施した「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」においては、不登校になったことのある人の半数が中学校に通っていた頃に不登校になったと回答していますが、中学校期は、今後の進路や将来の就労にもつながる大事な時期であり、例えば、スクールソーシャルワーカーをはじめとした専門家が長期的な視野を持ってより細やかな支援を行えるよう検討するなど、特に中学校での不登校に焦点を当てた取り組みに努めます。

（２）高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

① 高等学校以降においても支援が途切れることのない体制の構築

中学校卒業後や高等学校を中退して以降、ひきこもりの状態が続いている子どもや義務教育期間中から不登校で進学しなかった子どもについては、所属機関が無くなることにより、支援が届きにくくなることが問題視されています。本市では、高等学校をはじめとした関係機関において、将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への有効な支援策などを議論する場を設置するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む枚方市子ども・若者支援地域協議会における支援機関等がそれぞれの役割を踏まえながら連携し、できるだけ早い段階で相談につなげられるよう取り組みます。また、公立の全小中学校に導入している「人1台端末」を活用し実施している

SNS 相談「ぽーち」を、市内在住、在学、在勤の 18 歳までに拡大し、必要に応じ、多機関連携のもと重層的な支援を行うなど、こうした問題点の解消に向けたさまざまな取り組みを進めます。

② 個人の特性に応じた学校選択の支援及び学びなおしができる場の周知

全日制の高校への進学が叶わなかった、また、中退するに至った子どもの多くが、通信制や定時制高校を選択しています。学校によってスクーリングのあり方など特徴が異なり、せっかく選んでも卒業に結びつかない例もあることから、各通信制高校や定時制高校、また通信制高校への通学を支援するサポート校等の情報を集め、本人の特性に合った学校選択の支援を行います。

さらに、ひきこもりや不登校など、何らかの事情により学習との関わりが途切れたことによる基礎学力の習得が不十分な子どもの学びなおしの支援として、学習支援に取り組んでいる NPO 等と連携し、積極的な情報提供に努めます。

【主な取り組み】

- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 教育支援センター「ルポ」事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- 不登校支援協力員配置事業
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- スクールアドバイザー派遣事業
- 青少年サポート事業
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）
- ひきこもり予防対策の強化
- SNS 相談（ぽーち）の拡充（再掲）
- 相談先等に関する情報の提供

■推進方向 3 いじめに対する取り組みの推進

（1）いじめ問題に対する支援体制の整備

いじめの防止は、学校のみならず、社会全体で取り組まなければならない課題であることから、引き続き、市・学校・家庭・地域が連携して枚方市いじめ防止基本方針のもと、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進めます。学校においては、いじめの未然防止に努めるとともに、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、1人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的に対応します。また、公立の全小中学

校に導入しているＩ人Ｉ台端末を活用し、子どもが発する心のサインを通じて、児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、個に応じた支援を行うとともに、身近に相談できる人がいない子どもや電話では相談しにくい子どもが相談しやすいよう、SNS相談（ぼーち）を実施して、引き続き、いじめの早期発見、早期解決に取り組めます。

教育委員会においては、電話相談窓口いじめ専用ホットラインにより相談体制を推進するとともに、本市の関係部課と（児童相談所）、法務局、警察などの関係機関との連携を強化します。また、市長部局においても、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組むため、「枚方市いじめ相談窓口」を設置し、電話、手紙、面談やメールなど多様なツールで相談を受けるとともに、相談者等に寄り添った解決を目指します。

（２）いじめを受けた子どもなどへの支援

いじめを受けた子どもやいじめに関わった子ども、また、虐待や犯罪等で被害を受けた子どもや保護者の心のケアを図るため、各学校において、心の教室相談員やスクールカウンセラーなどの専門家を配置し相談に応じます。また、臨床心理士の資格を有するスクールアドバイザーや社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーなどの専門家を小中学校等へ派遣し、子どもや保護者の心のケアや学校の取り組みに対する支援を行います。その他、大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）や教育文化センター、人権政策課、枚方公園青少年センターにおいても、子どもや保護者からの相談に応じるなど、多様な窓口で子どもや保護者を支援します。

（３）情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進

近年、子どもがSNSなどインターネット上でいじめ・誹謗中傷等の人権侵害の被害者や加害者になる事例が問題化しています。また、出会い系アプリや有害サイトへのアクセスにより、子どもが性犯罪や詐欺などの犯罪に巻き込まれる事件も増加しています。さらに、スマートフォンへの過度の依存やそれによる学習環境や日常生活への影響を受ける子どもも少なくありません。

このような中、SNSなどインターネット上の有害情報やいじめ等から子どもを守るためには、スマートフォンの使用に関する危険性やルールを子どもや保護者に指導・啓発することが重要であり、スマートフォンの使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪の防止と適切な対処の仕方、よりよい人間関係の構築等への理解を深めるため、学校や家庭、地域が連携して情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育の推進に引き続き取り組めます。

【主な取り組み】

- 生徒指導充実事業（再掲）
- いじめ防止対策委員会
- 気持ちの視覚化
- SNS 相談（ぽーち）
- いじめ問題対策連絡協議会
- 枚方市いじめ相談窓口
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- スクールアドバイザー派遣事業（再掲）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 青少年サポート事業（再掲）

■推進方向 4 豊かな心の育成の推進

（１）中・高校生等と乳幼児の交流体験の推進

乳幼児との交流・ふれあいは、乳幼児への関心の高まりや子育てへの肯定的感情、共感性の高まりなどが期待できると言われています。乳幼児との交流体験により、命の大切さをはじめ、子育ての楽しさや大変さの実感を学び、自分の育ちのふりかえりなどを通じ、子どもを生み育てることや、社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みが必要です。少子化や核家族化により子どもと接する機会や経験が少ない中、市主催事業として高校生に保育所（園）や認定こども園において、乳幼児とふれあい、子どもへの関わり方を学ぶことで、子どもを生み育てることへの関心や喜びにつなげます。

（２）豊かな心の育成

人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心など、豊かな人間性や社会性の育成は教育の大きな柱のひとつです。学校教育においては、道徳教育を通じて、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。特に、学校、家庭、地域が連携・協力し、乳幼児や高齢者、障がい者等との交流・ふれあいをはじめ、自然体験や文化的体験などの活動を充実させることで、思いやりや美しいものに感動する心、自己肯定感、正義や公正を重んじる心などを育みます。

また、校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や機会を設けるよう努めます。

（３）相談体制の充実

心の教室相談員やスクールカウンセラーによる相談や、教育文化センターでの電話や面談による教育相談体制を充実させ、学校生活全般に悩む子どもや保護者に寄り添い、問題の解決を図ります。また、小学校や中学校の時点から、相談窓口の周知・啓発を行うことで、子ども自身やその保護者に、困った時の相談先があることを知ってもらい、定着するよう取り組みます。

【主な取り組み】

- 乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）

■推進方向５ 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

（１）確かな学力と健やかな身体の育成

少子高齢化の進展の一方で、生産年齢人口の減少、加速度的なグローバル化や技術革新により、変化の予測がますます困難な時代が到来する中、こうした厳しい時代を生き抜くためには、自ら考え主体的に生きていくことのできる子どもを育てることが重要です。そのためには、一人ひとりが自分の考えを持ち、その考えを表現し、人の考えを大切にする心を育むことが必要です。その上で、知識・技能の確実な習得をめざし、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に引き続き取り組みます。

また、１人１台端末とセルラー通信により、全ての子どもたちが「いつでも・どこでも」安全にインターネットにつながり、学習できる環境を構築するとともに、個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた教職員の授業改善を一層推進します。さらに、１人１台端末を活用した仮想現実（メタバース）による新たな学びの場を構築したり、拡張現実（AR）を活用した学習やドローン等にプログラミングを行ったりする等の高度な教育の一層の充実に努めます。そのほか、学校図書館の活用による言語力育成や職業体験学習などのキャリア教育の推進なども図ります。

小・中学校期は健全な身体の育成に重要な時期であることから、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した水泳指導などに取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材の派遣等、地域と連携した多様な形態による部活動の運営体制を構築していきます。

（２）家庭での教育への支援

「家庭はすべての教育の出発点である」と言われるように、家庭は子どもの人格形成にとって重要な役割を果たしています。子どもは、家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的

なマナーなどを身につけていきます。また、家庭教育は、家庭において行われる教育でありながらも、地域社会や学校などから様々な影響を受けながら行われます。

それぞれの家庭の状況やニーズ、自主性を尊重しながら、子育てや親のあり方について視野を広げ、仲間づくりが行えるよう、学習機会や情報を提供するなどの支援を行います。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会・経済情勢が大きく変わっていく中で、子どもたちを健やかに育むには学校・家庭や地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組むことが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

地域とともにある学校の実現に向けて、学校や子どもが抱える問題を地域ぐるみで解決する仕組みとして、市内全小学校に学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの実施や学校教育自己診断の実施など、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の充実に取り組みます。

(4) 心身の健康に関する啓発・学習の推進

思春期における心身の発達について理解し、自他を大切にする心を育むとともに、性に関する正しい知識、性的マイノリティへの理解を深めるための取り組みを進めます。また、エイズや性感染症の罹患、10歳代の喫煙、薬物使用、人工妊娠中絶などの影響についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

- 学校 ICT 機器等の整備（タブレット端末の更新等）
- 体力向上の取り組みの推進
- 中学校部活動の地域連携
- 家庭教育支援事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 学校教育自己診断
- 性教育の推進
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室（再掲）

施策目標 4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進

《青年期》

■推進方向 1 若者の居場所づくりの推進 (新規)

(1) 若者がつながる居場所づくりの推進

居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係していると言われています。意見を言えたり自分が認められたりするなど、安心して過ごせる居場所は自己肯定感を高めることにもつながることから、若者の声を聴きながら、居場所としての地域資源の紹介や居場所づくりを進めます。

また、枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターのように、若者の学習と憩いの場となるフリースペースやラーニングルームがありますが、これらの居場所に加え、誰もが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、若者が社会とつながることができる居場所の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 生涯学習市民センターにおけるロビーの開放
- 枚方公園青少年センター青年文化事業

■推進方向 2 相談体制の充実 (新規)

(1) 相談体制の構築

① ニーズに合わせた相談対応

まるっとこどもセンターでは、対面や電話による相談を実施していますが、今後も、気軽に相談できる環境を整備するとともに、必要な場合には多機関連携のもと重層的な支援を行います。

枚方公園青少年センターでは、現在、概ね 26 歳までの若者及びその保護者や家族を対象として青少年相談を実施し、若者の悩みについての相談を受け付けていますが、今後、より多くの若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

(2) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化

① 若者の状況やニーズに合わせた情報発信

必要とする方に確実に情報が届けられるよう、SNS を活用した情報発信をはじめ、様々な手法を用いた情報発信に努めます。また、青少年を対象とする講座などについて、動画配信による開催を検討するなど、引き続き様々な手法による情報発信に努めます。

② 若者の視点に立った情報の発信

「相談しにくい」など、相談機関等とつながるハードルを下げるためのメッセージの発信に努めることで、若者が気負いなく、安心して相談や支援を求めることができるような環境づくりを支援します。

③ 早期に支援機関につなげるための周知

悩みや不安を抱える若者やその家族の相談窓口をまとめた「枚方市青少年サポートマップ」について、適宜、内容の充実を図るとともに、案内リーフレットやカードなどを、市内の高等学校や大学、また公共施設や近隣の支援機関で配布するほか、当事者の目に留まる可能性の高い医療機関やコンビニエンス・ストアなどに設置してもらう等、広く協力を呼びかけます。

(3) メンタルヘルスケアの必要性の啓発

より快適で充実した生活を送れるよう、メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、次代を担う若者を健全に育成するといった社会風土の醸成や環境づくりに努めます。メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、これからの社会を支え、担っていく貴重な存在として若者を育てていくという社会風土の醸成と環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

- 青少年相談の拡充（再掲）
- こころの健康相談
- 大阪府若者専用電話相談わかばちダイヤル（関係機関）
- 枚方市青少年サポートマップ
- 相談窓口の周知

■ 推進方向3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援（新規）

(1) 結婚支援等の実施

次代を担う若者が働き、結婚し、豊かな生活を送ることができるまちづくりが求められています。結婚は個人の生き方や価値観に関わり、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえ、家庭を築き、家族を持つ喜びを感じことができるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。また、結婚に伴う新生活を迎え、安心して子どもを生み育て、安定的な家庭生活が送れるよう様々な支援を推進します。結婚支援の一環として、結婚等新生活支援事業などを実施するとともに、結婚観や家族の形態など多様性を尊重しつつ、支援の在り方を検討します。

また、「若者アンケート」では、「結婚を望む方が結婚できない状況にある場合、結婚できるように、市役所や国、社会はどのような取り組みを行うべきと思うか」について、未婚者の回答は「給料や労働条件の改善」が28.8%を占めており、次いで「子育て支援（市・国）」（23.2%）、「子育て支援（職場）」（14.0%）となっています。結婚を望む方が結婚への希望を持てるよう、市の若者に対する施策や子育て支援施策のさらなる充実に努めるとともに、よりよい雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組みます。

【主な取り組み】

- 結婚等新生活支援事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

■推進方向 4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

(1) 就労支援の推進

本市では、ハローワーク枚方、枚方雇用開発協会などと連携して就職面接会等を開催し、市内の中小企業と若者人材のマッチングの場を提供しています。また、市内企業若者雇用推進事業では、若年求職者の安定雇用と市内中小企業の人材確保を目的に、求職前段階から就職まで、それぞれの段階に応じた支援策を実施しています。

(2) 安定的就労のための継続的な支援の推進

① 安定的就労に向けての支援

就労定着、安定的就労に向けては、北河内地域若者サポートステーションと連携し、職業適性検査等も行いながら、それぞれの若者の個性等を勘案したアドバイスを行うとともに、府立高等職業訓練校をはじめとした職業訓練の場の情報提供を行うなど、専門技術等の習得支援を行います。また、枚方市地域就労支援センターや北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方が行う講座やセミナーについても積極的に紹介します。

さらに、高等学校卒業程度認定試験は、合格すると大学や専門学校の受験など進路についての選択肢が広がり、それは就労に向けた選択肢の広がりにもつながることから、適切な情報収集と、積極的な情報提供やアドバイスに努めます。

② 奨学金の返還支援

奨学金の返還に苦しむ若者を救済するとともに、市内企業への就職定着につなげるため、本市の支援の在り方について検討を進めます。

【主な取り組み】

- 雇用対策事業
- 市内企業若者雇用推進事業
- 地域就労支援センター（関係機関）
- 北河内地域若者サポートステーション（関係機関）
- ハローワーク枚方（関係機関）
- 枚方雇用開発協会（関係機関）
- 大学生インターンシップ受け入れ事業

■推進方向 5 若者への経済的支援（新規）

（１）経済的支援等の実施

① 医療費の助成

子ども医療費助成制度は 18 歳まで（18 歳になった年度の 3 月 31 日まで）を対象に実施していますが、若者への医療費助成として、19 歳から 22 歳（19 歳になる年度の 4 月 1 日から 22 歳になった年度の 3 月 31 日まで）を対象に、一時的に大きな負担となる入院費の自己負担分について助成する若者入院医療費補助金制度を実施しています。

② 住宅取得に対する補助

市内の空き家を活用して本市に定住する若者世帯や子育て世帯に対し、昭和 56 年 5 月以前に建てられた空き家の除却や住宅の新築・リフォームにかかる工事費用を補助する「若者世代空き家活用補助」を実施し、住宅取得を支援しています。また、結婚等新生活支援事業においても住宅取得に対する支援を行っています。

【主な取り組み】

- 若者入院医療費補助金制度
- 若者世代空き家活用補助
- 結婚等新生活支援事業（再掲）

■推進方向 6 ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援

（１）地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立やひきこもり等への正しい理解の促進

① 関係機関の連携による適切な情報の提供

地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、多くの関係者や市民がひきこもり等の支援に関する相談機関の情報を共有し、地域の支援につながっていないひきこもり等の困難を有する若者やその家族に、直接、情報を伝えるよう、連携しつつ取り組みます。また、関係者や市民が直接情報を伝えることが困難な場合には、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを中心とした支援機関と連携を図りながら、それぞれの状況に合ったアプローチを検討し、当事者等が支援につながるよう情報の提供を行います。

② ひきこもり等への正しい理解の促進

ひきこもり等の状態にある若者やその家族が偏見や差別を受けないよう、市民連続講座やシンポジウム等の開催を通じ、ひきこもり等に至る背景など若者の多様性に対する理解の浸透を図ります。また、職員による出前講座などの講演・啓発等を行い、出来るだけ多くの市民に正しく理解してもらえよう情報発信に努めます。また、若者やその家族に支援情報を早期に周知するための講座について、会場と動画配信によるハイブリッド方式で開催するなど、引き続き、様々な手法による情報発信に努めます。さらに、サポートフレンド養成講座の開催を通じ、ひきこもり等の

現状に対する理解者を増やし、ひきこもり等の状態の若者とその家族を社会全体で見守る気運を醸成します。

（２）相談体制の充実

① 重層的な支援に対応できる相談体制の充実

ひきこもり等の状況に至ったきっかけは、人間関係や仕事などの他にも、本人自身の障害や疾患、家族の状況など様々な背景や要因があり、複雑化・多様化しています。そのため、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターだけでは対応が困難なケースが増加しているとともに、障害者福祉や高齢者福祉などの分野における対応の中で、ひきこもり等のケースを把握することも少なくありません。そのため、各関係機関と連携して、様々な事例に対応するとともに、複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応する「重層的支援体制整備事業」を進め、より多くの若者とその家族に対して、必要な支援を必要な時期に、届けることができるよう、相談体制のさらなる充実を図ります。また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいては、専門的な知識と経験を持つ職員を配置するとともに、適切にスキルアップを図るための研修を行うなど、引き続き、相談体制の強化に努めます。

② アウトリーチが可能な相談対応

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、ご家族との面談や本人との電話相談などから総合的に判断し、自宅を訪問して本人と面接相談が必要な場合には、相談担当の職員が家庭訪問等のアウトリーチを行っています。今後も引き続き、必要に応じたアウトリーチを行うとともに、より良い支援を目指すため、相談員はアウトリーチに関する専門研修等に参加し、スキルアップを図ります。

③ 各種事例に対応できる専門職の配置の促進

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターには臨床心理士と社会福祉士の専門職を配置し、相談業務のほか、居場所支援事業「ひらば」や家族の会の運営等を行っています。今後も相談や支援を担当する職員の専門性を高めるとともに、様々な事例に対応できるよう、ネットワークによる連携を生かしながら、支援機関に関わる職員全体で専門的なスキルやノウハウを取得できるような研修等に取り組みます。

④ 当事者や家族を対象とした相談支援の充実

対面や電話での相談が難しい状況にある当事者が相談しやすいよう、SNS等を活用した相談を実施し、相談窓口に来ることが出来ない、潜在化している若者や家族が相談につながるような仕組みづくりに努めるとともに、WEBを活用したオンラインによる相談の実施など、本人・家族の様々な状況やニーズにできる限り応えていくための取り組みを進めます。

また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける初回の相談者は、ほとんどが親となっています。親の悩みに寄り添い、相談を通じて本人の心の理解を促すことや接し方を伝えること

によって、本人の状態の改善を図ると同時に、親自身の生活を取り戻す支援を行います。８０５０問題などに象徴される家族の高齢化が大きな問題となっている中、親亡き後の生活を考えるという視点を持ちながら支援に取り組むことが大切です。関わりが長期化することも見据え、引き続き、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターと福祉の相談窓口や支援関係機関との連携を図りながら支援に取り組めます。

（３）若者や家族等の居場所づくりの推進

① 社会参加に向けた若者の居場所の整備

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、枚方公園青少年センターを活用し、少人数での活動を通して社会とのつながりを築いていく居場所支援事業「ひらば」を実施し、様々な活動に取り組んでいます。今後も引き続き、様々な手法を取り入れながら、各参加者が主体的に活動し、運営に携わることで自立につながるよう、プログラムの充実に努めます。

また、枚方市自立相談支援センターなど本市が実施する就労準備支援事業では、地域や商店街と連携して居場所を設置するなど、社会参加に向けた支援を行うほか、枚方市社会福祉協議会では福祉的課題を抱える方のための居場所を展開しています。一方、当事者等が自ら居場所をつくる取り組みも少しずつですが立ち上がっています。こうした機運を大事にし、当事者が参加しやすい居場所づくりをさらに進めていくため、各居場所の雰囲気や得意分野の情報収集を行いながら、情報の提供に努めます。

② 多様な居場所づくりに対する支援

困難等に直面した時に多様な居場所が周囲にあることは、その状況に応じて居場所を選択することができることから、非常に重要です。そこで、当事者等が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような講座を実施するとともに、市内外で既に活動している居場所運営者どうしの交流の場を開催するなど居場所のネットワーク化を支援し、一人ひとりに適した多様な居場所の拡充に取り組めます。また、当事者会等の活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して活動を支援します。

③ 困難を有する若者が社会参加をするためのプログラムの実施

居場所支援事業で行われているのは、複数の人間関係の中での体験の積み重ねであり、その中で成功体験や安全な環境下での失敗体験が社会に出て行く力を醸成すると考えられています。そこで、現在実施されているプログラムを推進しつつ、他の居場所で行われている事例も参考にしながら、より有効なプログラムを取り入れるとともに、ボランティア活動の場など活用できる社会資源を把握し、一人ひとりの状況に応じた活躍できる場の紹介に努めます。

④ 幅広い世代の参加によるプログラムの推進

居場所支援事業「ひらば」では、サポートフレンドと呼ばれるボランティアが参加し、専門知識を持つコーディネーターと参加者でプログラムを行っています。サポートフレンドの年代層は広

く、さまざまな世代の人との関係が、参加者の体験の幅を広げていると考えられていることから、今後も定期的にサポートフレンド養成講座を開催し、人材を確保するとともに、ひきこもり等への理解者を増やします。

また、様々な経験を重ねた結果、就労支援への参加を考える時期にさしかかった参加者に、次のステップへの準備段階の居場所として、プログラムの準備や運営に一部関わってもらっています。このように、プログラムに能動的に関わることは、本人の社会的自立に向けた体験となるだけでなく、他の参加者にもロールモデル（手本）となることが期待されます。今後も参加者のプログラム運営への積極的な関わりを推進します。

⑤ 家族を支える居場所としての家族会の充実

本市には、家族等が立ち上げたひきこもり・不登校の理解を深め、家族どうしが交流できる「家族会」が複数あります。市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」では、定期的に連絡会を実施するなど、家族会どうしの横のつながりを深めており、連絡会の事務局が「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」にも参加しています。市内の家族会の活動が、当事者や家族の支援の場として有効で、重要な社会資源のひとつであり、家族会がこれまで以上に有効な居場所となるよう、活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して家族会の活動を支援するとともに、家族会からの協力を得ながら施策のさらなる推進を図ります。

また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に同じ悩みをもつ家族の相互理解や交流を目的として、「家族の会」を実施していますが、今後も引き続き、ひきこもり状態にある本人をその家族が安心して支えることができるよう、家族同士でつながる場としての「家族の会」の充実を図ります。

（４）就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

① 就労準備のための訓練メニューの提供、市内企業等における就労体験の場の開拓

働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、就労相談や就労に向けた講座・セミナーの開催などを実施する枚方市地域就労支援センターや、就労についての悩みを持つ若者に対して、相談者のニーズや状況にあわせて就職活動の相談支援を行う北河内地域若者サポートステーション、求職者と企業のマッチング事業などを行う一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センターと連携して、一人ひとりに合った就労支援を行います。就労体験については、北河内地域若者サポートステーションで職場体験・就労支援事業を実施しているほか、枚方市自立相談支援センターなど本市で実施する就労準備支援事業でも、地域や商店街と連携した職場体験等を実施しています。今後も引き続き、市内の事業所や事業者団体にも積極的に働きかけ、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携し、就労体験の場を提供する事業所の開拓に努めます。

② 市役所や関係機関における職場実習先の拡充

現在、市役所内の各職場で、一般就労を希望する障害者の就労訓練の機会の場として、障害者庁舎内実習を行っています。同じように若者支援の実習の場としても利用するため、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携して取り組みを進めます。

③ 個人の特性に適した就労支援と職場開拓の推進、安定的就労のための継続的な支援の推進

困難を有する若者の雇用については、企業等への啓発を行うとともに、個々の特性に応じた仕事の開拓について、理解・協力してもらえようように努めます。また、ひきこもり等の困難を有する状態の背景には障害があることも少なくはなく、障害者雇用を活用した就労の支援についても、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して取り組みを進めます。

④ 就労が定着するまでの継続的な支援の推進

いったん就労した若者でも、就労定着には課題があり、継続的な支援が必要です。そのため、北河内地域若者サポートステーションで就労定着のための定着・ステップアップ事業を継続して実施するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいても、就労に向けて次のステップに進んだ後も、定期的に面談を行うなど、定着するまでの継続的な支援を引き続き、実施します。

(5) 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

様々な状況のひきこもり等の若者に対して適切な支援が行えるよう、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を「枚方市子ども・若者支援地域協議会」に位置づけましたが、引き続き、定例的に会議を行い、各機関等がより一層、顔の見える関係を築くとともに、いわゆる縦と横のネットワークが有効で、様々な状況のひきこもり等の若者に対し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりを推進します。また、同協議会で検討し、より実効性のある支援策がまとめられた場合、速やかに実現できるよう機関どうしの協力体制を強化するとともに、庁内組織である「子ども・若者育成計画推進委員会」や附属機関の「枚方市青少年問題協議会」などから、必要な助言を得て施策の推進を図ります。

【主な取り組み】

- ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（居場所支援事業「ひらば」を含む）
- 枚方市子ども・若者支援地域協議会
- 重層的支援体制整備事業
- ひきこもり家族教室・交流会
- 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(関係機関)
- 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）
- 障害者相談支援センター
- 生活保護受給者等就労支援事業
- 就労移行支援事業・就労継続支援事業

- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業
- 障害者就業・生活支援センター（関係機関）
- 北河内地域若者サポートステーション（関係機関）
就労定着支援事業
- ヤングケアラー等世帯訪問支援事業（再掲）
- 高等学校等関係機関との連携
- 枚方公園青少年センター青少年相談
- 枚方公園青少年センター青少年サポート講座
- こころの健康相談（再掲）
- 居場所づくりの設置支援

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせる まちづくりの推進 《子育て当事者への支援施策》

■推進方向1 子育てに対する経済的支援や負担軽減

(1) 子どもの養育に対する支援

高校生年代（18歳になった年度の3月31日まで）までの子どもを養育する保護者等に児童手当を支給し、経済的に子育てを支援します。また、広報や子育てアプリ等による制度の周知に努めるとともに、ぴったりサービスを利用した電子申請により、手続等にかかる負担の軽減を図ります。

(2) 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が、安心して出産が出来るよう、出産費用等を助成します。

(3) 保育所（園）・幼稚園等への就園に対する援助

すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受け、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得状況に応じ、保育所（園）・幼稚園等への就園にかかる入園料や保育料にかかる軽減・助成を行います。また、幼児教育・保育の無償化について適正な運用を図るとともに、第2子以降についても保育料を無償とする本市独自の多子世帯への支援策を引き続き実施します。あわせて、各施設において実費として徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を免除します。

(4) 小中学校等への就学に対する援助

子育て世代の経済的負担軽減のため、本市の子育て世帯支援策の一環として、令和6年2学期から小学校給食無償化を実施します。また、経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対しては、学用品費や給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、高等学校等への就学が困難な方へ奨学金を支給し、希望する進路を歩めるよう支援します。さらに、家庭の経済状況により、学びたい・習いたいという想いを諦めることがないよう、塾や習い事にかかる支援策を検討します。

(5) 生活困窮者自立支援制度による支援

生活困窮者自立支援法に基づき設置している相談窓口「自立相談支援センター」では、生活保護に至る前の段階から自立に向けての包括的・継続的な相談支援を行っています。就労面においては、自立相談支援センターに隣接したハローワーク枚方の常設窓口との連携による一体的な支援に取り組むとともに、一般就労に向けた準備が整っていない方に向けては、その方の状況に応じて、日常生活自立、社会生活自立を経た就労自立へとつなげる就労準備支援を行います。

また、生活困窮者の支援にかかわる地域ネットワークのなかで、支援が必要な方の把握に努め、関係機関と連携しながら寄り添い型の支援を進めます。さらに、生活困窮者の経済的自立に向けて、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する相談支援員を配置し、家計管理や早期の生活再建を図る家計改善支援事業を実施するとともに、離職等により住居を失った、または失う恐れのある方に対し、有期で家賃相当額の給付を行います。

【主な取り組み】

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 助産制度（再掲）
- 保育料の軽減
- 就学援助制度（再掲）
- 枚方市奨学金制度（再掲）
- 幼児教育・保育の無償化
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給
- 生活困窮者自立支援制度に係る家計改善支援事業
- 小学校給食無償化（再掲）
- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業（再掲）
- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 地域就労支援センター（再掲）
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

■推進方向2 子どもへの医療対策の充実

（1）医療体制の整備と連携強化

子どもを安心して生み育てられるためには医療体制の整備は必要不可欠です。北河内7市で共同運営する北河内こども夜間救急センターにおいて、令和6年9月1日から診療時間を1時間延長し、午後9時から翌朝7時まで診療を実施することで、北河内医療圏域における小児初期救急医療のさらなる充実を図ります。また、枚方市医師会に委託して運営する枚方休日急病診療所についても引き続き土曜夜間・休日における診療を実施します。

さらに、市立ひらかた病院において、24 時間 365 日の体制で入院や検査を必要とする二次救急患者に対応するとともに、関西医科大学附属病院に設置された高度救命救急センターの地域完結型の救急医療の提供機能を引き続き維持・確保します。

また、安心して出産することができるよう、高度で専門的な機能を備える関西医科大学附属病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

(2) 子ども・若者への医療費の助成

子どもの健やかな成長を図り、安心して子育てができる環境づくりのため、18 歳まで（18 歳になった年度の 3 月 31 日まで）の子どもを養育する保護者に対して、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。ひとり親家庭等に対しては、その養育する子どもが 18 歳まで（18 歳になった年度の 3 月 31 日まで）の間、その家庭にかかる医療費の一部を助成します。

さらに、子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度の受給者が複数いる世帯においては、世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯の医療費の負担軽減を図っており、引き続き、効果的な子どもの医療費の助成に取り組めます。また、高額な医療費が必要となる未熟児や小児慢性特定疾病児童等への医療費の助成を行い、経済的な負担軽減を図ります。

19 歳から 22 歳（19 歳になる年度の 4 月 1 日から 22 歳になった年度の 3 月 31 日まで）の若者を対象に、一時的に大きな負担となる入院費の自己負担分について助成する若者入院医療費補助金制度を引き続き実施します。

【主な取り組み】

- 枚方休日急病診療所運営事業
- 北河内こども夜間救急センター運営事業
- 小児科救急診療（市立ひらかた病院）
- 子ども医療費助成事業（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- 未熟児養育医療給付事業（再掲）
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度（再掲）
- 若者入院医療費補助金制度（再掲）

■推進方向 3 ひとり親家庭等の自立支援

(1) 子ども・子育て支援、生活支援の推進

① 子育て環境の充実

ひとり親が、安心して、子育てと就業の両立ができるよう、引き続き、保育所（園）等における、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり事業など、多様で弾力的な保育サービスを

推進し、ひとり親家庭の保育ニーズに対応します。また、保育所（園）等の優先利用を推進するとともに、幼児教育・保育の無償化とあわせ、市独自の第2子以降の保育料の無償化を行うなど、引き続き、保護者負担の軽減に取り組みます。

令和8年には、離婚後の共同親権に係る民法改正の施行が予定されています。改正民法においては、婚姻関係の有無に関わらずに父母が子どもに対して負う責務や親権が子どもの利益のために行使されなければならないことが明確化されており、国の動向を注視しながら市においても適切に対応します。

【主な取り組み】

- 保育所（園）等の優先利用
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 多様な保育サービスの推進（延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かりなど）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業

② 子育て等相談の充実

令和3年4月から「ひとり親家庭相談支援センター」を開設し、母子・父子自立支援員による相談のほか、制度の案内や申請受付、養育費の受け取りに向けた支援などを行っています。また、平日に相談ができない方に向けて、スマートフォンやタブレットなどによる各種支援制度の案内やLINEによる相談を実施しており、日頃から相談の機会が持ちづらいひとり親家庭の生活状況を踏まえ、引き続き、身近な地域で気軽に相談できる環境の充実に努めます。また、「母子訪問指導」をはじめとした訪問相談事業等を通じ、子育てに悩みや不安を抱えるひとり親家庭を積極的に把握し、早期からの継続的な支援につなげます。特に、未婚のひとり親の方については、妊娠届出での全数面接を通して、母子保健担当が最初につながることも多く、母子・父子自立支援員とのさらなる連携を図りながら、必要な支援サービスにつなげていきます。

さらに、家庭児童相談や教育相談、母子健康相談、障害福祉サービス等に関する相談の各相談支援に引き続き取り組むとともに、それらの各相談支援機関が持つ子どもの情報を集約し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭相談支援センター
- ひとり親家庭応援ガイド

- ひとり親相談 LINE
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひとり親家庭相談支援事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）（再掲）
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 障害福祉サービス等に関する相談
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備

③ 生活支援の推進

ひとり親家庭にとって、生活の場である住宅問題は、離婚直後に直面する大きな問題であり、市営住宅の優先入居、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け募集）、あんぜん・あんしん賃貸検索システムの案内等により、住宅確保を支援します。また、離職等により住居を失った又はその恐れがある人に対し、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援します。さらに、生活困難に直面するひとり親家庭に対し、生活の基盤を確保したうえで就労などの自立支援につなげていく観点から、住宅支援等について、国の動向を踏まえた検討を行います。

ひとり親家庭や寡婦が、残業、休日出勤、就職活動、通学等のため、また通院や冠婚葬祭など様々な事由により、家事・育児に係る支援が必要となる場合に、日常生活の安定・向上を支援するため、家庭生活支援員の派遣やファミリーサポートセンターの利用助成を行います。また、これらサービスの積極的な利用に向け、様々な相談支援窓口において利用登録を呼びかける等、周知の強化を図ります。さらに、配偶者等からの暴力等、様々な生活問題を抱える世帯については、安全で安心した生活が送れるよう母子生活支援施設において保護し、施設への入所中や退所後においても、子育てや生活の自立が図れるよう、各関係機関と継続的なフォローやサポートを行います。

【主な取り組み】

- 市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）
- 母子生活支援施設への入所
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給（再掲）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業（再掲）

(2) 就業支援の推進

① 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実

ひとり親家庭の親が安定した就業につながるよう、就業に有利な資格を取得する際、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。また、働く意欲がありながら、就職を妨げる諸要因のため就労できない就職困難者に、地域就労支援コーディネーターによる就労相談、就労支援セミナー等を実施し、就労スキルの向上を図ります。さらに、母子家庭等就業・自立支援センター事業においても、ひとり親家庭の親が就業につながるよう、パソコン技能や介護職員の各研修などの資格取得に向けた就業支援講習会等を実施します。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成のための訓練を通して、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた段階的な支援を行います。

また、個々が望む将来像を描きながら、自己肯定感を高め、就労に向けた意欲を醸成できるよう、相談支援や講習会の開催等を通じたライフプランニングの支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（再掲）
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（再掲）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 地域就労支援センター（再掲）
- 創業支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等事業）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の親）
- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業（再掲）
- 被保護者就労準備支援事業
- ライフプランニング支援のための相談、講習会

② 職業紹介機関等との連携の強化

母子・父子自立支援員による就労に向けた相談や情報提供において、ハローワーク枚方や同マザーズコーナーとの連携を強化するとともに、地域就労支援事業においても、ハローワーク枚方など関係機関との連携により、就労支援セミナーの実施等の就労支援を行います。

また、生活保護受給者等に対しては、市役所内においてハローワーク枚方の常設窓口である「就労支援ひらかた」を設置し、市とハローワーク枚方が一体的に就労支援を行います。

さらに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行います。

【主な取り組み】

- 地域就労支援事業（再掲）
- 児童扶養手当窓口における情報提供
- 生活保護受給者等就労支援事業（再掲）
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業・就業情報提供事業）

③ 就業機会創出のための支援の推進

商工会議所と連携して、事業者への雇用に関する情報発信を引き続き行います。また、市の職員等の雇用にあたり、母子家庭等就業・自立支援センターへの情報提供を行うとともに、市が発注する業務委託の一部においても、入札価格だけでなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図ります。なお、その他の発注についても、発注内容に応じて可能な限り母子・父子福祉団体等への受注機会の確保に努めます。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭等の親への職員での雇用に向けた取り組み
- 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保
- 商工会議所と連携した雇用啓発

（３）養育費の確保及び面会交流の支援

① 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談のほか、離婚後の生活設計等に関する講座を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整、また、情報提供などを実施します。必要に応じて養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連携し、養育費確保に向けた取り組みを支援します。

養育費の確保は子どもの重要な権利ですが、確実な受け取りの確保には多くの課題がある現状を踏まえ、離婚を考えている方や養育費を受け取っていないひとり親の方に、養育費を確保するための相談や手続きのサポート、公正証書などの必要書類の作成に必要な手数料などを補助していま

す。引き続き、離婚前・離婚直後からの専門的な相談、伴走支援を行い、養育費の取り決めから履行、継続的な受け取りの確保までの総合的な相談支援を実施していきます。

【主な取り組み】

- 法律相談の実施
- 母子・父子自立支援員による養育費相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）
- 母子父子寡婦福祉資金（養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施
- ひとり親養育費確保サポート事業

② 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等について社会的に共有するため、広報紙や講演会等を通じて啓発を行います。あわせて、改正民法の公布を受け、養育費の確保や面会交流においても、子どもの心身の健全な発達を図るため、子どもの人格が尊重され、意見が反映されることの重要性を含めて啓発を行います。また、当事者に向けては、養育費の取り決めの必要性を認識し、取り決めに向けた支援になげられるよう、離婚前相談や法律相談、また女性相談等の各種相談窓口などにおいて情報提供を行います。

【主な取り組み】

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進

③ 面会交流に向けた支援の実施

子どもにとって望ましい面会交流の実現は、養育費の受け取りと同様に、子どもの健やかな成長にとって非常に重要であり、その取り決めの必要性について、養育費とあわせて周知・啓発を行うとともに、弁護士や認定司法書士による法律相談など、面会交流の実施に向けた支援についても、養育費に係る支援とあわせて取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 面会交流に関する取り決めの支援
- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進（再掲）

(4) 経済的支援の充実

① 経済的援助の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特に、大学進学を見据えた教育・進学費用について支援を必要とするひとり親家庭等は多く、修学資金や就学支度資金の活用等、制度の周知に努めます。離職により住居を失った（又はその恐れがある）人に対し、一定の要件を満たす場合、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。また、生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。

【主な取り組み】

- 児童扶養手当
- 児童手当（再掲）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給（再掲）
- 生活保護制度

② 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等への医療費助成や保育サービス等利用にかかる第2子以降の保育料の無償化の実施など、経済的負担を軽減する施策を実施します。また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施
- ひとり親家庭医療費助成の食事療養標準負担額助成証明書（食事証）の交付
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 水道料金及び下水道使用料の福祉減免
- 子どもの就学に必要な費用の援助（就学援助、奨学金、交通災害遺児奨学金）

③ 経済的支援に関する情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、支援が必要な家庭に適切に情報を届けられるよう、関係機関、関係部署間の連携などにより、さまざまな機会を捉えた情報提供に努めます。また、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、国の高等教育の修学支援新制度などについて情報提供を行います。

【主な取り組み】

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

（５）ひとり親家庭等を支える環境の充実

① 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや不安、複合的に重なる生活上の課題について、当事者に寄り添い、きめ細かな支援に結びつけられるよう、母子・父子自立支援員を中心に、関係部署間における情報共有や関係機関と連携の強化を図りながら、総合的・包括的な支援体制を整えます。地域においてひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関に対し、ひとり親家庭等への支援に関する情報を多様な機会を通じて積極的に提供するとともに、関係機関、団体同士の横の連携を深め、ひとり親家庭等に対する地域支援のネットワークづくりに努めます。

また、離婚前相談においては、その悩み等に寄り添い、ひとり親になった場合の生活の変化を見据えながら、相談や制度活用につなげます。その中で、DV被害やその恐れがある場合においては、枚方市配偶者暴力相談支援センターとの連携を図り、専門的な相談につなげます。

児童扶養手当の現況届の時期などを活用して、仕事を休まずに集中的に相談や手続きができるよう、相談窓口の充実に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づき設置している「自立相談支援センター」とセンターに隣接するハローワーク枚方の常設窓口との連携を深め、生活に困窮している方から就労を含め自立に向けた相談を包括的に受けるとともに、継続した支援を実施します。

ひとり親家庭等の子どもや保護者に障害がある場合においては、各種障害福祉サービスの利用に加え、ひとり親家庭等生活支援サービスを利用することにより生活の安定を図ることができるよう、各種支援制度に関する情報提供等の連携を図ります。さらに、枚方市子育て応援アプリや市公式LINEにより、各種支援情報を積極的に発信するなど、引き続き、ひとり親家庭等との継続的なつながりづくりを進めます。

【主な取り組み】

- 母子・父子自立支援員による相談支援（再掲）
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）
- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施（再掲）
- 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援
- 休日の相談窓口の開設
- 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）（再掲）

- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信（再掲）
- ひとり親家庭支援情報のプッシュ配信

② 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援

すべてのひとり親家庭等やその子どもが地域の人たちとの交流を深めながら、心豊かな生活を送ることができるよう、地域で活動する様々な関係団体との連携のもと、親子で参加できる体験・交流事業や、ひとり親家庭等の相互の交流・情報交換等ができる場所や機会を提供するとともに、その情報提供にも努めます。また、人と人との直接的なつながりが大事であるという視点を基本に、ひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関との連携を深めながら、ひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを推進するなど、地域における支え合いの取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携（再掲）
- 母子父子福祉推進委員制度の活用（再掲）
- 親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）
- 男女共同参画啓発事業・市民参画型啓発事業

③ 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備

仕事と家事、子育てをひとりで支えるひとり親家庭等においては、病気やけがをすることや、災害の発生等が日常生活を送るうえでの大きな不安要素となります。そのような緊急時においても、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ファミリーサポートセンター等の生活支援サービスの適切な利用につなげることで、生活の安定に努めます。また、子育てや健康、医療に関して、土日曜・夜間を含む 24 時間電話で相談できる体制を確保します。

さらに、日常においてはそのような支援を必要とされない方に対しても、緊急時には迅速かつ積極的に支援に関する情報が届けられるよう、ICT の活用等により、市と各ひとり親家庭等との間で、日頃からの継続的なつながりづくりに努めます。

【主な取り組み】

- ICT の活用による新たなつながりの構築
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業（再掲）
- ひとり親家庭相談支援事業（再掲）

●ひらかた健康ほっとライン 24（再掲）

④ ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、講座や広報紙等での啓発活動に取り組むとともに、家族の多様性と個人が尊重される社会を築くため、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景への理解を深め、地域全体で共有していくための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 人権啓発事業（再掲）
- 人権ケースワーク事業
- 男女共同参画啓発事業

■推進方向 4 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

（１）バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり

子どもや妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大阪府福祉のまちづくり条例などにに基づき、道路、公園、公共交通機関、公共建築物などへのスロープや手すりの設置といったバリアフリー化の取り組みを進めます。

（２）子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進

図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器や手洗い器、またベビーベッドや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

（３）安全施設等の設置

子どもが安全・安心に通園、通学できるよう、通学路等の歩道改良や区画線（グリーンラインなど）の整備やキッズ・ゾーンの設定を行うとともに、交差点など交通が集中する場所においては、防護柵やカーブミラー、また道路照明の設置など、引き続き交通安全施設の整備を促進します。また、子どもを狙う犯罪が後を絶たない中、自治会等の防犯灯設置に対する支援を行うほか、通学路等における危険箇所について、地域の要望に基づき警察と協議を重ねながら防犯カメラの増設を行うことで犯罪の抑止効果を高めます。さらに、市立幼稚園及び保育所等については、防犯対策として防犯カメラを設置しています。

幼稚園や認定こども園等における送迎用バスへの安全装置の導入においては、送迎用車両の改修に係る費用を助成し、子どもの安全・安心対策を実施しました。

また、公園の安全・安心な利用のため、遊具の安全管理や公園灯の設置を行うなど、安全面に配

慮した公園施設の整備を進めます。

（４）交通安全教育の推進

子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故の減少を目的に、幼児・園児を対象とした交通安全教室や、小学生を対象とした歩行及び自転車利用安全教室を実施します。

（５）防犯活動等の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネットの活用により、広く市民に迅速に提供し、地域における安心・安全情報の共有化を図ります。また、子どもの緊急避難場所となる「こども 110 番の家」活動、青色防犯パトロール活動など、地域における見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOS を発信できるための啓発等に取り組みます。さらに、校区コミュニティ協議会が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

小・中学校においては、関係機関と連携し、防犯や交通安全の観点から、登下校の安全指導や通学路の点検を行うとともに、引き続き、通学路上の安全・安心を高める取り組みとして、通学路の安全見守りサービスの運用、自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などに取り組みます。また、幼稚園や保育所（園）においても、園外活動等で使われるルートなどにおける危険箇所を把握し、一層の安全対策を図ります。

（６）不慮の事故等防止対策の推進

乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐため、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において、子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。また、学校園における AED 等を使用した救命救急講習の実施や適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進等に取り組みます。

【主な取り組み】

- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- キッズ・ゾーンの設定
- 防犯カメラの設置と管理
- 公園等の整備（遊具設置等）
- 保育所、幼稚園、小学校における交通安全教育
- こども 110 番の家設置促進事業
- 青色防犯パトロール事業

- 青少年の健全育成事業（再掲）
- 不慮の事故防止に関する情報提供及び教育
- AED（自動体外式除細動器）管理運営事業
- 児童・生徒の安全対策（通学路の安全見守りサービス）

■推進方向5 子育てに関する相談体制の充実

（1）身近な地域における相談体制の充実

本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果においては、子育てに関する負担感の増加傾向がみられ、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、保護者が育児不安や孤立感を抱えやすい傾向にあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

まるっとこどもセンターでは、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供していますが、身近な地域において気軽に相談できるよう、親子のひろば（地域子育て支援拠点施設）に地域子育て相談機関の機能を備えるとともに、支援が必要な妊産婦や子ども等を早期に把握し、まるっとこどもセンターと連携した支援を行います。北部支所では、妊娠届出（母子保健手帳の交付）や助産師による母乳相談、個別発達相談を継続するとともに、ICT機器を活用した遠隔相談システムで、北部支所からまるっとこどもセンターへ相談できる体制を整えます。

生涯学習市民センター等においては、保健師・管理栄養士が行う乳幼児健康相談などを実施し、専門性を活かした相談支援を実施します。24時間365日対応する電話相談窓口である「ひらかた健康ほっとライン24」では、医師・保健師・看護師等の専門の相談員が、子育てや健康に関するさまざまな相談に対応し、安心して楽しく育児ができる環境の確保を推進します。

また、疾病の予防や母と子どもの健康の保持・増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を図ります。

（2）育児相談の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園等において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からの様々な相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

（3）妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

妊産婦や、乳児のいる家庭では、外出しづらく孤立感に陥りやすいことから、アウトリーチによる積極的な支援が求められています。心身の不調や育児不安等を抱える妊産婦に対しては、母子保健コーディネーターが状況を伺った上で、「産後ママ安心ケアサービス」等の必要な支援につなげるとともに、妊産婦訪問や乳幼児訪問においては、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等が育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。また、

2,500 グラム未満の未熟児や低体重児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

（４）家庭児童相談等の充実

令和６年４月に開設した児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うまるっとこどもセンターでは、児童虐待など、年々増加し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できるよう取り組みます。家庭児童相談では、１８歳未満の子どもに関する様々な相談に応じ、子どもの状況に応じて心理検査やプレイセラピー（遊戯療法）や親へのカウンセリングを行うとともに、必要に応じて家庭・学校などへの訪問や医療機関の紹介等を行います。また、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境をつくるなど、親向けの支援プログラムや子ども対象のプログラムを実施し、良好な家族関係や子どもの心の成長を促す取り組みを進めます。その他にも、子育て等に関する相談について、土日・夜間、２４時間電話で相談できる事業に取り組み、SNS など子ども・若者が相談しやすい手段による相談窓口の充実を図るとともに、引き続き、必要な人員の確保と技能向上等の体制強化を図ります。

（５）教育相談の充実

小・中学校において、学校生活での悩みなどについて担任を中心とした教職員や、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの専門家が、相談に応じるとともに、教育委員会においては、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、引き続き、「子どもの笑顔を守るコール」を設置するほか、休日を含めて 24 時間対応できるよう、大阪府と連携して電話等を活用した教育相談に応じます。

また、教育文化センターでは、電話や面談による保護者や子どもたちからの教育全般にかかわる相談に幅広く応じ、教育相談体制の充実に努めます。

（６）青少年相談事業の充実

中学校卒業後における子どものひきこもり等が社会問題となる中、まるっとこどもセンター内に常設の相談窓口である「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、臨床心理士や社会福祉士等の相談員により、家庭児童相談と連携した切れ目のない相談支援を行います。また、家庭訪問や関係機関への同行支援、社会とつながるきっかけとするための居場所事業や当事者家族への支援など、家庭や一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を行います。

さらに、枚方公園青少年センターの青少年相談においては、現在、概ね 26 歳までの若者及びその保護者や家族を対象に、若者の悩みについての相談を受け付けていますが、今後、より多くの若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

（７）障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安を抱える保護者等に対し、障害支援課のケース

ワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。

また、相談件数が年々増加する状況のなか、障がい児や保護者の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントにより、障がい児や保護者の生活を支援します。さらに、地域における相談機能の充実を図るため、「基幹相談支援センター」1か所に配置した医療的ケア児の支援調整の役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」が福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や、利用に関するコーディネート、情報提供を行い、障害児の自立や社会参加の促進を図ります。

【主な取り組み】

- 母子健康相談事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン 24（再掲）
- 育児相談事業（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 未熟児等の保健事業
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 土日・夜間電話相談事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）
- 青少年相談の拡充（再掲）
- 障害者相談支援事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業（再掲）
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- 地域子育て相談機関（再掲）

■推進方向6 子育てに関する支援体制の充実

（1）こども誰でも通園制度の導入に向けた検討

同世代の子どもと関わる機会を得て子どもの発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消をつなげる事を目的とした、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」について、令和8年度の本格実施に向けて実施手法などの検討を進めます。

（２）地域における子育て支援の推進

地域における子育て支援策として、気軽に相談できる場の充実を図るとともに、相談できずに孤立している子どもと保護者を発見し、適切な支援につなぐことが重要です。

身近な地域で具体的な生活習慣や遊びの指導などを通じて、子育てに関する知識を深められるよう、「ふれあいルーム」や子育てサロン、民生委員・児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」など、地域で行われる子育て支援活動の活性化に取り組むとともに、支援が必要な保護者に対し、関係機関との連携のなかで参加勧奨を行うなど、地域とのつながりづくりを促進します。また、在宅での子育て支援として、一時預かり無料券の配布を行うなど、地域での子育て支援の充実に向けた取り組みを進めます。

（３）地域子育て支援拠点事業等の充実

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに関する負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流したり相談したりできる場が求められています。子育てに関する講座や相談、情報の提供等を行う「地域子育て支援拠点」について、利用者のニーズを踏まえた講習・講座の充実と親子の交流の促進に努めるとともに、多様な手段を利用した情報発信に努めます。加えて、子育て家庭が気軽に相談できる地域子育て支援拠点について、地域バランス等も踏まえながら、さらなる設置を目指します。

また、親子がいつでも気軽に遊びに行くことができる大型遊具や絵本コーナー等を設置した拠点を新たに設置するとともに、本市における全ての地域子育て支援拠点のネットワーク化を図り、その中心的な役割を担うことで、さらなる子育て支援の充実を図ります。

（４）保育所（園）等における子育て支援の推進

保育所保育指針では、保育所（園）は入所する子どもの保護者のみならず、関係機関との連携のもとで、地域に開かれた子育て支援を行うことが位置付けられています。地域の子どもと保護者が気軽に遊び、また相談等ができるよう、保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、また枚方版ブックスタートや園庭開放などを行うとともに、保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用し、地域の子どもと保護者を対象とした遊び場の提供や保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

（５）幼稚園における子育て支援の推進

幼稚園の施設や機能を活かし、在園児だけでなく、地域の未就園児の保護者への支援を行うことが求められていることから、保護者の就労やリフレッシュ等のさまざまな事情に対応する預かり保育や在園児と未就園児が交流できる催し、また未就園児親子による保育体験や親と子の育ちの場としての園開放等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みを進めます。

また、夏休みなどの3季休業期間にも35人を上限として実施する公立幼稚園の預かり保育並びに幼稚園給食について、引き続き実施することで、子育て支援の推進を図ります。

(6) 認定こども園における子育て支援の推進

認定こども園の施設や機能を活かし、通園していない子どもの家庭も、子育て相談や子どもと保護者の交流の場などに参加できるよう取り組みを推進します。

(7) 一時預かり事業の実施

保護者が疾病等で療養が必要な場合や育児疲れで保護者のリフレッシュを図る必要があるときなど、一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、保育所（園）において一時預かり事業を実施するとともに、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れもあわせて実施します。幼稚園においても、就労などによる長時間預かりのニーズに対応できるよう、在園児に対して預かり保育を実施します。

(8) 子育て短期支援事業の充実

保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時や、保護者の仕事が夜間等にわたる場合など、一時的に家庭で養育することが困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するため、ショートステイ、トワイライトステイの子育て短期支援事業の充実を図ります。

(9) 保護者の交流の場の設定

保護者同士の交流とつながりを広げるため、「広場さぶり」や「すこやか広場・きょうぶん」において、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。また、乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、それらの施設にある設備や遊具の提供、また、遊びの知識や方法等を伝えることで、保護者の活動を支援します。

(10) 地域のネットワークによる子育て支援の推進

自治会や校区福祉委員会をはじめ、校区内の各種団体が結集して組織する校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を深めることで、多様なコミュニケーションを図る場を創出し、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。

各地域子育て支援拠点で運営している地域子育て支援会議において、保育所（園）や幼稚園、保健センター、民生委員・児童委員などの関係機関が情報交換、課題共有を行いながら、地域における子育て支援活動の連携を図ります。

また、中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、学校や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭などとの連携により、様々な活動や交流の機会を設けます。

さらに、不登校やひきこもりなどの困難を有する子ども・若者を支援するため、健康・医療・教育・福祉・就労等の様々な関係機関・団体で構成する「子ども・若者支援地域協議会」等を活用しながら、切れ目なく、包括的に支援できる体制づくりに努めます。

（１１）多胎児家庭に対する支援の推進

３歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料の助成を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、母子健康手帳交付時や地域子育て支援拠点、保育所等利用申し込み窓口等で個別に周知し利用促進を図ります。

【主な取り組み】

- ふれあいルーム事業（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 親子で楽しめる室内の遊び場の設置
- 地域子育て相談機関（再掲）
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- 幼稚園等幼児教育充実事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
- 一時預かり事業（就労応援型）
- 一時預かりリフレッシュ券（無料クーポン）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- 保護者の交流の場の設定
- 地域子育て支援会議運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援事業

■推進方向７ 子育てに関する適切な情報提供の推進

（１）子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供

子育てイベントや予防接種、健康診査等の子育て支援情報を配信できる子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用し、現在も配信している予防接種や健康診査、また、居住地や子どもの年齢などに応じた子育てイベント等の情報が確実に保護者に届き、効果的な情報発信となるよう取り組むとともに、アプリの更新に向けて「おやこの広場」の利用状況等が確認できる機能を追加するなど、必要な機能について検討を行います。

あわせて、市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みを進めます。

(2) 妊娠及び就学前の総合的な子育て情報の提供

妊娠・出産時から就学前にかけて、子どもの成長に応じた適切な情報を、すべての人にもれなく伝えることが重要です。妊娠時には母子健康手帳を発行するとともに、本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載している「すくすく子育て手帖」等を配付します。また、乳幼児健康診査等の機会を捉え、「ひらかた子育て応援ナビ」やひらかた子育てMAP、各種パンフレット等の子育て情報を、それぞれの年齢に応じて効果的に提供します。

【主な取り組み】

- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信・機能拡充
- 母子健康手帳等交付事業
- 子育て情報発信事業
- 出産・子育て応援事業（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

■推進方向8 子育て中の社会参加支援

(1) 保育つきイベントの推進

心身のリフレッシュ等を図る催しや就労のための講座、また知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育付きのイベントの開催促進や一時預かり事業の利用等を啓発します。

(2) 相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実

保育所（園）や認定こども園、学校園への送迎や終了後の預かり、保護者の通院時などに、育児の援助を受けたい人と、子育ての経験を活かして育児の援助を行いたい人とが相互に援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を引き続き実施します。また、子育てへの不安感や孤立感が特に大きい2歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、本事業の活用を促進するための無料体験を実施し、出張登録会等を通じて、周知を図ります。さらに、援助を行いたい人と受けたい人双方が安心して活動できるよう、子どもの安全や発達等に対する理解を深め、スキルアップを図るためのフォローアップ講座を開催します。

【主な取り組み】

- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）

■推進方向 9 多様な保育サービスの充実

(1) 保育体制の確保

経済情勢の変化や女性の社会進出などによる共働き家庭の増加、子育ての心理的な負担感を背景に高まる保育ニーズへの対応については、安心して希望した保育サービスが受けられるよう、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に掲げる取り組みの推進により子育て支援の充実を図ります。また、保護者などの就労条件を問わず、一定期間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、こども家庭庁において本格実施に向けた議論が開始されています。国での議論の動向を注視し、本市の教育・保育施設とも協議しながら導入に向けた検討を進めます。

(2) 認定こども園の普及

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、私立幼稚園及び私立保育所（園）の各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を促進し、今後の教育・保育需要に柔軟に対応します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育需要を踏まえながら、引き続きその普及に努めます。

公立幼稚園6園においては、平成31年度から3歳児保育を実施するとともに、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、またそのうち4園については、小規模保育施設を併設し、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」を実施しています。また、令和5年度からはすべての公立幼稚園において選択制の給食を実施しています。

今後、当施設を含む公立幼稚園や公立保育所については、保育需要の動向を踏まえながら、認定こども園化も視野に入れた検討を引き続き進めます。

(3) 満3歳未満の児童の保育枠の拡大

満3歳未満児が待機児童の大部分を占めている中で、待機児童を生じさせないための取り組みとして、弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや保育所分園の設置、また幼保連携型認定こども園の普及促進や小規模保育事業の実施など、産休・育休明け保育の充実に向けた取り組みを進め、子育てと仕事の両立を支援しています。今後も引き続き、保育需要を踏まえながら、満3歳未満の児童の保育枠について検討しながら、3歳以降の受け皿確保も含めた課題整理を進めます。

(4) 待機児童対策

待機児童対策の一環として、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応するための臨時保育室の運営や、一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる「就労応援型預かり保

育」を実施する園の増加など、今後も引き続き、通年の待機児童ゼロの早期実現に向けて様々な手法に取り組めます。

（５）延長・夜間・休日保育の実施

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後７時までの延長保育を引き続き行うとともに、認定こども園において、夜間保育事業や休日における保育需要に対応するための休日保育事業を引き続き実施します。

（６）病児・病後児保育の充実

保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制の整備を図るとともに、病気やその回復期のため、保育所（園）や認定こども園等に通所できない児童への対応について、医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

（７）弾力的な就労支援

保護者の短時間の就労・就学などを支援するため、私立保育所（園）での一時預かり事業を実施するとともに、幼稚園や認定こども園での通常の教育時間外の預かり保育事業を実施します。

（８）保育士等確保の支援

保育需要の増加に伴う保育体制の整備にあわせて、保育士不足が問題となる中、市内の保育施設等における保育士の確保に向け設置した「枚方市保育士等就職支援センター」では、潜在保育士（保育士資格を有しているが保育所から離職されている方）の就労支援などを行います。また、保育士等が離職した際の同センターへの登録を促し、再就職支援コーディネーターにより、本人の希望・条件を踏まえたマッチングを行うほか、就職相談や就職セミナー、出張相談会の開催等を行うことで、保育施設等における保育士・幼稚園教諭等の安定的な確保に努めます。さらに、私立の保育園等に勤務する保育士等に市独自の処遇改善を行うことで、保育士の雇用促進と離職防止を図るとともに、公民連携プラットフォームを活用し、民間企業と協定を交わし、潜在保育士の実情やその掘り起しに関する調査・研究を行います。

なお、認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する保育教諭が必要となることから、その資格を取得するための支援を行います。

（９）利用者支援事業の推進

子育てに関する保護者ニーズが多様化する中で、保育所（園）や認定こども園等による多様な保育サービスや子育て支援サービスから保護者が必要とするサービスを適切に選択し、円滑に利用できるように、専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、相談・情報提供等の支援を推進するとともに、保育所（園）や認定こども園などの関係機関との連絡調整や連携のための体制づくりを検

討します。また、まるっとこどもセンターに母子保健コーディネーターを配置し、子育てと仕事の両立等の相談があれば、必要なサービスや関係機関の利用につなげます。

(10) 保育サービス等の利用にかかる負担軽減の充実

3歳から5歳までのすべての子どもを対象とした幼児教育・保育の無償化の適正な運用を図るとともに、本市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の子どもについて、引き続き保育料や副食費を無償とします。

保育所（園）等の利用調整において、きょうだいが在籍する保育所（園）等への転園を希望する場合の基礎指数を見直し、きょうだいが同じ保育所（園）等に通いやすくなるよう取り組みます。また、保護者の負担軽減を図るため、使用済み紙おむつを各施設で廃棄するとともに、紙おむつなどが使い放題になる定額サービス「手ぶら登園」の実施に加え、さらには保育所等で使用する午睡用ふとんの持ち運びが大変といった声を踏まえ、公立保育所において「ふとんの定額サービス」を導入するなど、さまざまな保護者の負担軽減につながる取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 通常保育事業
- 待機児童対策の推進
- 小規模保育事業
- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 夜間保育事業
- 休日保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）
- 保育士等就職支援センター事業（再掲）
- 利用者支援事業
- 幼稚園給食の実施
- 市立保育所における主食の提供
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 臨時保育室
- 市立保育所におけるおむつ回収・手ぶら登園
- 午睡用寝具の持ち帰り解消

■推進方向 10 放課後児童対策の充実

(1) 保護者ニーズに合った事業の充実

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、

「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、児童が楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。そのため、夏休みなどの長期休業期に留守家庭児童会室等で昼食を提供して欲しいという要望に応えるため、令和6年度に夏季休業中の昼食サービスを試行実施しました。今後は、居場所づくりの実施手法の検討を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。留守家庭児童会室へのスムーズな接続による児童の安全・安心な保育を行うため、就学前施設と子どもの状況を共有するなどの連携を図ります。

（２）総合型放課後事業の制度等の周知

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の目的・趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知することで、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することで、安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、保育料等の納得性を高めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

（３）児童の放課後の居場所づくりの推進

家庭、学校以外の第３の居場所として、学校敷地の中に、すべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業における放課後児童対策に対する取り組みについて、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、各小学校区で地域団体等が地域の特色や多様性を生かした体験活動を実施する枚方子どもいきいき広場への支援を行いながら、一層強化していきます。

【主な取り組み】

- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 枚方子どもいきいき広場（再掲）
- 留守家庭児童会室等における夏季休業中の昼食サービスの施行実施

■推進方向Ⅱ 男女共同子育ての推進

（１）男女がともに参加する子育ての推進

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、固定的な性別役割分担の意識を変えるための啓発や、男女共同参画意識の向上を図るための講座の開催、また情報提供や相談事業の充実に引き続き努めます。さらに、男女共同参画に資する取り組みを行う市民団体への活動支援を行うとともに、市と団体が協働し、子どもから大人まで、性別年齢を問わず

男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

（２）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

男女がともに子育てに参加するためには、長時間労働の是正や男性も含めた育児休業の取得促進など、男女が共同して子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があり、そのためには、事業主が積極的に雇用環境の整備に取り組まなければなりません。また、仕事、家庭や地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、人生の各ステージに応じて自らが希望する生き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを、社会全体の運動として広げていくことが大切です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組めます。

【主な取り組み】

- 男女共同参画推進事業
- 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発
- 女性の採用、職域拡大等に関する啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動（再掲）

第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理

計画を効果的・効率的に推進していくためには、計画策定後において、毎年度、PDCAサイクルの手法により適切な進行管理を行い、評価結果に基づき継続的に改善・見直しを図っていくことが重要です。

本計画は、子ども・若者および子育て支援策を総合的に推進するものですが、取り組みを進めるにあたっては、関係部署が広範囲に及ぶことから、庁内連携による評価体制が必要不可欠です。このため、計画の進行管理については、各担当部署により、関係する目標事業量の推移や取組実績の進捗等を把握した上で、関係部署で構成する庁内の評価会議（枚方市こども計画策定委員会）において庁内横断的に審議し、施策単位の総合的な評価を行います。

その上で、児童福祉等に関する有識者や市民、また関係機関などで構成する外部の評価会議（枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会）で審議・評価をいただき、改めて庁内で評価内容を共有化し、次年度の取り組みの改善や見直しにつなげていきます。

また、市民ニーズの変化や国の動向など社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度、目標事業量（「教育・保育」等の量の見込みと確保方策）の実績値などを速やかに把握するとともに、こども基本法第11条に基づき、子ども施策に対する子ども・若者等からの意見の反映を実施するなど、適切に進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しも行います。

【庁内の評価会議】

■枚方市こども計画策定委員会

児童福祉・母子保健、幼児教育・保育、学校教育、市の政策調整に関する部署などで構成

本計画の内容は、児童福祉や母子保健など庁内のさまざまな部署にまたがり相互に関連することから、上記の庁内の評価会議を活用し、組織横断的な視点も持ちながら審議・評価を進めます。

【外部の評価会議】

■枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会

児童福祉等に関する有識者、市民、民生委員・児童委員、PTA協議会役員、私立保育園・幼稚園代表者、医師などで構成

計画を適切な進行管理のもと推進していくためには、実効性や透明性を確保するため、行政外部からの意見をいただくことも重要です。上記の外部の評価会議を活用し、子ども・若者、子育て支援に関わるさまざまな専門的見地から審議・評価をいただきます。

2. 計画の実現に向けた数値目標

「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画」に掲げられた数値目標・指標等を勘案しながら、本市の子ども・若者や子育て支援の状況等を把握できるような各事業の事業量などを、必要に応じ、設定します。

今後検討